

熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性 鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

平成 16 年 10 月 25 日制定

平成 17 年 1 月 31 日改訂

平成 21 年 10 月 19 日改訂

平成 24 年 2 月 23 日改訂

平成 26 年 6 月 30 日改訂

平成 28 年 3 月 2 日改訂

平成 29 年 12 月 21 日改訂

令和 4 年 9 月 13 日改訂

令和 5 年 12 月 20 日改訂

令和 7 年 2 月 5 日改訂

熊本県農林水産部

目次

はじめに

用語解説

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 第1 | 防疫対策の概要 | |
| 1 | 基本方針 | 1 |
| 2 | 高病原性鳥インフルエンザ | 1 |
| 3 | 低病原性鳥インフルエンザ | 2 |
| 4 | 鳥インフルエンザ | 2 |
| 5 | 防疫組織体制 | 3 |
| 6 | 各組織の役割 | 8 |
| | (1) 県本部 | 8 |
| | (2) 総合指揮所 | 11 |
| | (3) 現地対策本部 | 12 |
| | (4) 地域対策会議 | 14 |
| | (5) 地域対策本部 | 18 |
| 7 | 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策のフローチャート(基本) | 24 |
| 8 | 発生時における初動防疫のシミュレーション(基本) | 28 |
| 第2 | 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 | |
| 1 | 県(畜産課・家保)の取組 | 32 |
| 2 | 地域振興局等の取組 | 34 |
| 3 | 市町村・関係団体の取組 | 34 |
| 第3 | 発生予察のための監視 | |
| 1 | 防疫指針に基づく検査 | 35 |
| 2 | モニタリングを行う検査員の遵守事項 | 35 |
| 3 | 野鳥等のサーベイランス検査で感染が確認された場合の対応等 | 36 |
| 第4 | 異常家きん等の発見及び検査の実施 | |
| 1 | 異常家きんの届出等を受けたときの対応 | 38 |
| 2 | 家保による農場での検査等 | 41 |
| 3 | 精密検査(PCR)陽性判定時に備えた準備 | 44 |
| 4 | 中央家保での検査 | 46 |
| 5 | モニタリングで発見された場合の対応 | 46 |
| 6 | 動物衛生研究部門への材料送付 | 46 |
| 7 | その他 | 47 |

| | | | |
|----|-------------------------------------|------------------|-----|
| 第5 | 病性等の判定 | | |
| 1 | 病性の判定方法 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 48 |
| 2 | 患畜及び疑似患畜 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| 3 | 農場監視プログラムの対象家きん | ・・・・・・・・ | 50 |
| 第6 | 病性等判定時の措置 | | |
| 1 | 関係者への連絡 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 51 |
| 2 | 地域対策本部の設置 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 51 |
| 3 | 報道機関への公表等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 52 |
| 4 | 公示、報告又は通報 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 52 |
| 5 | 相談窓口の開設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
| 6 | 家畜防疫員及び防疫作業従事者等人員の応援要請 | ・・・・・・・・ | 53 |
| 7 | 消毒命令の検討 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 54 |
| 8 | 防疫対策の推進を図るための支援 | ・・・・・・・・ | 54 |
| 第7 | 発生農場における防疫措置 | | |
| 1 | 事前の農場準備（事前調査班） | ・・・・・・・・ | 57 |
| 2 | 防疫資材の備蓄、管理・点検、搬送（家保） | ・・・ | 61 |
| 3 | 防疫措置の支援作業（事前準備班） | ・・・・・・・・ | 66 |
| 4 | 通行の制限（法第15条）（地域対策本部） | ・・・・・・・・ | 67 |
| 5 | 支援センターの設置（地域対策本部） | ・・・・・・・・ | 69 |
| 6 | 現場事務所の設置（地域対策本部） | ・・・・・・・・ | 74 |
| 7 | 防疫作業従事者の健康管理（地域対策本部） | ・・・・・・・・ | 78 |
| 8 | 発生農場の農場従事者等の健康管理（発生地保健所） | ・・ | 80 |
| 9 | 家きんの評価（評価班） | ・・・・・・・・ | 80 |
| 10 | と殺（法第16条）（殺処分班） | ・・・・・・・・ | 82 |
| 11 | 殺処分の進め方（捕鳥班、運搬班、殺処分班、搬出班、焼却又は埋却準備班） | ・・・・・・・・ | 85 |
| 12 | 殺処分後の作業（焼却又は埋却準備班、家きん舎清掃消毒班） | ・・・・・・・・ | 93 |
| 13 | 埋却作業（焼却又は埋却班、地域対策本部総務班） | ・・・・・・・・ | 99 |
| 14 | 焼却作業（焼却又は埋却班、地域対策本部総務班） | ・・・・ | 110 |
| 第8 | 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）（防疫総括班） | | |
| 1 | 制限区域の設定 | ・・・・・・・・ | 122 |
| 2 | 制限区域の変更 | ・・・・・・・・ | 126 |
| 3 | 制限の解除 | ・・・・・・・・ | 126 |
| 4 | 制限の対象 | ・・・・・・・・ | 127 |
| 5 | 制限の対象外 | ・・・・・・・・ | 127 |
| 第9 | 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条・34条）（地域対策本部） | | |

| | | |
|-------|--------------------------------|-----|
| 1 | 移動制限区域内の制限 | 135 |
| 2 | 搬出制限区域内の制限 | 135 |
| 3 | 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限 | 135 |
| 4 | 制限の対象外 | 135 |
| | | |
| 第10 | 消毒ポイントの設置（法第28条の2）（地域対策本部） | |
| 1 | 基本的な考え方 | 140 |
| 2 | 設置場所の選定 | 140 |
| 3 | 消毒の対象 | 140 |
| 4 | 消毒の方式 | 140 |
| 5 | 正確な情報提供・指導 | 143 |
| 6 | 消毒ポイントの設置方法と運営 | 143 |
| | | |
| 第11 | 消毒作業 | |
| 1 | 基本的な考え方 | 147 |
| 2 | 消毒薬の選定 | 148 |
| 3 | 消毒方法 | 150 |
| 4 | 消毒薬の使用・保管・廃棄に当たっての注意事項 | 155 |
| | | |
| 第12 | ウイルスの浸潤状況の確認 | |
| 1 | 疫学調査（疫学調査班） | 157 |
| 2 | 制限区域内の周辺農場の検査（検診班） | 158 |
| | | |
| 第13 | ワクチン（法第31条） | 161 |
| 第14 | 家きんの再導入 | 162 |
| 第15 | 農場監視プログラム | 165 |
| 第16 | 発生の原因究明 | 168 |
| 第17 | その他 | 168 |
| 第18 | 防疫服の着方・脱ぎ方マニュアル | 169 |
| | | |
| HPA I | 発生時の基本応援計画（1万羽） | 174 |
| HPA I | 発生時の基本応援計画（3万羽） | 175 |
| HPA I | 発生時の基本応援計画（5万羽） | 176 |
| HPA I | 発生時の基本応援計画（10万羽） | 177 |
| HPA I | 発生時の基本応援計画（自衛隊応援・10万羽） | 178 |

別添【関係資料集及び各種様式集】

はじめに

令和3年12月3日、玉名郡南関町の肉用鶏農場において、本県3例目となる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。平成22年の宮崎県における海外悪性伝染病の相次ぐ発生を踏まえ、「迅速・的確な初動対応」に重点を置き関係機関の緊密な連携により防疫措置を行った結果、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」で目安とされる72時間以内に終了することができました。

現在、我が国の近隣諸国において高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが継続的に発生しており、これらの国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高いものと考えられます。このため、家さんの所有者と行政機関及び関係団体とが高い意識を持って緊密に連携し、実効性のある防疫体制を構築する必要があります。

熊本県においては、本病を含めた悪性家畜伝染病が発生した場合に、その早期清浄化とまん延防止を図るため「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱（平成16年2月5日施行）」により、その防疫態勢及び組織体制が明確に定められています。また、防疫措置等の詳細を記した「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）は、平成16年10月25日制定後、本県における平成26年、平成28年及び令和3年の経験等を反映し、令和5年12月20日に最終改訂が行われています。

今般、健康危機管理課において、防疫作業従事者への予防薬の処方対象者について見直され、「高病原性鳥インフルエンザ等発生に伴う健康調査等に関する健康福祉部対応指針」が改訂されたこと等を踏まえ、県マニュアルを改訂することとなりました。

関係者におかれましては、本マニュアルについて理解を深め、有事を想定した防疫演習等に積極的に参加していただくとともに、万一の発生の場合には、迅速な対応を行うことができるよう御協力をお願いします。

用語解説

【法律・指針等】

○家畜伝染病予防法（以下「法」という。）

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止し、畜産の振興を図ること等を目的として制定された法律。

○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）

法に基づき、発生時に具体的にどのような防疫措置を取るかを取りまとめた国の指針で、本病が発生した際には、この指針に基づき防疫措置を講ずる。

○熊本県家畜伝染病防疫対策要綱（以下「要綱」という。）

県内又は県周辺で悪性家畜伝染病が発生した場合に、早期清浄化とまん延防止に万全を期するため、必要な事項を定めたもの（平成16年2月5日施行）で、主に防疫態勢等が記載されている。

○熊本県家畜伝染病防疫対策要領（以下「要領」という。）

防疫指針及び要綱の規定に基づき、本県における悪性伝染病の発生予防、発生時における必要な事項を定めたもの（平成19年7月31日施行）で、主に県職員の役割分担や、平時、有事の際の基本的な対応等が記載されている。

【組織・体制等】

○農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）

国の家畜防疫主務課であり、法に係る指導・助言・支援等を行う。

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）

伝染病の原因であるウイルスや抗体、遺伝子等の詳細な検査等を行う機関。

○熊本県農林水産部生産経営局畜産課（以下「畜産課」という。）

県の家畜防疫主務課。

○家畜保健衛生所（以下「家保」という。）

家畜伝染病の発生時に、防疫作業の中心を担う県の機関で、熊本県内に中央、城北、阿蘇、城南、天草の5箇所ある。

○広域本部、地域振興局（以下「地域振興局等」という。）

県央広域本部の熊本、宇城、上益城、県北広域本部の菊池、玉名、鹿本、阿蘇、県南広域本部の八代、芦北、球磨、天草広域本部の11所属をいう。

所属する各農業普及・振興課が主となり、振興局全体で防疫対策の支援を行う。

○熊本県中央家畜保健衛生所検査課（以下「検査課」という。）

各家保では検査不可能な精密検査を行う課で、鳥インフルエンザウイルスの分離や遺伝子検査、抗体検査等を実施する。

○熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県本部」という。）

県内で発生があった場合、知事を本部長として設置される関係部局の協力体制の確立及び連絡調整に関する県の本部。県本部の事務を補佐するため幹事会を置く。

○熊本県鳥インフルエンザ対策会議（以下「対策会議」という。）

九州内で発生があった場合、農林水産部長を議長として設置される会議。

○地域鳥インフルエンザ対策会議（以下「地域対策会議」という。）

本病の発生を受け、発生地をはじめ広域本部長及び広域本部地域振興局長を議長として設置され、関係機関への協力依頼と連絡調整を行う。

○鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）

発生地を管轄する家保に設置され、現地の防疫対策を指揮・実行する。

○鳥インフルエンザ支援対策本部（以下「地域対策本部」という。）

県本部が設置された際、各地域振興局等に地域対策会議とともに設置され、防疫活動の支援等を行う。

○支援センター

防疫作業従事者の集合施設であり、防疫服の着脱及び資材管理等を行う場所。公民館や体育館等の公共施設で駐車場等が整っている場所を利用する。

○現場事務所

発生農場の近く汚染エリア近くに隣接するよう建てる仮設テント。防疫作業にあたる作業員の休息や防疫資材の備蓄等の場として利用される。

○運営事務所

発生農場から離れた焼却施設または埋却場所に、必要に応じて建てる仮設テント。その役割は現場事務所に準じる。

○健康相談・処方会場

県庁新館3階健康福祉部会議室及び発生地保健所内に設置され、医師による問診や抗インフルエンザウイルス薬処方等を行う場所。

【その他】

○防疫措置（作業）

家畜伝染病のまん延・拡大を防止するため、発生農場等からのウイルス等の拡散を防止する一連の作業（殺処分・焼却・埋却・清掃・消毒等）。

○家畜防疫員

法に規定する事務に従事させるため、知事が県職員の中から任命する獣医師。防疫作業の中心を担う。

○対象家きん

法第2条の高病原性鳥インフルエンザの欄に掲げる家きん（鶏、あひる、うずら）及び政令で定めるその他の家きん（きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）のこと。

○家きん農場

家きんを飼養し、業を営むものをいう。便宜的に100羽以上（だちょうは10羽以上）の飼養者とし、マニュアル上、これら未満の愛玩鶏等を飼養するものと区別することとする。

法では、「飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者」と記載されており、法施行規則にて、家きんを飼養している者全ては、その飼養している家きんの種類及び羽数を、都道府県知事（管轄家保）に報告する義務がある。

○採卵鶏（レイヤー）

鶏卵を生産するために飼養されている鶏で、通常は鶏舎内のケージの中で飼われ、年間で250個～290個の卵を産む。成鶏での体重は1.7kg～2.0kg程度。

○肉用鶏（ブロイラー）

鶏肉を生産するための鶏で、ヒナを7～8週間育てて食鳥処理場へ出荷する。出荷時の体重は2.3kg～3.0kg程度。

○種鶏

採卵鶏や肉用鶏のヒナを生産するための親鳥で、特に肉用鶏の種鶏は大柄。

○開放鶏舎

鶏舎の内外を壁と窓、あるいはカーテンで仕切った鶏舎。

○平飼い

鶏舎内、又は屋外において、鶏が床面（地面）を自由に運動できるようにして飼育する方法。ブロイラーはほとんどが平飼いだが、レイヤーではケージ飼いが一般的。

○ウインドウレス鶏舎

窓（ウインドウ）のない（レス）鶏舎のことで、通常のウインドウレス鶏舎では、温度や光（照明）の管理、飼料や飲み水の管理などをコンピュータ制御で行っており、採卵（集卵）も自動化されている。また、採卵鶏のウインドウレス鶏舎の場合、多段型ケージが用いられていることが多く、鶏の捕獲や取り出し作業を行う際には注意が必要。

○GPセンター

グレーディング・アンド・パッキングセンターの略で、鶏卵の格付（SS、S、MS、M、L、LL）包装施設のこと。GPセンターでは鶏卵の一時的保管機能も行い、パック詰め、箱詰め、割卵及び凍結液卵製造、冷蔵などに対応し、流通の実質的中心になっている。

○防疫服

不織布等で作られたウイルス等から身を守るための使い捨て専用服。

有事に使用した物は、全て廃棄処分とする。キャップ、ゴーグル、インナー・アウター手袋、長靴等、一式をさす場合もある。

○フレコンバッグ

フレキシブル・コンテナバッグの略。薄茶色の折りたたみ式の丈夫な袋で、現場ではゴミ袋や消毒用の消石灰、殺処分した家きん等を入れる袋などとして使用。

○油圧ショベル

埋却溝の掘削、殺処分した家きんを入れたフレコンバッグ等の吊り下げなどに用いる重機で、ユンボ、バックホー、パワーショベルと呼ばれる。

○フォークリフト

荷物を運搬するための特殊車両で、パレットに積載した消石灰や処分家きんを入れた密閉容器の運搬などに使用。

○ホイールローダー

タイヤショベル。バケットが付いた重機で、殺処分した家きん、鶏糞等の運搬に使用。

○コンパネ

「コンクリートパネル」の略称。コンクリートの型枠用に作られた合板で、耐水性が高く、コスト的にも安い。防疫作業の現場では、殺処分する家きんの追い込み等に使用。

○密閉容器

医療廃棄物処理の専用容器。臭い漏れや液漏れなどに対応した設計となっており、廃棄物収納後も高い段積みが可能で荷崩れしにくい。現場では家きんの殺処分や運搬、焼却する際に利用。

○スノーホーン

殺処分に利用する炭酸ガスボンベ（サイフォン付シリンダー容器充填品）とセットで利用する噴射装置の名称。液化炭酸ガスを原料として、スノー状ドライアイスを製造する。

○動力噴霧器

主に消毒薬の散布や機器洗浄のための放水に利用する機械。

○除染テント

災害現場周辺に設置可能な除染シャワーを備えた可搬型のテント。

○ラスティーパレット（カゴ台車）

三方向を格子状、又は網状のスチール製の枠で囲われた台車のこと。底にはキャスターがついており、搬送を行える。本県では備蓄資材の保管・運搬に使用している。

第1 防疫対策の概要

1 基本方針（防疫指針P.3）

- (1) 鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。
- (2) 家さんの所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家さんが発見された場合に、直ちに県（管轄家保）に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家さん所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

ア 県は、家さん農場に対し、必要な情報の提供を行うとともに、県の防疫レベルを高位に維持するよう努める。

イ 県は、家さん農場への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

ウ 市町村及び関係団体は、県が行う家さん所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

エ 市町村は、家さん農場以外の家さん所有者の把握と、その者への報告義務等必要事項の通知や指導に努める。

- (3) 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その処分家さん等の処理に加え、疫学関連の家さんの特定が非常に重要である。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は以下の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

ア 県は、国の支援を受けながら、農林水産省対策本部が決定した防疫方針に即した具体的防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

イ 市町村及び関係団体は、県が行う具体的な防疫措置に協力する。

ウ 県は、国の指針第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家さんを早期に特定し、厳格に監視する。

2 高病原性鳥インフルエンザ（Highly Pathogenic Avian Influenza、HPAI）

(1) 対象家畜

本病は多くの鳥類に感染するが、家畜伝染病予防法で規定されている対象家畜は鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家さん」という。）である。

(2) 原因：鳥インフルエンザウイルス

（オルソミクソウイルス科A型インフルエンザウイルス属）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による。

(3) 伝播様式

- ア 感染源：感染鳥の糞便等。
- イ 伝播経路：経口経鼻感染。
- ウ 感染ルート：輸入鳥類、渡りの水禽類や野鳥、発生国からの肉や卵、人などが考えられる。

(4) 主要症状：死亡羽数の増加、鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等。

(5) 防疫対策

- ア 法第2条において家畜伝染病に指定。
(対象家畜：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)
- イ 防疫指針で強力な防疫措置が規定されている。

3 低病原性鳥インフルエンザ（Low Pathogenic Avian Influenza, LPAI）

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。

対象家畜、原因、伝播様式は、高病原性鳥インフルエンザと同じであるが、高病原性鳥インフルエンザほど重篤な症状は呈さない。

ウイルスは変異しやすいため（高病原性への変異、鳥類から哺乳類にうつりやすくなる変異等）、発見次第、法に基づき、防疫措置を行うことになる。

4 鳥インフルエンザ（Avian Influenza, AI）

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病。

| | | ウイルスの亜型 | |
|-----|-------|---|--------------------------------------|
| | | H5、H7 | H5、H7以外 |
| 病原性 | 低い | 低病原性鳥インフルエンザ(LPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 | 鳥インフルエンザ 対象種：鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| | 高い(※) | 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 OIEの診断基準(※)に準じて判定 | |

我が国における鳥インフルエンザの分類

5 防疫組織体制

「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱」に従い、次の3段階の防疫態勢をとるものとする。

なお、発生状況に応じ、知事又は農林水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 国内で発生があった場合は、レベル1とする。

レベル1では、防疫総括班（畜産課）と家保による防疫態勢の強化により対応する。

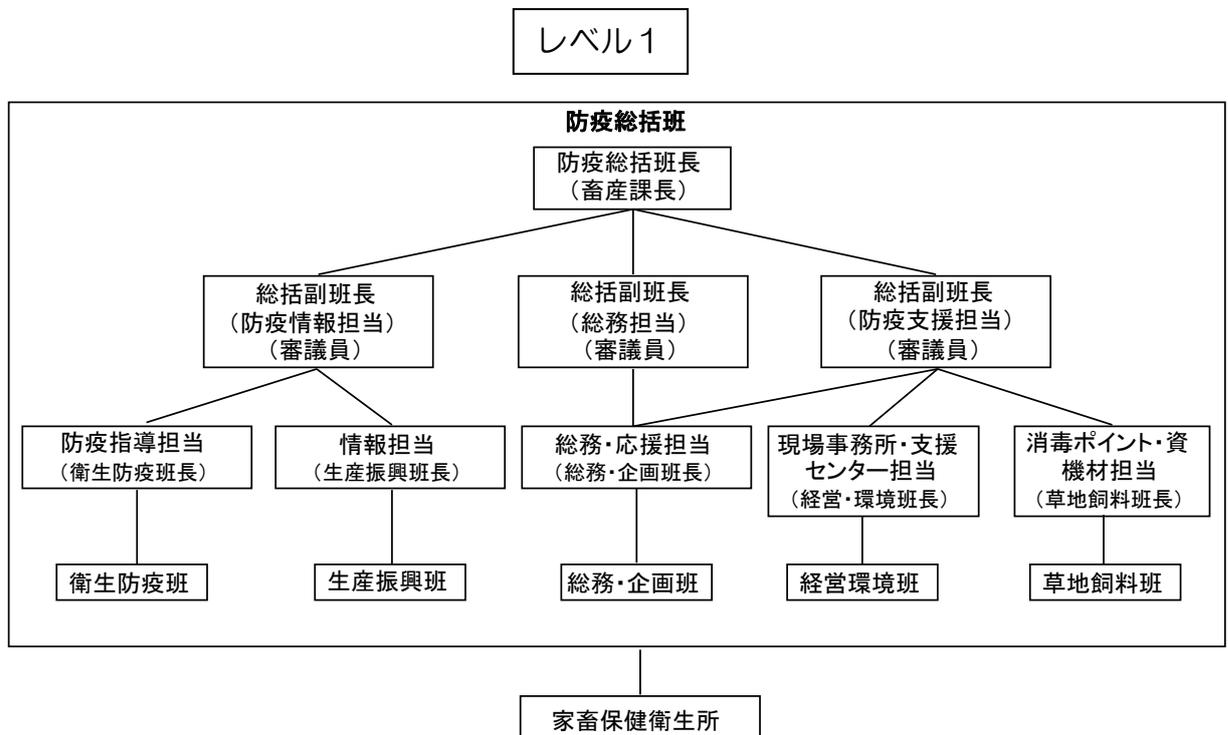
(2) 九州内で発生があった場合は、レベル2とする。

レベル2では、対策会議を設置するとともに、必要に応じ地域振興局等に地域対策会議を設置し、関係機関との連携・協力の下、侵入防止と清浄性の確認を図る。

(3) 県内で発生があった場合は、レベル3とする。

レベル3では、知事を本部長とする県本部を設置する。また、発生地の家保を現地対策本部とするとともに、各地域振興局等单位に地域対策会議及び地域対策本部を設置し、関係機関との連携・協力の下、早期清浄化と感染拡大防止に全力を挙げる。

なお、本館8階農林水産政策課分室に総合指揮所を設置して防疫対応を総括する。



レベル3

熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部

本部長：知事

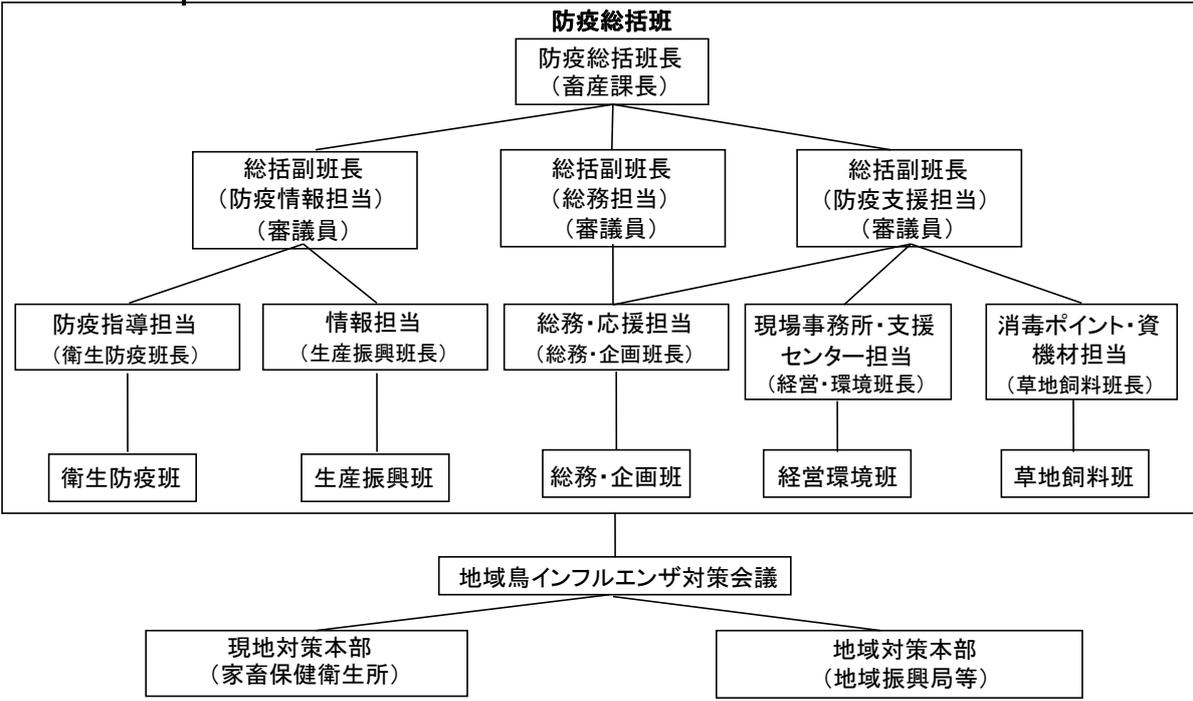
| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 副知事（副本部長） • 知事公室長 • 危機管理監 • 総務部長 • 企画振興部長 • 健康福祉部長 • 環境生活部長 | <ul style="list-style-type: none"> • 農林水産部長（副本部長） • 商工労働部長 • 観光文化部長 • 土木部長 • 各広域本部長 • 各広域本部地域振興局長 • 教育長 • 県警本部警備部長 |
|---|--|

（* 国からの専門官等派遣の場合参加）
 （* 自衛隊の応援出動を受けている場合、自衛隊もメンバーに加える。）

幹事会（代表幹事：農林水産部生産経営局長）

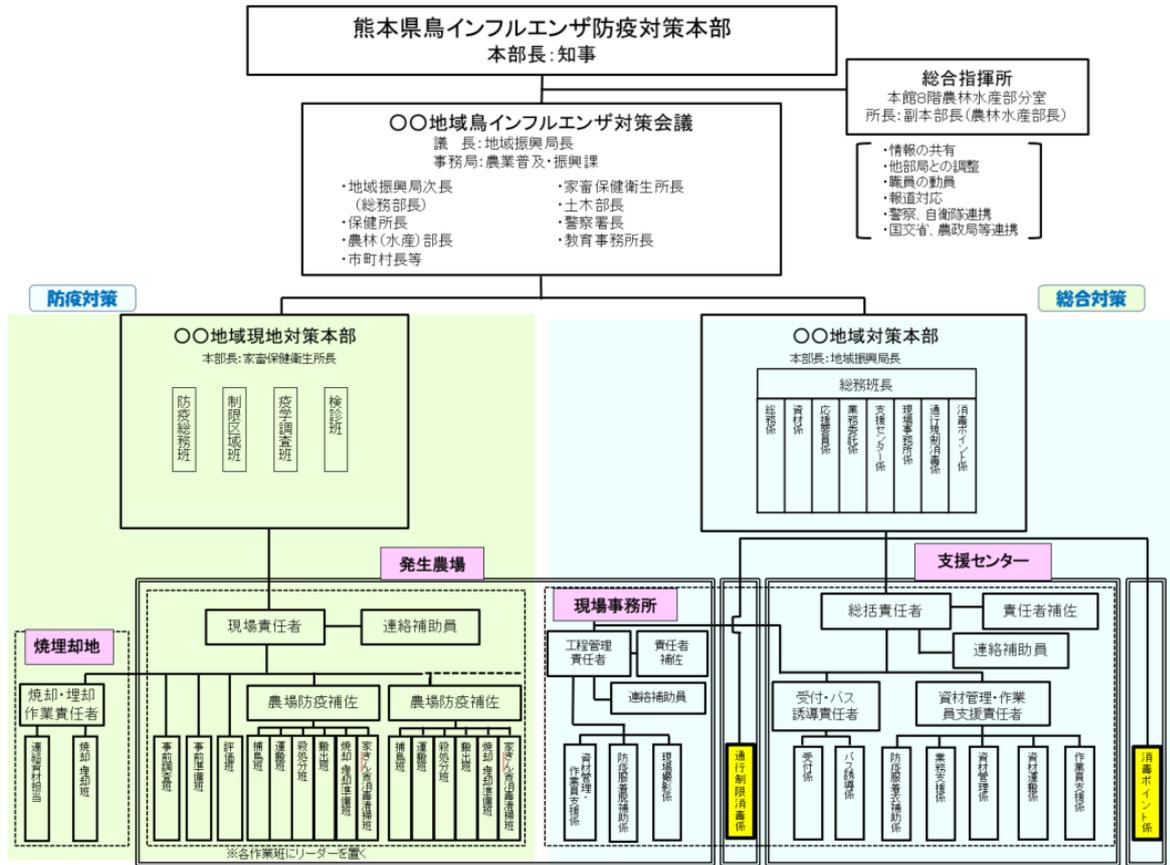
| | |
|---|---|
| 農林水産部生産経営局長 広報課長 危機管理防災課長 人事課長 私学振興課長 企画課長 健康危機管理課長 環境保全課長 自然保護課長 循環社会推進課長 くらしの安全推進課長 商工政策課長 観光文化政策課長 | 農林水産政策課長 団体支援課長 農業技術課長 畜産課長 農村計画課長 技術管理課長 畜産研究所長 道路保全課長 各広域本部農林（水産）部長 各広域本部地域振興局農林（水産）部長 教育政策課長 県警本部警備第二課長 |
|---|---|

* 本館8階農林水産政策課分室に総合指揮所を設置する。）



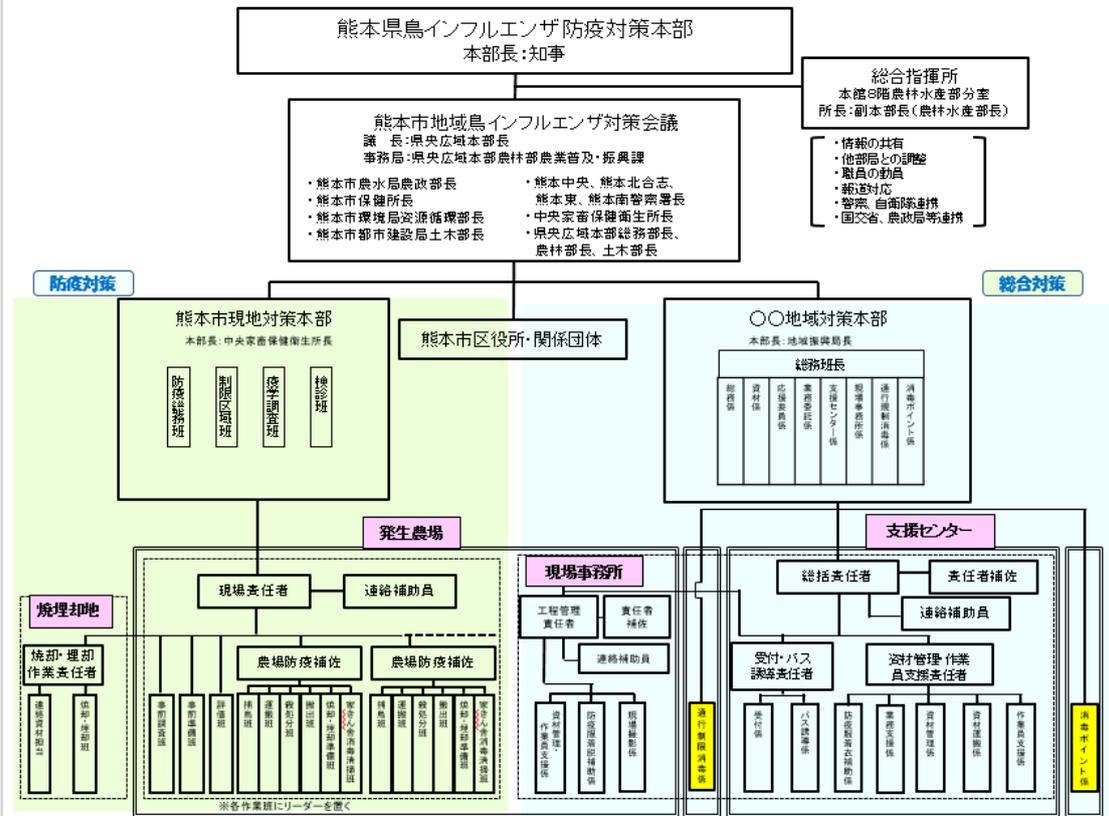
※発生地以外は必要に応じて地域鳥インフルエンザ対策会議を設置

地域における組織体制 各地域振興局における体制（レベル3）



- ※ 発生農場から離れた焼・埋却施設には、状況及び規模に合わせて運営事務所を設置する。また、焼却又は埋却作業責任者（家畜防疫員）及び必要に応じて連絡補助・資材管理係を置く。
- ※ 備蓄倉庫での資材積み込みを担当する資材搬送班は、防疫総括班（畜産課）において編成し、派遣するものとする。

熊本市における体制（レベル3）



- ※ 発生農場から離れた焼・埋却施設には、状況及び規模に合わせて運営事務所を設置する。また、焼却又は埋却作業責任者（家畜防疫員等）及び必要に応じて連絡補助・資材管理係を置く。
- ※ 備蓄倉庫での資材積込みを担当する資材搬送班は、防疫総括班（畜産課）において編成し、派遣するものとする。

6 各組織の役割

(1) 県本部

ア 基本方針

県本部は、現地の防疫方針の策定、国、関係県、地域対策会議、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図るとともに、関係部局の一致協力の下、本病の感染拡大防止及び早期清浄化に全力を挙げることを目的とする。

イ 構成

本部長は知事とし、副本部長は、副知事及び農林水産部長とする。その他、各部（公室）長、危機管理監、各広域本部長、各広域本部地域振興局長、教育長、県警本部警備部長を構成員とし、生産経営局長、関係課（所）長、各広域本部農林（水産）部長、各広域本部地域振興局農林（水産）部長よりなる幹事会を置く。また、畜産課に防疫総括班を設置し、防疫活動方針の策定、現地対策本部への指示を行うとともに、地域対策会議と連携を図る。

ウ 所掌事務

県本部における防疫活動等を円滑に実施するため、幹事会及び防疫総括班は別表1及び2に掲げる業務を遂行する。

別表1 幹事会における各部局の所掌事務

| 部局 | 構成員 | 所掌事務 |
|-------|----------|--|
| 知事公室 | 広報課長 | ・ 広報に関すること |
| | 危機管理防災課長 | ・ 対応体制の支援及び支援センター等での情報収集 ・ 自衛隊への情報提供及び災害派遣要請 ・ 災害支援車両高速道路無料措置手続 |
| 総務部 | 私学振興課長 | ・ 私立学校の児童・生徒等の安全に関すること ・ 学校飼育動物及び家畜の防疫に関すること |
| | 人事課長 | ・ 職員に関すること |
| 企画振興部 | 企画課長 | ・ 県の政策及び施策の総合調整 |
| 健康福祉部 | 健康危機管理課長 | ・ 防疫作業従事者の健康調査等に関すること ・ 人の健康に関する相談窓口に関すること ・ 健康福祉部の家畜防疫員の派遣計画、連絡調整 ・ 食鳥処理場の連絡調整に関すること ・ 愛玩鳥（家きん以外）に関すること ・ 鶏肉・鶏卵の安全に関すること |
| 環境生活部 | 環境保全課長 | ・ 水道の衛生確保に関すること |
| | 自然保護課長 | ・ 死亡野鳥に関すること ・ 野生動物の取り扱いに関すること |
| | 循環社会推進課長 | ・ 焼却処分等廃棄物に関すること |

| | | |
|---------|------------|--|
| | くらしの安全推進課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・消費者対応（相談窓口）に関すること |
| 商工労働部 | 商工政策課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工労働部内の連絡調整に関すること |
| 観光文化部 | 観光文化政策課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光文化部内の連絡調整に関すること |
| 農林水産部 | 農林水産政策課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合指揮所に関すること ・県本部及び幹事会の会議運営 ・農林水産部内の連絡調整 ・試験研究機関の連絡調整 |
| | 団体支援課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営支援対策に関すること ・農業共済組合の連絡調整 |
| | 農業技術課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業普及・振興課との連絡調整 |
| | 農村計画課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・振興局農地整備課との連絡調整 |
| | 技術管理課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋却等に係る埋却溝等の設計、積算に関すること ・農地情報図の利用支援 |
| | 畜産課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・県本部及び幹事会の会議運営 ・家畜、畜産物、飼料等流通に関すること ・経営支援対策に関すること ・地域対策会議との連携に関すること ・家畜防疫に関すること ・情報・広報に関すること ・応援要員数の取りまとめに関すること |
| | 畜産研究所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産研究所飼養家畜の防疫に関すること ・防疫対策の支援に関すること |
| 土木部 | 道路保全課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域振興局等土木部の連絡調整 ・道路の占用許可 ・道路標識、機材等の貸出 ・九州地方整備局との連絡調整 |
| 地域振興局等 | 農林（水産）部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策の支援に関すること ・地域対策本部に関すること ・局内の連絡調整 |
| 教育庁 | 教育政策課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁内の連絡調整 ・公立学校の児童・生徒等の安全に関すること ・学校飼育動物及び家畜の防疫に関すること |
| 県警本部警備部 | 警備第二課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・県警本部及び警察署の連絡調整 |

別表2 防疫総括班（畜産課）の所掌事務

| 班長等 | 担当 | 構成班員 | 所掌事務 |
|-----------------------|----------------------------|--------|--|
| 防疫総括班長 (畜産課長) | | | <ul style="list-style-type: none"> 防疫総括班の指揮、総括 |
| 総括副班長 (防疫情報担当：審議員) | 防疫指導担当 (衛生防疫班長) | 衛生防疫班 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的防疫方針の策定、指示 現地調査及び防疫措置の企画、指導、発生原因、その他の調査 家保との防疫対応等連絡調整 農水省動物衛生課との協議及び連絡調整 移動・搬出制限地域の協議及び設定、他県との連絡調整 清浄性確認検査等の日報収集、記録 備蓄資材の搬送計画に関すること 家畜防疫員の確保に関すること |
| | 情報担当 (生産振興班長) | 生産振興班 | <ul style="list-style-type: none"> 発生その他防疫情報の授受と収集、総合的な情報の収集 地域対策本部総務班及び関係団体等との連絡調整 現地対策本部への情報提供、各家保及び地域対策本部との情報共有 プレスリリース、ホームページに関すること 広報資料の作成、広報連絡、問い合わせ対応、相談窓口の開設 |
| 総括副班長 (総務担当：審議員) | 総務・応援要員担当 (総務・企画班長) | 総務・企画班 | <ul style="list-style-type: none"> 予算編成と執行、所要経費の確保と支出事務 関係機関との連絡調整、庁内会議の開催準備 関連事業の調整、集合施設等の開催制限 防疫措置の上部機関への報告 防疫活動の人員確保及び輸送（バス手配等） 健康調査等に係る健康危機管理課との連絡調整 |
| 総括副班長 (防疫支援担当：審議員) | 現場事務所・支援センター担当 (経営環境班長) | 経営環境班 | <ul style="list-style-type: none"> 現場事務所、支援センター（設置運営並びに資材の輸送及び調達等）に関すること 家さん、畜産物、飼料等流通状況の調査と調整 地域対策本部総務班等との連絡調整 食鳥処理場の調査 畜産物の流通及び消費対策に関すること |
| | 消毒ポイント・資機材担当 (草地飼料班長) | 草地飼料班 | <ul style="list-style-type: none"> 焼却・埋却及び消毒等防疫用機材の調達・配布、防疫資材の調達・調整 通行制限消毒の設置運営 消毒ポイントの設置運営 県警、土木部との連絡調整 流通飼料・飼料供給体制の調整 地域対策本部総務班等との連絡調整 |

(2) 総合指揮所

ア 総合指揮所は、本館8階農林水産政策課分室に設置し、情報の共有、他部局との調整、職員の応援要請、報道対応、警察・自衛隊・国機関との連携等、防疫対応を総括する。

イ 総合指揮所長は、農林水産部長（県本部副本部長）とする。

ウ 農林水産政策課により以下を基本として編成するが、感染拡大の状況等に応じ、関係各部と改めて協議の上で柔軟に対応するものとする。

総合指揮所の構成及び所掌事務

| 班 | 所掌事務 |
|--------------------|--|
| 所長：農林水産部長（県本部副本部長） | |
| 総括班 | <ul style="list-style-type: none">・地域対策本部等会議の開催・地域対策本部と防疫総括班との連絡調整・地域対策本部間の連絡調整等 |
| 渉外班 | <ul style="list-style-type: none">・報道対応・関係機関からの相談窓口等・風評被害対策等 |
| 応援要員・連絡調整班 | <ul style="list-style-type: none">・応援調整及び要員確保・県外防疫作業従事者に係る連絡調整・警察及び自衛隊との連絡調整等・他部局との連絡調整・国交省、農政局等との連携 |
| 関連支援班 | <ul style="list-style-type: none">・県外防疫作業従事者の宿泊及び送迎手配等・民間団体等への協力依頼等 |

(3) 現地対策本部

ア 現地対策本部は、発生地を管轄する家保に置き、県本部、防疫総括班（畜産課）からの指示の下、現地における防疫対策を指揮・実行する。

また、地域対策会議、地域対策本部、市町村、関係団体と連携、協力を図り、本病の早期清浄化と感染拡大防止に全力を挙げる。

イ 現地対策本部の構成と各班の主な所掌事務については、後述のとおりとする。

ウ 組織の運営に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）業務の分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にしておく。

（イ）現地対策本部の勤務時間は、防疫措置が終了するまで、24時間執務体制をとる。

（ウ）現地対策本部要員の健康管理に十分留意する。

（エ）班編成は、関係団体・市町村等の協力者を加え編成する。

エ 家保長は、本病が否定できない場合、防疫措置に取りかかるとともに、現地対策本部の設置を想定し、各班への家畜防疫員の振り分けを行い、現地対策本部各班名簿に記入して指揮命令系統の統一を図る。

【鳥インフルエンザ現地対策本部各班名簿（様式1-1）】

現地対策本部の構成と各班の主な所掌事務

| 本部 | 班長等 | 構成員 | 所掌事務 |
|---|--------------------|-------------------|---|
| 現地対策 本部長 (家保 所長) 副本部長 (家保 衛生 課長) | 防疫総務班長 (家保衛生課長) | 家保 | <ul style="list-style-type: none"> 防疫に関する人員の確保、資材の確保、獣医師、家畜防疫員の勤務台帳の管理 資材の管理と出納事務 対策本部及び地域対策本部との連絡調整 |
| | 発生地農場 (防疫対策) | 現場責任者 (家保防疫課長) | <ul style="list-style-type: none"> 発生地防疫措置の指揮 現地対策本部及び防疫総括班（畜産課）との連絡調整 |
| | | 連絡補助員 | 本庁応援職員ほか <ul style="list-style-type: none"> 現場責任者と防疫総括班（畜産課）及び現地対策本部との連絡補助 現場責任者と現場事務所の工程管理責任者との連絡補助 現場責任者と各農場防疫補佐との連絡補助 |
| | | 農場防疫補佐 | 家保 |

| | | | |
|--|--------------------------------|-------|---|
| | 事前調査班 | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 発生農場の調査による応援要員数、重機、資材等必要数確認 |
| | 事前準備班 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分前の発生現場での資機材の受取、現場事務所設置 殺処分作業前の簡易消毒 |
| | 評価 | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 評価人による殺処分した家きんの評価 評価に伴う手当金の申請等 |
| | 捕鳥 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分する家きんの捕獲 |
| | 運搬 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 捕鳥した家きんの運搬 |
| | 殺処分 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分の実施 |
| | 搬出 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分した家きんの搬出 |
| | 焼却・埋却準備 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分した家きんの袋（箱）詰め 殺処分鶏のカウント・記録 |
| | 焼却・埋却作業責任者（発生農場から離れた焼・埋却場所に置く） | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 現場責任者との連絡調整 焼却班又は埋却班の指揮 |
| | 焼却・埋却 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 埋却溝の掘削、埋却、焼却 |
| | 家きん舎清掃消毒 | 振興局ほか | <ul style="list-style-type: none"> 殺処分後の家きん舎の清掃消毒 |
| | 制限区域班 | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 制限区域の設定 制限区域内農場の特定と農場への連絡 例外協議 |
| | 疫学調査班 | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 発生農場と関連のある物の追跡調査 疫学関連家きん、農場の決定 |
| | 検診班 | 家保ほか | <ul style="list-style-type: none"> 発生地周辺地域の緊急立入検査、聞き取り調査等 疫学関連農場及び例外協議農場の立入り検査等 各種立入検査、聞き取り調査等の準備と実施 |

(4) 地域対策会議

県本部対策会議の開催を受けて、発生地域をはじめ、各地域振興局等内に広域本部長又は広域本部地域振興局長を議長とする地域対策会議を設置する。地域対策会議は、関係機関への協力依頼と連絡調整を図り、本病の早期清浄化と感染拡大防止を図る。

地域対策会議の構成員と主な所掌事務については、以下のとおりとする（議長の判断により、必要に応じ市町村や関係団体等を構成員に含めることができる）。 【地域鳥インフルエンザ対策会議設置の通知（様式2）】

地域対策会議構成員の所掌事務

| 部局 | 構成員 | 所掌事務 |
|--------|----------|--|
| 地域振興局等 | 本部長（局長） | <ul style="list-style-type: none"> 地域対策会議の総括に関する事 |
| | 次長（総務部長） | <ul style="list-style-type: none"> 地域対策会議内の連絡調整 防疫作業に係る応援要請への協力に関する事 支援センターの運営 |
| | 保健所長 | <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉部との連絡調整 現場事務所及び支援センターへの派遣に関する事 防疫作業従事者等の健康調査等 相談窓口の設置 発生農場従事者の健康調査 |
| | 農林（水産）部長 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的対策、防疫活動の支援に関する事 各広域本部・地域振興局内の連絡調整 防疫作業に係る応援要請への協力に関する事 消毒ポイントの設置・運営・撤去に関する事（土木部長の所掌事務を除く） |
| | 土木部長 | <ul style="list-style-type: none"> プール式消毒槽の設置工事に関する指導、助言 道路占用許可に関する事 道路標識、機材等の貸し出しに関する事 土木部との連絡調整に関する事 防疫作業に係る応援要請への協力に関する事 |

| | | |
|---------|------|--|
| 警察署 | 署長 | <ul style="list-style-type: none"> • 通行制限場所設定に係る助言に関する事 • 道路使用許可に関する事 • 通行制限場所の立会い • 消毒ポイント設置に当たっての助言に関する事 |
| 教育事務所 | 所長 | <ul style="list-style-type: none"> • 教育事務所内の連絡調整に関する事 |
| 家畜保健衛生所 | 所長 | <ul style="list-style-type: none"> • 防疫対策の指揮、実行に関する事 |
| 市町村 | 市町村長 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域対策本部との連絡調整に関する事 |

熊本市地域対策会議構成員の所掌事務

| 部局 | 構成員 | 所掌事務 |
|--------|------------|--|
| 県央広域本部 | 県央広域本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域対策会議の総括に関すること |
| | 県央広域本部農林部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域対策会議内の連絡調整に関すること ・県央広域本部内の連絡調整に関すること ・総合的対策、防疫活動の支援に関すること ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること ・消毒ポイントの設置・運営・撤去に関すること（土木部長の所掌事務を除く） |
| | 県央広域本部総務部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること ・支援センターの運営に関すること |
| | 県央広域本部土木部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・プール式消毒槽の設置工事に関する指導、助言 ・道路標識、機材等の貸し出しに関すること ・土木部との連絡調整に関すること ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること |
| 熊本市 | 農水局農政部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市各区局との連絡調整に関すること ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること |
| | 保健所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局内の連絡調整に関すること ・防疫作業従事者の健康調査等に関すること ・支援センターの派遣に関すること ・相談窓口の設置 |
| | 環境局資源循環部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・焼却及び埋却に関すること ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること |
| | 都市建設局土木部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の占用許可等に関すること ・道路標識、機材等の貸出に関すること ・防疫作業に係る応援要請への協力に関すること |

| | | |
|-----------------------------|-----------|---|
| <p>熊本中央、南、東、 北合志警察署</p> | <p>署長</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 通行制限区域等設定についての助言に関する事 • 道路使用許可に関する事 • 通行制限場所の立会い • 消毒ポイント設置に当たっての助言に関する事 |
| <p>中央家畜保健衛生所</p> | <p>所長</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 防疫対策の指揮、実行に関する事 |

(5) 地域対策本部

地域対策本部は、県本部が設置された場合には、地域振興局等に、地域対策会議とともに設置する。発生地を管轄する地域振興局等については、地域対策会議と連携を取りながら、現地対策本部と協力し防疫活動の支援等を行う。

病性鑑定の結果、本病が強く疑われる場合には、家保と連携しながら防疫措置の準備を進めるとともに、地域対策本部各班へ職員の振り分けを行い、地域対策本部各班名簿へ記入して指示の統一を図る。各班及び各係の構成員と所掌事務については以下のとおり。

【鳥インフルエンザ地域対策本部各班名簿（様式1-2）】

地域対策本部の主な所掌事務

| 本部 | 班 | | 所掌事務 |
|---|-----|-----|---|
| 地域対策本 部長 （地域振興 局長） 副本部長 （農林（水 産）部 長） | 総務班 | 総務係 | <ul style="list-style-type: none"> • 緊急打合せ及び地域対策会議の開催 • 勤務台帳、経理台帳管理事務 • 団体、市町村、県本部及び現地域対策本部との連絡調整 • 市町村が行う住民説明会の支援 • 消毒ポイント設置及び通行制限に係る事務手続き（警察署、道路管理者） • 発生その他防疫情報の収集・伝達、広報資料の作成、広報連絡 • 風評被害の防止 • 市町村・地元議員対応 • 相談窓口の設置 |
| | | 資材係 | <ul style="list-style-type: none"> • 防疫総括班（畜産課）との連携（消毒ポイント・通行制限、現場事務所・支援センターに関するレンタル機材、備蓄資材発注） • 管内関係機関への機材の貸出要請 • レンタル以外の資機材の購入 • 支援センター、消毒ポイント等からの要請に対する資材の搬入 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>応援要員係</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 業務に必要な要員の算定、確保、応援要請 • 管内の不足人員の応援要請（防疫総括班総務・応援要員担当） • 応援要員の配置 • 支援センター運営前の応援要員台帳管理 |
| | <p>業務委託係</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 建設業協会等との調整及び業務発注 • 防疫総括班（畜産課）とのレンタル機材等の連携 • 消毒ポイント係との連携（受取） • 各種レンタル資機材の使い方資料の作成と設置 |
| | <p>支援センター係</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 総括責任者と連携 • 支援センター設置場所について市町村等と事前協議 • レイアウト案、地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付 • 管外からの防疫作業従事者等の誘導や誘導案内設置等 |
| | <p>現場事務所係 （運営事務所係を兼務：発生農場から離れた焼・埋却場所に運営事務所を設置する場合。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 現場責任者及び現場事務所工程管理責任者と連携 • レイアウト案、地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付 （・運営事務所係の所掌事務は、焼却又は埋却作業責任者との連携の他、現場事務所係に準じる。） |

| | | |
|--------|------------|---|
| | 消毒ポイント係 | <ul style="list-style-type: none"> 管轄警察署、道路管理者、関係市町村等と事前協議 レイアウト、地図情報、消毒方法を付した消毒ポイント案を防疫総括班（畜産課）に送付 資機材運搬、撤去 設置、撤収進捗や消毒台数等定期報告 消毒業務、交通誘導業務指導 |
| | 通行規制消毒係 | <ul style="list-style-type: none"> 通行規制場所の設置（家畜保健衛生所、道路管理者、管轄警察署等と協議） 通行規制場所の応援要員及び資機材の管理 通行規制消毒運営 |
| 支援センター | 総括責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 支援センターの設置・運営 支援センター及び現場事務所の総括 地域対策本部へ進捗状況の報告 地域対策本部及び現場事務所との連絡調整（要請等） 資材の管理、健康観察、防疫服着脱等の作業員支援業務の調整 防疫作業従事者の現場事務所への送迎に関すること |
| | 責任者補佐 | <ul style="list-style-type: none"> 総括責任者が行う業務を補佐 |
| | 連絡補助員 | <ul style="list-style-type: none"> 総括責任者と地域対策本部、現場事務所等との連絡調整業務を補佐 |
| | 受付・バス誘導責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 受付、バス誘導業務の総括 バスの運行調整 |

| | | | |
|--|-------------|---------------|--|
| | 受付・バス誘導係 | 受付係 | <ul style="list-style-type: none"> 支援センターに直接来た防疫作業従事者及びその他の応援要員の受付、応援要員リスト（配置表）に基づく作業班リーダーの確認作業等 作業後の防疫作業従事者及び帰庁者の名簿確認 |
| | | バス誘導係 | <ul style="list-style-type: none"> 専用バスの運行円滑化のためのバス誘導、応援要員の乗降案内等 支援センターと現場事務所間の経路指示、誘導 |
| | 資材管理・作業員支援係 | 資材管理・作業員支援責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 支援センターの資材管理及び応援要員の作業支援業務の総括 地域対策本部及び現場事務所との連絡調整 現場事務所（在庫）資材の把握及び調達 |
| | | 業務支援係 | <ul style="list-style-type: none"> 支援センター内及び現場事務所、発生地保健所、本庁等との連絡調整 問診票によるセルフチェックの補助 作業後医師の診察や投薬を希望しない者の問診票の回収 健康危機管理課から持参する物品の管理 |
| | | 防疫服着衣補助係 | <ul style="list-style-type: none"> 防疫服着衣手順の説明・補助 |
| | | 資材管理係 | <ul style="list-style-type: none"> 資材の受入、仕分け 資材の帳簿記録、在庫管理、過不足予測及び報告 |
| | | 資材運搬係 | <ul style="list-style-type: none"> 支援センター用資材の積下ろし 現場事務所用資材の積み込み かご台車の保管 |

| | | | |
|-------|-------------|--------|--|
| | | 作業員支援係 | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業従事者に防疫作業の説明 ・防疫作業現場の進捗状況等の周知 ・バイオセキュリティ確保の説明 |
| 現場事務所 | 工程管理責任者 | | <ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の総括 ・現場責任者、支援センター総括責任者、地域対策本部との連絡・調整 ・応援要員、防疫資機材の管理に係る総括 |
| | 責任者補佐 | | <ul style="list-style-type: none"> ・工程管理責任者が行う業務を補佐 |
| | 連絡補助員 | | <ul style="list-style-type: none"> ・工程管理責任者と現場責任者、支援センター総括責任者、地域対策本部等との連絡調整業務を補佐 |
| | 資材管理・作業員支援係 | | <ul style="list-style-type: none"> ・資材の受入、仕分け、搬送指示 ・資材の帳簿記録、在庫管理、過不足予測及び報告 ・応援要員（休憩時）の対応・説明 ・防疫作業現場の進捗状況等の周知 |
| | 防疫服着脱補助係 | | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫服着脱の説明・補助 ・農場から退場する人員や車両、資機材の消毒 |
| | 現場撮影係 | | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置状況等の映像、写真の撮影 ・映像情報等送付（必要に応じ支援センターへの情報共有） |

* それぞれの班・係は、発生地地域振興局等や本庁の職員のほか、警察・関係団体・市町村等の協力を得て編成する。

7 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策のフローチャート（基本）

異状家さんの通報

《家さん等の所有者、獣医師》

(一) 判断根拠連絡
家畜防疫員の待機解除

検査

- 《家保》 ・聞き取り調査
・移動自粛の要請・畜産課へ報告
- 《畜産課》 ・国へ報告（国が定めた条件に該当する場合）

- 《家保》 ・現地へ緊急立入
・臨床検査及び疫学調査
・家保所長、畜産課へ状況報告
・病性鑑定材料の採取（死亡鶏等）

(疑い)

- 《家保》 ・簡易検査陽性、畜産課へ報告
・検査課へ検体を送付
・制限区域設定準備

- 《畜産課》 ・幹事会、各部局筆頭課、国等へ報告
・県職員のみで対応が困難と判断される場合は、国との協議事項を含め、その旨を危機管理防災課に報告する。
・二役と協議後、危機管理防災課へ自衛隊派遣要請を依頼する。
・危機管理防災課は、自衛隊法第83条に基づき自衛隊へ派遣要請する。
・県本部会議開催通知
・高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生公表

- 《農林水産政策課》 ・県本部及び総合指揮所設置、県本部会議

- 《地域振興局等》 ・関係市町村、警察への連絡
・団体・建設業協会等連絡

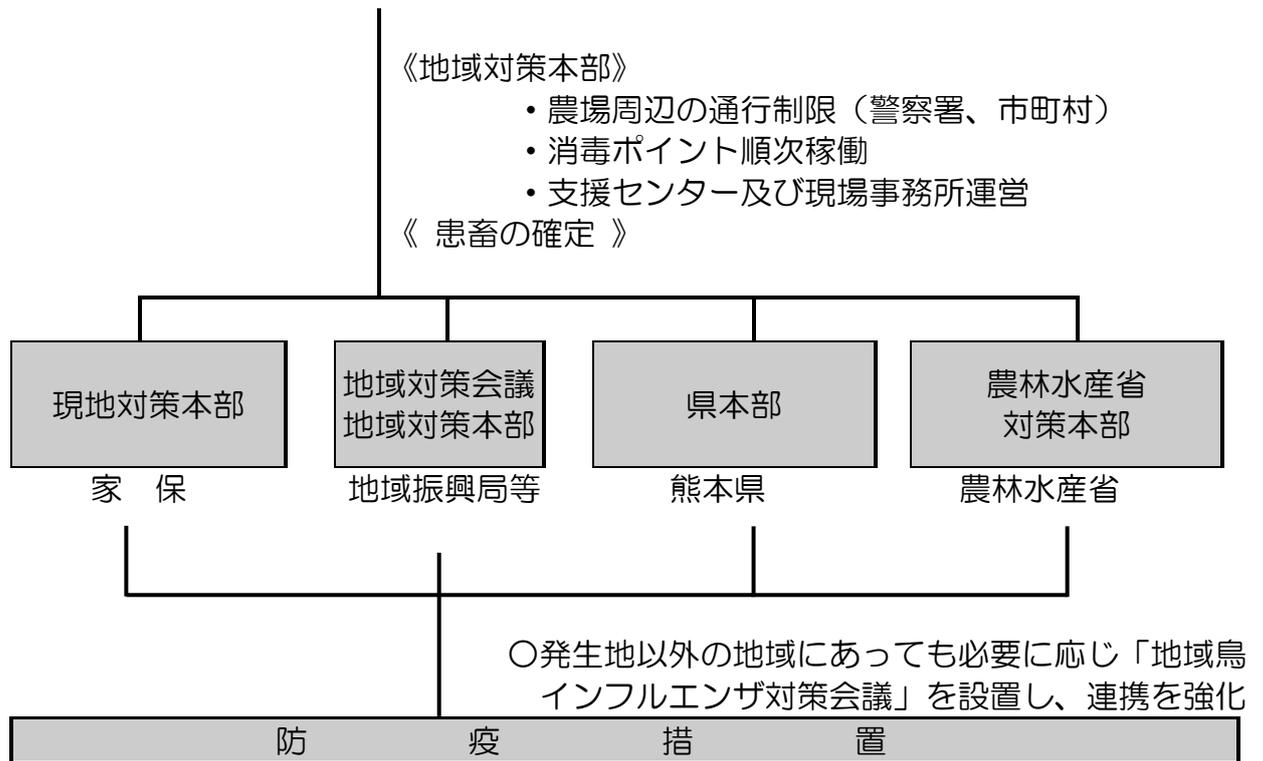
- 《家保・地域振興局等》
・防疫措置の実施準備、支援準備
・事前調査
・防疫作業・支援センター等の資材及び応援要請

- 《地域振興局等》 ・地域対策本部設置、地域対策会議
・支援センター、現場事務所設置・稼働
・防疫作業従事者集合・待機

(疑似患畜)

- 《検査課》 ・遺伝子検査陽性
- 《畜産課》 ・疑似患畜確定、移動制限の公示
- 《現地対策本部》 ・発生農場防疫作業（評価・殺処分）開始
・移動制限区域内発生状況確認検査
・発生農場殺処分終了（原則24時間以内*）
・焼・埋却、清掃、消毒作業終了
（原則72時間以内*）

国・県で同時発表



【 人員の確保 】

- ① 県の家畜防疫員のみでは対応が困難と判断される場合には、動物衛生課に対して、他県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼
- ② 必要に応じ、動物衛生課に対して、防疫専門官の派遣を依頼

【 発生地の防疫措置 】

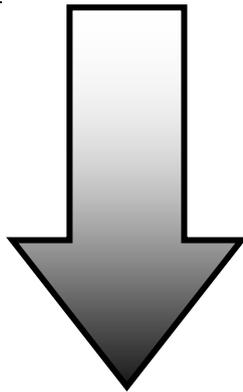
- ① 患畜・疑似患畜の特定、② と殺指示書の交付、
- ③ 手当金に伴う評価（患畜・疑似患畜及び汚染物品）、④ 殺処分
- ⑤ 処分家さんの処理、⑥ 汚染物品の処分、⑦ 農場等の消毒

【 移動の制限 】

- ① 高病原性鳥インフルエンザの場合
 - 移動制限区域：発生農場から半径3km以内
 - 搬出制限区域：発生農場から半径10km以内の移動制限区域に外接する区域
- ② 低病原性鳥インフルエンザの場合
 - 移動制限区域：発生農場から半径1km以内
 - 搬出制限区域：発生農場から半径5km以内の移動制限区域に外接する区域

【 調査・検査 】

- ① 疫学調査
発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連のある家きんに関する調査を実施
- ② 発生状況確認検査
患畜又は疑似患畜判定後、原則24時間以内に、移動制限区域内（高病原性鳥インフルエンザの場合）又は制限区域内（低病原性鳥インフルエンザの場合）の農場に立入等を用いて臨床検査（必要に応じて簡易検査）を実施
- ③ 清浄性確認検査
発生農場防疫措置の完了後10日が経過した後に②と同様の検査を実施
- ④ 搬出制限区域解除検査
発生農場防疫措置の完了後10日が経過した後に搬出制限区域内の農場を抽出して立入等を用いて臨床検査（必要に応じて簡易検査）を実施
- ⑤ 監視強化区域解除検査
発生農場防疫措置の完了後28日が経過した後に監視強化区域内の農場を抽出して立入等を用いて臨床検査（必要に応じて簡易検査）を実施



【 ワクチンの使用 】

発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみでは、感染拡大の防止が困難と考えられる場合

調査・検査による継続発生無し

- （全ての発生農場防疫措置完了後10日が経過）
→ 搬出制限区域解除、監視強化区域に移行
- （全ての発生農場防疫措置完了後21日が経過）
→ 移動制限区域解除、監視強化区域に移行
- （全ての発生農場防疫措置完了後28日が経過）
→ 監視強化区域解除検査により全て陰性
→ 監視強化区域の解除

終 息

※ 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について（農林水産省消費・安全局長通知【留意事項37】）

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその処分家きんの処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

8 発生時における初動防疫のシミュレーション（基本）

| 経過時間 | 畜産課 | 現地家畜保健衛生所 | 発生農場 |
|------|---|---|---|
| 0:00 | | <ul style="list-style-type: none"> 農場からの通報受理 農場に移動自粛を要請 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 現地家保から報告受理 疑い事例発生を課内周知、他家保にも周知 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産課へ報告 家保職員を招集、待機 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 家畜防疫員等3名公用車2台で発生農場へ出発 | |
| 1:30 | | <ul style="list-style-type: none"> 制限区域の想定開始 | <ul style="list-style-type: none"> 家畜防疫員、農場到着 臨床検査開始 状況の報告 移動自粛を要請 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 病性鑑定開始 職員(家畜防疫員)1名帰所 | <ul style="list-style-type: none"> 疫学情報の聴取 様式8の報告 |
| 4:00 | | 簡易検査結果陽性 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 現地家保から報告受理 職員の招集・待機 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産課へ結果を報告 家畜防疫員の応援を要請 中央家保へ精密検査を依頼し検査材料を搬送 | <ul style="list-style-type: none"> 物品の移動制限 農場への部外者の立入制限 農場の出入口を1カ所に留め、排水口の閉鎖、応急的消毒 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 動物衛生課へ報告 各家保、幹事会、各部筆頭課へ第1報 家保へ家畜防疫員の応援を要請 県本部の設置準備 二役、危機管理監、県本部構成員に報告及び協力要請 県本部会議開催通知 高病原性鳥インフルエンザ疑似事例発生の公表 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急打合せ会議 制限区域の告示案を畜産課へ送付、対象農家への連絡体制整備 事前調査班は現地対策本部又は地域対策本部に集合し、発生農場へ出発 | <ul style="list-style-type: none"> 異常鶏及び家きん卵等の流通状況把握 疫学調査継続 |
| 6:30 | <ul style="list-style-type: none"> 県本部、総合指揮所設置(農林水産政策課) 第1回県本部会議開催(農林水産政策課) | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ疫学農場調査 現地対策本部の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 事前調査班の到着、調査開始 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 防疫作業員・資材・重機の試算と畜産課へ依頼 初動防疫措置の準備(殺処分方法、死体の処理方法の検討、評価人の選定、臨床立入計画の作成、通行制限) | <ul style="list-style-type: none"> 農場レイアウトの作成 支援センター及び現場事務所の場所を畜産課へ連絡 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 防疫資材運搬車の手配 支援センター及び現場事務所の決定連絡 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中央家保での資材積込要員、支援センター及び現場事務所立ち上げ要員の派遣を依頼 | | <ul style="list-style-type: none"> 農場周囲の通行制限 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 制限区域を決定 制限区域以内農場の特定 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 制限区域を関係振興局、県警(警備部)に連絡 | <ul style="list-style-type: none"> 制限区域内農場への連絡 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 消毒ポイントの設置場所を決定し、関係振興局、県警(警備部)へ連絡 | | |
| | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 防疫作業従事者の応援者要請 | | |

| 発生地域振興局 | 市町村 【 】内は支援センター | 発生外家保 | 発生地外振興局 | 経過時間 |
|---|---|---|--|------|
| | | | | 0:00 |
| | | | | |
| | | | | 1:30 |
| | | | | |
| | | | | 4:00 |
| | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・畜産課から第1報受理 ※① ・部長室・局長室に報告 ・地域緊急打合せ会議※② ・職員の招集・待機 ・事前調査班は現地对策本部又は地域対策本部に集合し、発生農場へ出発 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査班は現地对策本部若しくは地域対策本部へ | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産課から第1報受理 ※① | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産課から第1報受理 ※① | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域対策会議メンバー及び関係市町村、警察へ第1報 ・地域対策本部設置、第1回地域対策会議開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・振興局から第1報受理 ・対策本部設置準備 ・埋却予定地周辺の水源の確認 ・市町村対策会議設置 ・振興局が行う支援センターの設置及び運営を支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地家保へ派遣 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター設置準備 ・現場事務所設置準備 ・人員リスト、資材、重機の確保 ・消毒ポイント設置場所の検討 ・上記の内容を畜産課へ報告 | | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて備蓄資材搬出準備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・通行制限の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・応援計画の作成 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資材等を支援センター及び現場事務所へ搬送 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 【支援センターに立ち上げ要員到着、設置】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域を市町村、管轄の警察署、関係団体へ連絡 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの設置場所を管轄の警察署へ連絡し、消毒ポイント設置準備(道路使用許可申請及び道路使用許可申請の準備) ・防疫作業従事者の応援者数を畜産課へ要請 ・市町村・振興局内応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの設置準備 | | | |
| ※①家畜防疫員が農場立入りし、臨床症状等から疑いが強い場合は前倒しでの連絡。 ※② 必要に応じて実施 | | | | |

| 経過時間 | 畜産課 | 現地家畜保健衛生所 | 発生農場 |
|-------------------|--|---|--|
| | ・焼・埋却方法について国と協議 | ・焼・埋却案を畜産課へ報告 評価人の推薦 | ・焼却、埋却方法の検討 |
| | ・焼却、埋却方法の決定 ・評価人の決定 | ・住民説明会の準備 ※② ・住民説明会 ※② | |
| | | ・応援家畜防疫員事前打ち合わせ (情報伝達・担当配置) | |
| | | ・発生農場及び支援センターへ 防疫員移動 | ・現場事務所担当者及び事前 準備班は現場事務所に集合 |
| | | | ・現場事務所立ち上げ要員到着 現場事務所の設置及び運営開始 |
| | ・県庁発、応援者の確認と送り出し | | ・家畜防疫員打ち合わせ(情報伝達・担当配置) |
| | | | ・現場事務所に資材到着 ・防疫作業従事者が現場事務所 所に到着 |
| 12:00 | | 《中央家保》 PCR検査陽性 | |
| | ・中央家保から報告受理 ・検査成績を国へ提出 | | |
| 13:00 | ・疑似患畜発生の公表 (国・県同時発表) ・防疫措置について協議 | | ・殺処分、埋却地の掘削作業開始 |
| | ・発生の告示 ・移動制限の告示 ・相談窓口の設置 | ・と殺指示書の交付 | |
| | | ・移動制限区域内の臨床立入 検査開始(発生状況確認検査) | ・順次畜舎の清掃消毒を実施 |
| | | | ・掘削溝出来次第、埋却作業開始 |
| 37:00 (決定後24h) | | | 殺処分終了 |
| | ・第2回県本部会議開催 | | ・死体の埋却終了 ・汚染物品の埋却 ・農場内消毒終了 ・作業員・作業資材の消毒 |
| 85:00 (決定後72h) | | | 防疫措置終了 |
| | ・資材持ち帰り運搬車の手配 | | ・通行制限解除 ・使用した機材・器具の洗浄、 消毒、乾燥 |
| | ・第3回県本部会議開催 | ・全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後 ①清浄性確認検査:移動制限区域内について発生状況確認検査と同様の検査を行う ②搬出制限区域解除検査:搬出制限区域内の農家戸数に応じて抽出検査(臨床検査、必要に応じて簡易検査)を実施する。 | ・現場事務所運営終了 ・家きん舎等の消毒は1週間間隔で3回以上実施 |
| | | | 搬出制限区域解除→監視強化区域に移行 |
| | | ・全ての防疫措置完了後21日が経過した後 | |
| | | | 移動制限区域解除→監視強化区域に移行 |
| | | ・全ての防疫措置完了後28日が経過した後、監視強化区域解除検査を行う。(監視強化区域内の農家戸数に応じて抽出検査) | |
| | | | 監視強化区域解除 |
| | | ※② 必要に応じて実施 | |

| 発生地域振興局 | 市町村 【 】内は支援センター | 発生外家保 | 発生地外振興局 | 経過時間 |
|---|---|------------------|---------------|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域緊急打合せ会議 (家保、振興局、市町村、建設業協会、団体担当者) ・住民説明会の準備 ※② ・住民説明会 ※② 支援センターの設置 支援センター及び現場事務所立ち上げ要員の到着 ・現場事務所の設置(事前準備班) | <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の準備 ※② ・住民説明会 ※② 【支援センターに立ち上げ要員集合】 【支援センターに資材到着】 | | | |
| | 【防疫作業従事者は支援センターに集合(オリエンテーション)】 | | ・防疫作業従事者の応援要請 | |
| ・消毒ポイントの設置 | ・消毒ポイント班応援要請 | | ・消毒ポイント班応援要請 | 12:00 |
| | | | | |
| | | ・発生状況確認検査防疫員応援要請 | | 13:00 |
| | ・発生状況確認検査同行 | | | |
| | | | | 37:00 (決定後24h) |
| ・第2回地域対策会議開催 | | | | |
| | | | | 85:00 (決定後72h) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・使用した資材の整理、搬出、乾燥 【可燃ゴミの処理】 【支援センター運営終了】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3回地域対策会議開催 ・消毒ポイントは移動制限解除まで継続 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※② 必要に応じて実施

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備（防疫指針P.5）

1 県（畜産課・家保）の取組

(1) 毎年度当初に各課に依頼して、応援要員名簿を作成する。応援要員名簿作成にあたっては防疫作業、支援センター、消毒ポイント等、業務別に作成する（経験の有無を記載）。

また、地域振興局等においても、年度当初に、あらかじめ局内各課の防疫作業等応援可能人員名簿を作成し、局内の応援可能人員数を防疫総括班（畜産課）に報告する。

※ 応援要員確保における健康確認等の留意事項については、第6. 6 (3)を参考のこと。

なお、防疫作業従事予定者については、自発的にインフルエンザの予防接種を受けることとする。

【鳥インフルエンザ現地対策本部 各班名簿（様式1-1）】

【鳥インフルエンザ地域対策本部 各班名簿（様式1-2）】

(2) 発生時に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、発生を想定した防疫演習等を開催する。その際、周辺県及び県内関係者の参加を広く求め、防疫措置についての打合せ及び発生時を想定した通報・連絡体制を確認するなど危機管理体制の構築に努める。

また、以下の研修会を原則毎年開催し、防疫措置に対する職員の平準化を図る。

ア 高病原性鳥インフルエンザ防疫研修会

高病原性鳥インフルエンザ発生時に迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、人事異動後速やかに県庁内農林水産部関係職員を対象とした研修会。

イ 支援センター及び現場事務所の資材管理研修会

支援センター及び現場事務所の資材管理担当者を対象とした、中央家保備蓄資材保管庫の保管状況確認、資材の説明と確認、資材の搬出方法、支援センター等における資材配置方法の研修会。

ウ 制限区域内農場検査に係る防疫研修会

健康福祉部の家畜防疫員を対象とした、農場立入時における注意点の周知と検体採材方法の研修会。

エ 防疫作業班リーダー研修会

防疫作業従事者をまとめる防疫作業班リーダーの理解を深めるため、作業班リーダーとなる農林水産部職員を対象とした研修会。

オ 家畜防疫員防疫研修会

防疫措置を指揮する家畜防疫員を対象とした研修会。

カ 連絡補助員、発生地市町村連絡員（LO）研修会

支援センター、現場事務所において各部門の責任者の連絡調整業務を補佐する、また、発生地市町村に常駐し県対策本部との連絡・調整を担う農林水産部職員等を対象とした研修会。

キ 発生地振興局支援要員研修会

発生地振興局に設置する地域対策本部の総務班（農業普及・振興課）に常駐し、県対策本部防疫総括班（畜産課）や支援センター、現場事務所との連絡・調整を担う農林水産部職員を対象とした研修会。

- (3) 国から提供を受けた発生状況等に関する情報を、必要に応じ市町村・団体の協力の下、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全農場に周知する。
- (4) 家きん農場の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては10羽以上の所有者）を対象として、定期的に以下の措置を実施する。

ア 法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として年1回以上）

イ 研修会の開催

特に大規模飼養農場（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥にあっては1万羽以上を飼養する農場。以下同じ。）については、管理獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に報告させるなど十分な指導を行う。

小規模飼養者、愛玩鳥飼養者についても市町村等の協力を得ながらリーフレットの配布等による指導等を行う。

【啓発リーフレット（資料1）】

さらに、GPセンターや食鳥処理場、ふ卵場等に対して、発生時の移動制限区域内における規制内容や例外規定等について十分周知し、衛生管理の徹底を図る。

- (5) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。
- (6) 飼養衛生管理基準を遵守していない農場に対しては、法に基づく指導及び助言を行い、必要に応じて勧告並びに命令を行う。
- (7) 発生時に移動制限区域内の鳥類の飼養施設を直ちに把握できるよう、家きん農場ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地の確保状況等）を、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認等を行う。
- (9) 常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合に備えて家畜防疫員の確保が行えるよう、健康福祉部及び獣医師会と連携を図り、リストアップを実施する。
- (10) 発生時には、近隣県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら県、市町村、関係

機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

- (11) 発生時には、発生地域の家きん農場や防疫作業従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、健康福祉部（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）や総務部等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。
- (12) 農場における埋却地等の事前確保が十分でない場合は、以下の措置を講じる。
 - ア 当該農場に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - イ 焼却施設が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について当該施設及び当該施設の所在する市町村等と調整する。
 - ウ 焼却施設・埋却場所等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (13) 発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。
- (14) 渡り鳥が飛来する秋から冬にかけて、県内全域を対象とし、特別防疫対策期間を設け、鳥インフルエンザ監視体制を強化する。事前の巡回立入による飼養衛生管理基準遵守の徹底指導に加え、期間中は農場との連絡を密にして、発生予防、早期発見に万全を尽くす。

2 地域振興局等の取組

- (1) 農業普及・振興課長は、地域対策本部に係る情報連絡窓口の設置及び担当者、関係者の役割分担、並びに応援体制の整備を行い、毎年度当初に見直しを行う。これらは、人事異動直後にも円滑な対応が行われるよう、年度末から準備する。その際には、応援対象者の持病などの健康状態や鶏等飼養状況を把握し、役割分担において現場作業に従事しないよう配慮する。

なお、地域振興局等によって農業普及・振興課の職員数が異なるため、農林水産部以外の部署も含め、全局体制で職員を配置する。

【鳥インフルエンザ地域対策本部 各班名簿（様式1-2）】

- (2) 農業普及・振興課長は、あらかじめ家保と連携を図り家きん飼養農場台帳を共有し、消毒ポイント設置可能箇所のマッピング等の事前準備を行い、有事の場合に消毒ポイントのほか、支援センターや現場事務所の設置についてすばやく協議できる状態にしておく。
- (3) 農業普及・振興課長及び、役割分担を受けた各担当者は、悪性家畜伝染病の専門知識の習得に努め、悪性家畜伝染病発生を想定した防疫演習を行うなど、必要に応じて運用訓練を行うものとする。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 市町村及び関係団体は、県と連携を密にし、県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援等を行う。

第3 発生予察のための監視（防疫指針 P.11）

1 防疫指針に基づく検査

(1) 家きん農場に対するモニタリング（定点モニタリング）

【定点モニタリングにおける選定農場の概要（様式3-1）】

ア 農場

可能な限り地域に偏りがないう勘案し、家保数に3を乗じた戸数の農場を選定する。

イ 農場内抽出 10羽以上／農場

ウ 検査時期 原則6月から9月までの間に毎月1回

エ 検査週齢 原則6週齢以上

オ 検査材料 血清（抗体検査用）

カ 検査方法 鶏を検査する場合にあつては、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認された場合、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。
鶏以外の家きんを検査する場合にあつては、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

(2) 監視体制の強化に基づく検査（強化モニタリング）

【強化モニタリングにおける選定農場の概要（様式3-2）】

ア 農場

家きん農場（原則として飼養羽数100羽以上）について、95%の信頼度で20%の感染を摘発できる数の検査農場を無作為で選定。その際、サンプリングの偏りを排除するため、県内の全農場を飼養規模別（100羽以上1,000羽未満、1,000羽以上10,000羽未満、10,000羽以上）にグループ分けし、各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表で無作為に抽出（階層別抽出）する。なお、本県では14農場を対象とする。

イ 農場内抽出 10羽以上／農場

ウ 検査時期 1回以上／10月から5月までの間

エ 検査週齢 原則6週齢以上とし、より日齢の進んだ鶏

オ 検査材料 血清（抗体検査用）

【モニタリング（様式4-1）】

2 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、以下の事項を遵守する。

- (1) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、眼鏡、その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (2) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (3) 立ち立った農場における臨床検査で異状が確認された場合には、遺伝子検査（第4の4の(1)のアの遺伝子検査をいう。）の結果が判明するまで、他の農場の調査に立ち入らないこと。

3 野鳥等のサーベイランス検査で感染が確認された場合の対応等（法第10条）

(1) 県は、自然保護課、畜産課、地域振興局等及び家畜保健衛生所が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥サーベイランスを実施する。

この際、家畜防疫員は、家きん飼養農場に対する指導及び検査を優先的に実施するものとするが、可能な限り野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

(2) 県は、家きん以外の鳥類及び野生動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

ア 当該鳥類及び野生動物を確保し、又は飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）。

イ 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する速やかな立入等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

(3) 県は、低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等及び野生動物から確認された場合には、確認地点を中心とした半径1km以内の区域にある全ての農場に対し立入等により注意喚起を行うとともに、家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

(4) 鳥類の相談窓口

鳥類の相談窓口として、本庁では畜産課、健康危機管理課、自然保護課が、地域においては、家保、各広域本部又は各地域振興局農林（水産）部農業普及・振興課、保健所及び各広域本部又は地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課が連携を図り、県民からの鳥類の相談に応じる。

なお、鳥の種類により下記のとおり各専門窓口が対応することとする。

| 種類 | 地域窓口 | 県庁窓口 |
|----------------|----------------|---------|
| 家きん | 家保 農業普及・振興課 | 畜産課 |
| 愛玩鳥 (家きん以外) | 保健所 | 健康危機管理課 |
| 野鳥 | 林務（森林保全）課 | 自然保護課 |

(5) 動物園等の飼養鳥や愛玩鳥（家きん以外）から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

家きんを除く飼養鳥で本病ウイルスが確認された場合において、家畜防疫員が家きんにまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じ

て法第10条又は法第25条の2の規定に基づく消毒並びに通行制限及び遮断の措置や法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、畜産課、健康危機管理課（熊本市の場合は熊本市動物愛護センター）と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防疫措置の要請を行う。

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施（防疫指針 P.15）

1 異常家きんの届出等を受けたときの対応

(1) 家保は次の場合には、異常家きん等通報の聞き取り様式（様式5）により聞き取りを行い、畜産課へ報告するとともに直ちに、家畜防疫員を現地に派遣する。

ア 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上になっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

イ 民間獣医師等が行った市販の簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査で陽性となった旨の届出を受けた場合。

ウ ア及びイのほか、以下に掲げる場合等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合。

(ア) 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。

(イ) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかなる場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合。

エ 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合

(2) 家保は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼養家きんの移動自粛等の必要な指導を行う。

ア 農場から通報があった場合

- (ア) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
- (イ) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽等で適切に浄化处理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (ウ) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。
- (エ) 農場外に物を搬出しないこと。所有者及び従業員等が外出する場合は適切な消毒等を行うこと。
- (オ) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触することがないようにすること。

イ 獣医師から通報があった場合

- (ア) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、ウイルスの拡散を防止するようアの(ア)から(オ)までの助言・指導をすること。
- (イ) 家畜防疫員到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (ウ) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (エ) 異常家きんが本病でないと判明するまでは、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 本病と判明した場合は、異常家きんを診療し、又は死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

ウ 食鳥処理場から通報があった場合及び食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ危機管理マニュアル(健康危機管理課)に基づき健康危機管理課長から通報があった場合

- (ア) 原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を禁止すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が鳥類の飼養施設に出入りしないよう指導すること。
- (ウ) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (エ) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立入らないこと。

- (オ) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。
- (カ) 異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒の徹底とともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (キ) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入についても、可能な限り避けるよう指導すること。

(3) 畜産課における緊急準備活動

畜産課は、異常家きんの通報により鳥インフルエンザを疑う症状を呈した家きんの病性鑑定を実施するとの家保からの報告に基づき、直ちに緊急準備活動に着手する。

ア 家保からの報告時

- (ア) 家保から報告を受けた衛生防疫班長は、畜産課長及び審議員に速やかに報告するとともに、必要に応じて職員を招集する。
- (イ) 異常家きんの通報の内容が特定症状を呈していることが明確な場合、発生農場と疫学的関連性が高い場合、継続発生が疑われる場合等においては、動物衛生課に電話連絡し、「異常家きん等の届出を受けた際の報告（様式6）」を電子メール等で送信する。また、関係各課、関係機関に対し、病性鑑定のための立入検査に入る旨を連絡するとともに、各家保所長に対し、家畜防疫員の待機と緊急連絡網及び防疫用資材等の調達計画の点検を指示する。
- (ウ) 現地家保所長に対し、周辺市町村の家きんの飼養状況等の衛生関連情報を整理し、当該農場との関連場所（家きんの移動、人の出入り、飼料輸送車関係の出入り等）について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始するよう指示する。

イ 立入検査報告による対応

- (ア) 第4の1の（1）に掲げる早期通報のための特定症状を呈している家きんが確認された場合は、検査材料を適切に採材し、検査を実施する。
- (イ) 現地家保に対し、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学関連事項等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施等について必要な指示を行う。

(ウ) 検査を実施する旨を他の家保所長に連絡するとともに、陽性判定時に備えた準備活動を依頼し、発生疑い家きん農場又は制限区域を管轄する地域振興局等へ連絡する。なお、この時点においては情報管理の徹底を図る。

2 家保による農場での検査等

(1) 立入検査農場における措置

ア 緊急立入準備

本病を疑う届出があった場合、あらかじめ準備されている鳥インフルエンザ病性鑑定用セット内容（定期的に点検を実施）を確認する。また、立入する家畜防疫員は、家畜防疫員証を携行する。

イ 出動

通報に基づき、最低2名の家畜防疫員で、病性鑑定用セットを携行して農場に急行する。休日、複数件の通報時等人員が不足する場合は、畜産課に応援要員の派遣を依頼する。農場に到着後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、家畜防疫員は防疫服を着用し、病性鑑定器具を持って農場に立入、病性鑑定を実施する。なお、防疫服、マスク、ゴーグル、手袋等を確実に着用し、家畜防疫員への感染防止及び発症の予防対策を講ずることとする。必要に応じ1名が材料受取に農場へ出動する。

ウ 聞き取り調査

(ア) 飼育担当者より、発生概要並びにすでに実施した措置等について聞き取りを行い、内容を「異常家きん等の届出を受けた際の報告（様式6）」に記入する。また、過去7日間の出荷（廃鶏を含む）についても聞き取りを行う。

(イ) 検査に先立ち、飼育担当者に検査、材料採取等について説明し、当該農場の立会人兼補助員1名を要請する。

エ 立入検査及び病性鑑定

家畜防疫員は、農場に到着後、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡及び異常家きんの状況を確認する。

(ア) 聞き取りに基づき、飼養家きんの一般臨床所見を中心に検査を行う。

(イ) 立入検査結果は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告（様式6）」、「異常家きんの症状等に関する報告（様式7）」及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（様式8）」に記入する。

オ 現地家保所長への報告

現地において病性鑑定を行った責任者は、発生概要、立入検査結果及び現地で実施した措置を現地家保所長に電話で報告し、今後の指示を求める。

カ 病性鑑定材料の採取

(ア) 材料の採取

異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を検査材料として現地家保に搬入する（可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する）。この際、ウイルスの散逸を防止するため、家きんは心臓採血あるいは炭酸ガスにより殺処分したのちに持ち帰ることとする。

(イ) 材料の運搬

材料は密閉容器に入れ、容器の外側は逆性石けん液で消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で運搬する。

(2) 現地家保における検査

ア 鶏を対象とする場合は気管スワブを2本採取し、うち気管スワブ1本を用いて簡易検査キットにより検査を行う。残りの1本については遺伝子検査用とする。鶏以外の家きんを対象とする場合は気管スワブ及びクロアカスワブを各2本採取し、気管スワブ1本とクロアカスワブ1本それぞれについて簡易検査キットにより検査を行う。残りの気管スワブ及びクロアカスワブ各1本については遺伝子検査用とする。なお、確実に採材するため、気管を切開しスワブを採取する。

イ 家畜防疫員は、簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移、死亡及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果を畜産課に電話で報告する。

(3) 簡易検査陰性の場合

臨床症状や疫学関連がない場合は、簡易検査陰性の結果をもってHPAIを否定する。

(4) 簡易検査陽性の場合

畜産課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告するとともに、幹事会構成員及び各部局筆頭課、地域振興局等、家保及び九州・沖縄・山口9県家畜防疫連携申し合わせに基づき対象県に連絡する（様式9）。

- ・簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合。
- ・民間獣医師等が行った簡易検査や抗体検査で陽性となったことが確認できた場合。

(5) 中央家保への検査指示

畜産課は、中央家保所長にウイルス分離等の検査実施を指示する。

(6) 中央家保への検査依頼

現地家保所長は、中央家保へウイルス分離検査、病理検査、PCR検査及びリアルタイムPCR検査等の病性鑑定を依頼するとともに、畜産課へ、その概要を報告する。

(7) 現地家保の措置

現地家保は、(4)により畜産課が動物衛生課に報告した場合、直ちに以下の措置を講じる。

ア 死亡家きんの臓器を検体として採材する。

イ 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の以下の物品の移動を制限する。

(ア) 生きた家きん及び全ての動物

(イ) 家きん卵(ただし、GPセンター(液卵加工場を含む、以下同じ。)等で既に処理されたものを除く)

(ウ) 家きんの死体

(エ) 家きんの排せつ物等

(オ) 敷料、飼料、家きん飼養器具

ウ 当該農場に立入禁止の立札やバリケードテープ等を張り、部外者の立入制限を明示する。

エ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

オ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、イに掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

カ 当該農場の出入口を1カ所に留め、排水口を閉鎖する。

キ 家きん舎内及び家きん舎周辺の応急的消毒を実施する。

ク 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告(様式8)による農場疫学情報の調査を行い畜産課へ報告する。

(8) 動物衛生課への報告(疫学情報)

畜産課は、(4)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、「異常家きん等の届出を受けた際の報告(様式6)」、「異常家きんの症状等に関する報告(様式7)」及び当該農場に関する過去21日間における以下の疫学情報を記載した異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告(様式8)を動物衛生課に提出する。

ア 飼養家きんの過去21日間の移動履歴

イ 当該農場に出入りした以下の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

(ア) 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー(鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員)等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

(イ) 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死鳥回収業者車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

(ウ) 堆肥の出荷先

- (工) 種卵の出荷先
- (オ) 検査のスケジュール

3 精密検査（PCR）陽性判定時に備えた準備

(1) 現地家保の準備

- ア 異常家さん及び家さん卵等の流通状況把握
発生農場の生産物の出荷先（食鳥処理場、GPセンター、物産館、スーパー等）、疫学関連農場等の調査。
- イ 制限区域の想定と連絡体制
(ア) 制限区域に含まれる、飼養戸数、飼養羽数を集計する。
(イ) 発生地地域振興局等及び該当市町村と今後の対応について協議する。
- ウ 初動防疫措置の想定
以下の項目について事前の現地調査も実施したうえで、準備を行う。
(ア) 現地対策本部設置準備。
(イ) 殺処分方法、処分家さんの処理方法（評価、焼却・埋却方法、運搬方法、焼却・埋却場所の選定）等の検討。
(ウ) 汚染物品の処理方法、消毒方法の検討。
(エ) 周辺農場立入計画作成。
(オ) 資材の点検と不足資材確保準備。
- エ その他
本病の疑似患畜診断までの間、畜産課と協議のうえ直近の出荷先への連絡、農場周囲住民や隣接養鶏場等への周知について、関係市町村の協力を得ながら必要に応じて実施する。

(2) 畜産課における対応

- ア 動物衛生課への報告
畜産課は、以下の内容について、速やかに（遅くともリアルタイムPCR検査又はPCR検査の結果が出る前に）動物衛生課に報告する。
(ア) 当該農場における家さん舎等の配置（死亡家さんの発生場所を明記）
(イ) 周辺農場における家さんの飼養状況
(ウ) 家さんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保状況（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む）
(エ) 処分家さん等の埋却地（配置図）又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用有無を含む。）
(オ) 消毒ポイントの設置場所の検討内容
(カ) 当該農場の所在地
(キ) 当該農場の家さん舎毎の経時的死亡家さん数の状況
(ク) 当該農場の直近の立入台帳及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表

イ 各家保所長に対し、家畜防疫員の派遣及び待機と緊急連絡網及び防疫用資材等の調達計画の点検を指示する。

ウ 中央家保所長へ検査要請

エ 地域振興局等への報告

畜産課は、発生疑い農場及び制限区域を管轄する地域振興局等に対して状況報告するとともに、関係市町村への情報提供等、精密検査（PCR）陽性判定時に備えた準備を整えるよう指示する。

また、発生疑い農場の所在する市町村へ連絡員（LO）を派遣する。

（3） 各地域振興局等の対応

ア 第1報を受けた、発生疑い農場又は制限区域を管轄する地域振興局等は、管内市町村に連絡する。

イ 発生疑い農場を管轄する市町村及び建設業協会支部には、事前調査をする旨を伝え、事前調査員としてあらかじめ設定した集合場所への集合を依頼する。

指示後、発生地地域振興局等の事前調査担当（畜産担当、農業土木担当）は、あらかじめ設定した集合場所へ集合する。

なお、各事前調査員は問診票を用いてセルフチェックを行い、従事可能となった場合には集合場所へ集合する。

注）緊急連絡網により、該当市町村へ本病を疑う疾病の発生と今後の対応について、不安をあおることのないように配慮し連絡する。

注）農場に到着した振興局及び市町村担当者は、家畜防疫員の指示を受けて作業を行う。

ウ 農業普及・振興課長（地域対策本部総務班長）は、地域対策本部のメンバーを確認し、関係職員に対し、発生地地域振興局等に集合、又は待機を指示する。併せて対策会議の開催準備を行う。

エ 消毒ポイント係長は、畜産課から送付された消毒ポイントの設置箇所（案）を確認し、防疫総括班（畜産課）に駐車スペースや資機材配置計画を添え、確認後の情報を送付する。

オ 支援センター係長は、事前調査班の情報を入手後、発生疑い農場を管轄する市町村等と連携し、応援要員数を勘案した支援センター設置場所（案）を作成し、防疫総括班（畜産課）に送付する。

カ 現場事務所係長は、事前調査班の情報を入手後、現場事務所の設置箇所（案）、焼却・埋却場所（案）、必要機材の準備・確保（案）を作成する。

キ 通行規制消毒係長は、通行制限と消毒の設置箇所（案）を作成し、資機材配置計画を添え、防疫総括班（畜産課）に送付する。

（4） 健康福祉部の対応

健康福祉部対応指針に基づき、発生農場や防疫作業従事者に対する健康調査及び健康相談・処方、支援センター及び現場事務所対応の準備をする。

4 中央家保での検査

(1) 中央家保で以下の検査を行うこととし、検査については防疫指針に準じて実施する。

ア H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検出検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）

※ 遺伝子検出検査に要する時間は、状況により増減する。

イ ウイルス分離検査

(2) 防疫総括班（畜産課）は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議し、中央家保は、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は核酸抽出物を動物衛生研究部門に送付する。

ア 簡易検査が陽性となった場合。

イ ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離されHA価が8倍以上であることを確認した場合。

ウ 遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合。

5 モニタリングで発見された場合の対応

(1) 畜産課は、第3の1の(1)の定点モニタリング又は第3の1の(2)の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2(2)のア及び4の(1)の検査を実施する。

(2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

(3) (2)の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、当該農場について農場監視プログラムを適用する。

6 動物衛生研究部門への材料送付

中央家保から動物衛生研究部門への材料の送付は、以下のとおり行うこととする。

(1) 病性鑑定材料は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究部門（茨城県つくば市）に搬入する。

(2) 畜産課及び中央家保は、あらかじめ、東京事務所と出発便、材料搬入職員等の調整を行う。

- (3) 畜産課は、動物衛生課に、航空便名及び東京国際空港到着時間、動物衛生研究部門到着予定時間を連絡する。
また、中央家保は、動物衛生研究部門に航空便名及び東京国際空港到着時間、材料搬入職員氏名、動物衛生研究部門到着予定時間を連絡する。
- (4) 中央家保は、病性鑑定材料輸送容器を、直接、航空会社の航空貨物に申し込む。この場合、日本航空（JAL）の熊本空港事務所貨物担当者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の90分前までに outward、航空会社の所定の国内貨物運送状及び危険物申告書（非放射性物質）に記入する等の手続を行う。
- (5) 東京国際空港での受け取りには機体到着から搬出まで時間を要する。
また、国内貨物カウンターまでのアクセスが良好ではないので、貨物を受け取るまでに1時間程度の時間が必要となる。

【病性鑑定材料送付に係る手続き（資料2）】

7 その他

2から4までの措置は、農場からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から届出があった場合は、家畜防疫員を食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては2の（1）、出荷農場においては2の（7）及び（8）に準じた措置を講じる。なお、当該家きんが他県から出荷されたものであることが判明した場合には、直ちに畜産課は動物衛生課に報告する。

第5 病性等の判定（防疫指針 P.24）

1 病性の判定方法

病性の判定は、農林水産省が以下の（１）及び（２）により実施する。

※ 県の検査判定時間と農林水産省が行う病性の判定時間には、多少の時間のずれが生じる。

（１）異常家きんの届出があった場合

ア 当該農場における死亡率の推移、県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車輻が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

イ アにより病性が判定されない場合には、県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。

ウ イにより病性が判定されない場合には、イにより分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験（鶏への接種試験又はHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査等、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

ア 血清抗体検査のみが陽性となった場合、県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、以下により判定する。

（ア）再検査の結果、臨床症状が確認される場合には、（１）により判定する。

（イ）再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、県が行う遺伝子検出検査の結果により判定する。

（ウ）（イ）により病性が判定されない場合には、県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルスの亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

（エ）（ウ）によりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行う抗体のHA亜型を判別する検査（HI検査）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課に通知される。

ア 患畜

(ア) 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん。

(イ) 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん。

イ 疑似患畜

(ア) 患畜が確認された農場で飼養されている家きん。

(イ) 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん。

a 患畜又は疑似患畜（(イ)（aを除く）の家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん。

b 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん。

c 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査でH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された、又はHI試験でHA亜型がH5又はH7亜型であることが確認された家きん。

d 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん。

(ウ) (イ)の家きんが確認された農場において飼養されている家きん。

(エ) 患畜又は疑似患畜（(イ)の家きんに限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で、患畜又は疑似患畜（(イ)の家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん。

(オ) 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん。

(カ) 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（(イ)の家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん。

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病原性判定の結果等に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課に通知される。

ア 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん。

イ 疑似患畜

(ア) 患畜が確認された農場で飼養されている家きん。

(イ) 血清抗体検査で陽性となる家きんが確認された農場において、遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん。

(ウ) 分離されたウイルスが、遺伝子検出検査でH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は、HI試験でH5又はH7亜型であると確認された家きん。

(エ) 血清抗体検査でH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん。

(オ) (イ) から (エ) の家きんが確認された農場において飼養されている家きん。

(カ) 患畜又は疑似患畜（(イ) から (エ) の家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（(イ) から (エ) の家きんに限る。）であると判定された日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん。

(キ) 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（(イ) から (エ) の家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん。

(ク) 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（(イ) から (エ) の家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん。

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型に特異的な抗体が確認された場合、当該家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

第6 病性等判定時の措置（防疫指針 P.29）

1 関係者への連絡

【関係者名簿（資料3）】

(1) 畜産課は、家保による簡易検査が陽性と判定した旨の連絡を受けたときは、速やかに、以下の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話及び電子メール等により連絡する。

- ア 動物衛生課
- イ 地域振興局等
- ウ 幹事会、各部筆頭課
- エ 九州、沖縄、山口9県

(2) (1) の場合、県は、当該農場から半径3km以内の農場及びその他県が必要と認める者に対して、簡易検査陽性が確認された農場の住所についても情報提供する。

(3) (2) により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が、本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用すること、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、提供を受けた情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 畜産課は、家きんが患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないと判定された場合、その旨を1(1)の関係機関へ連絡する。また、届出に係る異状の原因の病性鑑定を行い、その結果について当該農場に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置

(1) 県は、レベル3の防疫態勢を敷き、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的防疫措置を円滑に実行するため、簡易検査が陽性と判定された後、速やかに、関係部局で構成する県本部、現地対策本部、地域対策会議及び地域対策本部を設置する。

(2) 県は、県本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を確認する。また、事前調査班による調査結果の情報が得られ次第、速やかな対応が可能となるよう準備する。

(3) 県本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

(4) 県は、必要に応じて国が保有する防疫資材・機材の譲与又は貸与を申請する。

(5) 県本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

(1) 患畜又は疑似患畜であると判定したときには、その内容や今後の防疫方針について報道機関への公表を行う。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と畜産課で協議の上、病性の判定前に公表を行う。

(2) 当該公表は、原則として、農林水産省及び県が同時に行い、すみやかにホームページに掲載する。

(3) 当該公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、名称の公表は、差し控える。

(4) 当該公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることで人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。

(5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と畜産課で協議の上、防疫総括班（畜産課）に広報担当者を置くとともに、必要に応じ総合指揮所を通して報道機関に資料を提供するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者への提供及びホームページ掲載を行う。

(6) 報道機関に対し、次の事項について協力を求める。

ア プライバシーの保護に十分配慮すること。

イ まん延防止及び防疫措置の支障にならないよう、発生農場に近づかないこと。なお、現場撮影係で撮影した写真等については、報道機関等からの要請により随時提供する。

4 公示、報告又は通報

法第13条第4項により本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報を行う。

【移動制限の告示（様式10）】

【高病原性（低病原性）鳥インフルエンザの発生通知（様式11）】

【家畜集合施設の開催等の制限の告示（様式12）】

【制限区域設定の通知（様式13）】 【移動制限のお知らせ（様式14）】

5 相談窓口の開設

状況に応じ、家畜衛生に関する相談窓口を防疫総括班（畜産課）に開設する。また、人の健康等に関することについては健康危機管理課が、食の安全に関することについては、くらしの安全推進課が相談窓口を開設し、それぞれ連携を取りつつ県民の不安解消や正しい情報の提供に努める。

【高病原性鶏インフルエンザQ&A（資料4）】

6 家畜防疫員及び防疫作業従事者等の派遣

防疫総括班（畜産課）は、年度当初に、あらかじめ庁内各課の防疫作業等応援可能人員名簿を作成しておく。

同様に地域振興局等においても、年度当初に、あらかじめ局内各課の防疫作業等対応可能人員名簿を作成し、局内の対応可能人員を防疫総括班（畜産課）に報告する。

- (1) 農林水産政策課、防疫総括班（畜産課）、現地対策本部及び地域対策本部が中心となり、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、本庁各課、市町村、関係機関及び関係団体の協力を得て速やかに確保する。

なお、防疫作業従事者の健康相談・処方準備のため、人員数を把握次第、健康福祉部健康危機管理課へ連絡する。

防疫総括班（畜産課）は、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

- (2) 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始できるよう、県本部は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて支援センターに集合を命じる。また、移動用専用バス（県庁⇄支援センター、支援センター⇄現場事務所、発生地家畜保健衛生所⇄現場事務所）を手配する。

円滑な防疫作業実施のために、支援センター・現場事務所に配置する応援要員は、農場内防疫作業従事者よりも早く（2時間）業務に従事できるよう集合時間の設定と移動用専用バス手配において留意する。

また、支援センター及び現場事務所へ責任者補佐（畜産職）、地域対策本部へ県庁応援要員、発生市町村へLOを派遣する。

- (3) 防疫作業従事者の確保に当たっては、屋外での連続作業が可能な健康状況であるか、あらかじめ作業に従事させようとする者の体調を各所属において派遣を行う前に確認する。防疫作業従事者は健康福祉部対応指針に基づき、「鳥インフルエンザ防疫作業従事者問診票」によるセルフチェックを行い作業従事の可否を自己確認する。セルフチェックの結果、作業従事不可となった場合は所属にその旨を報告する（農林水産部の家畜保健衛生

所職員及び事前調査班及び事前準備班についてもこれに準ずる)。なお、次の職員は、防疫作業従事者としての派遣対象外とする。

- ア 呼吸器疾患、肝臓病、腎臓病、心臓病、糖尿病、血液疾患、神経・精神疾患等で現在通院、加療中の者
- イ 医師から重度肉体労働を禁止されている者、又は医師から生活上の制限や注意事項に関する指示を受けている者。
- ウ 妊娠中、又は妊娠している可能性がある者
- エ 10日以内に本人又は3日以内に家族のインフルエンザ既往がある者
- オ 当日、体調不良の者又は体温37.5℃以上の者
- カ 家きんの飼養の有無も確認し、家きんを飼養している場合は、直接防疫業務に当たさせないようにする。
- キ 免疫不全と診断（免疫制御薬使用中含む）されたことがある者
- ク 鳥類と接触してアレルギーが出たことがある者
- ケ その他、作業に従事できない理由のある者

(4) 防疫総括班（畜産課）は、農林水産省等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請が必要な場合は、必要な人員、期間、作業内容について、動物衛生課と協議する。

(5) 大規模発生に伴い、県対策本部が自衛隊への派遣要請を検討する場合は、防疫総括班（畜産課）は動物衛生課に協議するとともに、危機管理防災課（自衛隊災害派遣担当窓口）に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について情報を提供する。なお、自衛隊への派遣要請及び業務の追加要請については、危機管理防災課がその情報に基づき、知事が行う（自衛隊への派遣要請を行う場合は、健康危機管理課に情報を提供する。）

7 消毒命令の検討

本病の感染拡大が懸念される場合は、法第9条の規定に基づく消毒命令及び同法施行規則第15条の規定に基づく公示を検討する。

【消毒命令の公示（様式17）】

8 防疫対策の推進を図るための支援

各地域振興局等で地域対策会議を開催し、鳥インフルエンザ防疫対策の円滑な推進を図るため、地域対策本部を併せて設置する。

(1) 総務班

ア 基本方針

鳥インフルエンザ防疫対策の円滑な推進及び防疫作業従事者の健康危害予防のため、人員の確保、各種資材の調達管理及び出納事務を行う。地域対策会議を開催し、県本部、市町村、関係機関及び団体と連携を取

るとともに、人員の割り振り、地域対策本部及び現地対策本部の調整を行うことにより、迅速かつ確な感染拡大防止対策を講じる。

イ 業務内容及び作業要領

地域対策会議及び地域対策本部の事務局は、地域振興局等農業普及・振興課に置く。

なお、地域振興局等によって、農業普及・振興課の職員数が異なるため、状況に応じて総務係の中に業務委託担当、応援要員担当、資材担当を配置し、また、農林（水産）部の他課、又は他部の職員に協力を求めて配置することとする。

(ア) 総務係

- a 防疫活動を円滑に行うため県本部、現地対策本部、市町村対策本部、関係機関等と連絡調整を行う。
- b 必要に応じて、畜産関係職員の応援を防疫総括班（畜産課）に要請する。
- c 緊急打合せを開催し、発生農場に関する情報や今後の対応等について打ち合わせる。
- d 地域対策会議の開催と同時に地域対策本部を設置し、地域対策会議、地域対策本部及び現地対策本部の設置を関係機関へ通知する。
【地域鳥インフルエンザ対策会議設置の通知（文例）（様式2）】
- e 市町村が行う住民説明会の支援。
- f 消毒ポイントに係る道路使用許可申請（警察署）及び道路占用許可申請（道路管理者）を作成し申請する（通行制限の場合も）。
- g 発生、その他防疫情報の収集及び伝達、広報資料の作成等を行う。
【広報原稿（様式16）参照】
- h 各種の文書報告、指示等の様式の作成と発送を行う。
- i 勤務台帳及び経理台帳等の管理を行う。
- j 文書指示、報告用の各種様式等を整備する。
- k 市町村、地元県議の対応を行う。
- l マスコミ対応（原則として、県庁内に設置される総合指揮所で対応）。
- m 相談窓口の設置。

(イ) 応援要員係

防疫作業従事者の応援要員名簿は、事前調査班からの情報を基に、作業班リーダーを記載の上、畜産課から地域対策本部へ送付される。応援要員係は、その応援要員名簿を支援センターの受付係に送付するとともに、作業班リーダーと重機オペレーターを最優先で農場へ派遣するよう指示する。

(ウ) 資材係

- a 防疫総括班（畜産課）が発注する消毒ポイント、通行規制消毒、支援センター及び現場事務所等における資材やレンタル機材の種類、数

量及び搬送時間について、防疫総括班（畜産課）に確認し、資材・機材の納品確認、受取を各係に指示する。

- b 消毒ポイント係より資材やレンタル機材の状況（不具合・過不足等）を確認し、業務委託係又は防疫総括班（畜産課）へ適宜報告する。
報告を受けた業務委託係又は防疫総括班（畜産課）の消毒ポイント・資機材担当は、県建設業協会支部やレンタル会社等へ発注する。
また、不足する資材については発注を行い、支援センターの資材管理係に配送を指示する。
- c 支援センターに常駐する資材管理係より、現場事務所を含めた資材の在庫量等の数量を把握する。
不足する資材の発注を行い、資材管理係に配送を指示する。

（工）業務委託係

地元建設業協会支部と発生農場での埋却地の掘削等に必要な資機材の運搬、設置、撤去、埋却作業や、消毒ポイントにおける消毒施設・設置・運搬・撤去に係る調整を行い、内容について防疫総括班（畜産課）の消毒ポイント・資機材担当と協議する。

防疫総括班（畜産課）は「総務班業務委託係担当手引書」に基づき地域対策本部の支援を行う。

第7 発生農場における防疫措置（防疫指針P.34）

<基本方針>

発生農場における防疫措置については、防疫措置を行う現地対策本部（家保）と支援活動を行う地域対策本部（地域振興局等）が一体となって行う。

発生農場の現場責任者（家畜防疫員）と現場事務所の工程管理責任者は支援センターの総括責任者と連携し、資材の補給や応援要員の調整等を図る。

1 事前の農場調査（事前調査班）

(1) 事前調査班は、防疫作業全体を円滑かつ効率的に進めるために、発生農場の家きん舎構造や周辺環境を事前に十分調査することによって、適切な殺処分方法及び埋却地等の選定、必要な資機材のリストアップを行う。なお、調査に当たっては、「事前調査班の手引書」に基づき実施する。

家きん舎構造に応じた殺処分作業の進め方、埋却地等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定、防疫作業班の編成、規模、地勢、気象等の条件に応じた基本応援計画の過不足、資材の準備など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項に関して、より適切に判断する。

また、バイオセキュリティを確保するため、防疫服の着脱や長靴の履き替え、身体の消毒をどこで行うのか等を具体的に決め、汚染エリアと清浄エリアの境界を明確にする。

ア 事前調査班の構成員は、家畜防疫員（原則、防疫課長及び緊急病性鑑定対応者）、地域振興局等畜産担当、同農業土木技術者、市町村担当及び建設業協会等とする。また、原則として家畜防疫員は、その後引き続き現場責任者となる。

イ 事前調査班員は現地対策本部・地域対策本部・役場等に集合し、家保又は地域振興局等が持参した防疫服等に着替え、あらかじめ準備した事前調査票を用いて、以下の事項について調査を実施する。その際、緊急病性鑑定に対応した家畜防疫員があらかじめ作成した事前調査票を用いると、その後の作業を円滑に行うことができる。

【鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票（様式18）】

(ア) 地理的情報（道幅、水源、隣接地の所有者等）の把握
農場及び埋却地を含む周辺の見取図の作成（道路も含む）。

(イ) 発生農場内の調査

※夜間も作業する場合、それに必要な資材も加えて検討する。

- a 飼養形態、家きん舎構造及び家きん舎毎の飼養羽数
- b 家きん卵、排せつ物、死亡家きん等の集積状況（場所、量等）
- c 飼料等の残量
- d ホイールローダー等の重機の所有及び重機や運搬用車両の動線
- e 防疫措置に必要な資材の量と搬入場所
 - ・殺処分、清掃、消毒用資材

特に留意する資機材：サイフォン式炭酸ガスボンベ又は液化炭酸ガスボンベ、スノーホーン、ポリバケツ（殺処分用）、感染性

廃棄物容器（焼却処分用）、スキッドステアローダー通称ボブキャット（堆積床の場合は複数台）、ダンプ（埋却地への堆肥等運搬用）、コンパネ（堆積床での台車通路確保、雨天時の足場確保）、重機・ダンプ足場用鉄板（雨天時の足場確保）

・防疫フェンス設置の有無と規模

f 防疫作業に必要な人員

家きん舎構造や農場環境等を把握して、基本応援試算表の人員を増減する必要性を見極め、その理由について事前調査票に記入する。

g 焼埋却等の準備状況

- ・埋却地の確保状況（場所、面積等）
- ・埋却地、焼却施設等への輸送方法
- ・必要な資材（重機、運搬用車両、消毒薬等）

(ウ) 発生農場周辺の調査

a 通行規制消毒場所の設定

- ・設置に必要な資機材
- ・運営に必要な人員

b 現場事務所の設置

- ・設置場所と面積
- ・設置に必要な資材
- ・休息に必要な資材（椅子、暖房機器、照明、給水等）
- ・仮設トイレの設置場所と必要数（男・女）
- ・救護場所の検討
- ・防疫フェンス設置の検討
- ・鉄板、ブルーシート及びパレット等の敷設の検討

c 埋却地が農場外にある又は焼却施設で焼却を行う場合の運営事務所設置の検討（内容はbに準ずる）

ウ 事前調査票は、現地対策本部（家保）、地域対策本部（地域振興局等）及び防疫総括班（畜産課）に報告し、情報を共有する。

エ 事前調査票は、耐水紙を使用し消毒後に農場から持ち出すか、写真に撮り携帯電話メール等により報告する。

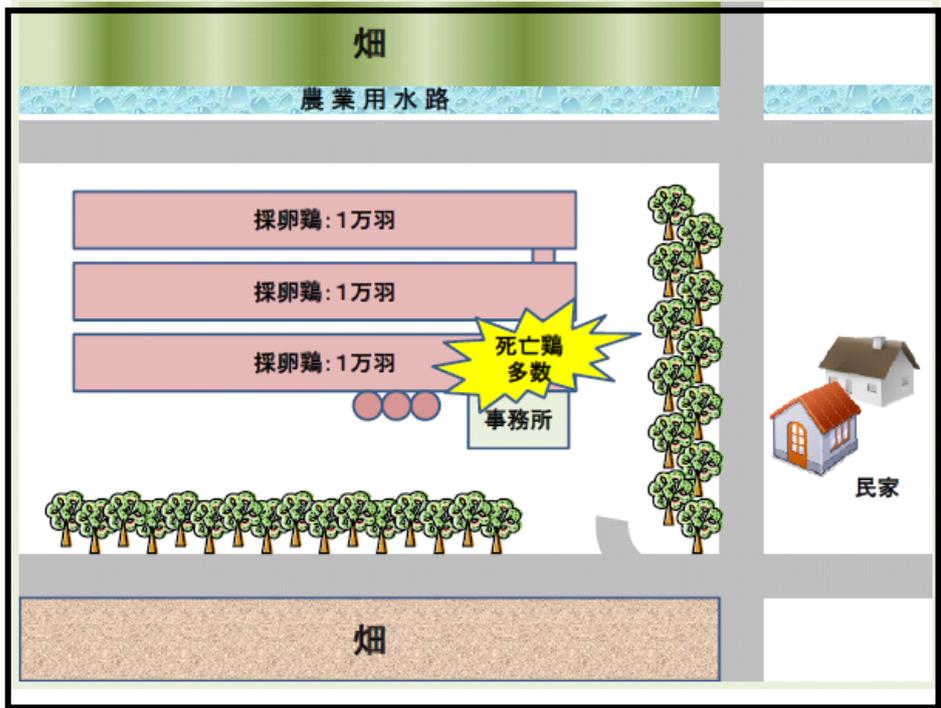
(2) 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、法に基づく所有者の責務、県の防疫方針を説明するとともに、法第53条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限があることについて、遺漏なく説明を行う。また、農場主の中には、殺処分について強い抵抗感を示す人もいるので、農場主の心情に配慮しながら、殺処分の必要性などを丁寧に説明して理解を得る。

(3) 現地にいる家畜防疫員は、家きん種別の殺処分予定羽数、殺処分の方法、処分家きん処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ

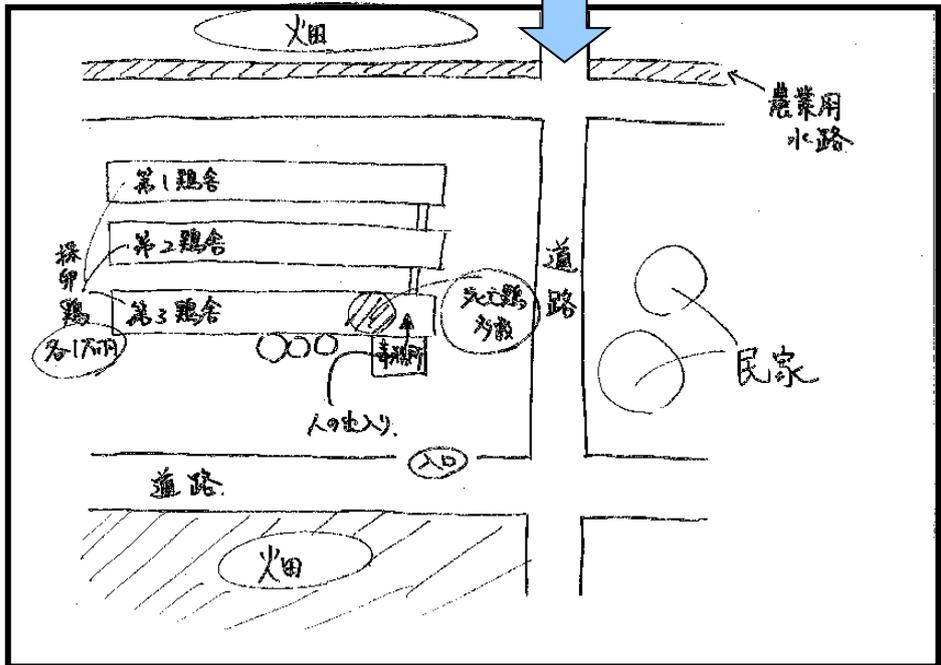
め現地対策本部、防疫総括班（畜産課）に確認し、指示を受けるものとする。

- （４）農場防疫補佐となる家畜防疫員は、防疫措置開始の４時間前を目安に農場に入り、農場全体像の把握、防疫作業の進め方の打合せ、防疫作業従事者受入れ準備（ゾーニング、大型時計の設置等）及び環境サンプル採取（本マニュアル第 16 に基づく）を行う。

(参考) 事前調査時に作成する農場周辺図のイメージ
 【農場周辺の例】



【農場見取り図（手書き）の例】



注：重機や車両がどこまで進入できるかは、全体の作業効率を考えると非常に重要なので、農場への道路の道幅や駐車するためのスペースを確認する。

2 防疫資材の備蓄、管理・点検、搬送（家保）

本病の発生に備え、初動防疫が円滑にできるように、必要な防疫資材を家保に備蓄、管理、点検をしておく。併せて、熊本県酸素協会等の防疫活動に係る協定締結先と緊急連絡先について、毎年確認し名簿を整理しておく。

発生時は、必要資材を迅速に搬送するとともに、搬送先において区分及び識別ができるようにする。

（1）異常家きん発生時の資材の準備

各家保は病性鑑定資材一覧表に記載されている物を鳥インフルエンザ病性鑑定用資材セットとして常備する。

定期的に病性鑑定セットの内容を確認し、使用期限のある品目については早めに交換をしておく。

（2）初動防疫に備えた資材の準備

ア 備蓄の量及び場所

大規模農場での発生にも対応できるよう20万羽飼養規模での発生を想定した防疫資材を5家保の防疫資材倉庫に分けて備蓄しておく。

備蓄量の振り分けは、防疫服、手袋、ゴーグル等の消耗品は中央家保防疫資材倉庫に16万羽、他の4家保には1万羽飼養規模での発生に対応した防疫資材量とし、その他台車、スコップ、一輪車等の資材は、中央家保防疫資材倉庫等に一括して備蓄する。

イ 備蓄方法

搬出が円滑に進むよう資材の重量、搬出順、搬出先等を考慮し保管する。中央家保防疫資材倉庫では、ラスティーパレット（カゴ台車）で5千羽単位×6セット、1万羽単位×1セット、その他で保管する。また、ラスティーパレットには搬出先（支援センター及び現場事務所）毎に明記したラベルを貼る。

（3）管理・点検

ア 資材一覧表

一覧表には、名称、規格、数量、容積、用途等を記載し、常に備蓄状況が確認できるようにしておく。

イ 搬出計画表

発生規模や飼養形態に対応した資材一覧表を、搬出先別に作成しておくとともに、積込み作業等に必要な人員及びトラックの種類と台数を記載した搬出計画表を作成し、搬出に備える。

ウ 点検

（ア）作動状況確認

以下の機器類については、原則として毎月の定期点検で、作動状況を確認する。

- ・ 動力噴霧器

- 発電機
 - 照明機器等、その他電気、電池を使用する機器
- (イ) 使用期限のある物品の交換
使用期限のある消毒薬等については、資材一覧で期限を確認し、期限が間近なものについては定期的に交換しておく。
- (ウ) 劣化資材の点検
ゴムを使用している資材等、劣化が予想され資材一覧表に更新年度が記載してある資材については、半年に一回使用に支障がないかの点検を行い、必要に応じて更新する。

(4) 発生時の資材の搬送

ア 防疫資材運搬用車両の手配

防疫総括班（畜産課）は、地域対策本部総務班（資材係、現場事務所係、支援センター係）と連携し、防疫資材の種類と数量等を踏まえ運搬用車両を手配し、その台数、運搬方法、搬出先等を発生農場の管轄家保（管轄家保の資材を搬送する場合）、中央家保及び地域対策本部総務班（現場事務所係、支援センター係）へ連絡する。

イ 中央家保での搬出準備

連絡を受けた中央家保は、事前に作成していた輸送手配票（様式19）を基に搬出資材の種類、数量、保管箇所、搬出順序を検討し、搬出の準備をする。

ウ 積込み要員の派遣（資材搬送班）

防疫総括班（畜産課）は、地域対策本部総務班と連携し、中央家保と資材搬出に従事する要員数を協議し、農林水産部及び地域振興局等に必要人数の応援を要請する。

なお、中央家保管内での発生の場合は、農林水産部及び想定される制限区域外に位置する振興局からの応援を要請する。

エ 中央家保からの資材の搬出

運搬用車両及び応援要員が中央家保に到着後、イで検討した結果に基づき車両に積込みを開始する。その際には、農場の事前準備に必要な消石灰、パレット、ブルーシート等を優先して積込み搬出する。

積込み時は、搬出資材一覧表を搬送車両の運転手に手渡すとともに、防疫総括班（畜産課）、支援センター係及び現地対策本部へファクシミリ又はメールで連絡する。

オ 中央家保以外での資材調達

中央家保で備蓄する資材だけで不足する場合は、地域対策本部総務班は、防疫総括班（畜産課）を通じ他家保等に調達を依頼する。依頼を受けた家保等は、搬出の準備をする。なお、運搬用車両は防疫総括班（畜産課）が手配する（状況によっては、各家保が管轄する市町村や農業団体に資材の積込み及び輸送を依頼する可能性がある）。

病性鑑定に必要な携行資材

| 品目 | 数量 | 用途 |
|--|----|-----------|
| <input type="checkbox"/> 防疫服(上・下) | 4 | 検診、採材、運搬用 |
| <input type="checkbox"/> ゴム長靴(白) | 4 | 同上 |
| <input type="checkbox"/> ゴム手袋 | 5 | 検診、採材用 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用噴霧器 | 1 | 消毒用 |
| <input type="checkbox"/> 逆性石けん(1L) | 1 | 採材場所消毒用 |
| <input type="checkbox"/> ポリバケツ | 3 | 消毒及び採材用 |
| <input type="checkbox"/> アルコール綿花 | 1 | 消毒用 |
| <input type="checkbox"/> 異常家さん等通報の聞き取り様式(様式5) | 1 | |
| <input type="checkbox"/> 異常家さんの症状等に関する報告(様式7) | 1 | |
| <input type="checkbox"/> カウンター | 2 | 死亡数カウント用 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯(ヘッドライト) | 3 | 採材作業用 |
| 血液採取用資材 | | |
| <input type="checkbox"/> 5mlシリンジ | 30 | 採材用 |
| <input type="checkbox"/> 23G注射針 | 30 | 採材用 |
| <input type="checkbox"/> 分離材入り 真空採血管 | 30 | 採材用 |
| クローアカ・気管スワブ等採取用資材 | | |
| <input type="checkbox"/> 綿棒(小) | 60 | 採材用 |
| <input type="checkbox"/> 抗生物質加0.08Mリン酸緩衝液10ml入り 遠沈管(50ml) | 12 | 材料送付用 |
| 材料包装用資材 | | |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋(小)100入 | 1 | 送付瓶包装用 |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋(中)100入 | 1 | 送付調書包装用 |
| <input type="checkbox"/> ビニールテープ | 1 | 包装用 |
| <input type="checkbox"/> 輪ゴム(箱) | 1 | 包装用 |
| 輸送用資材 | | |
| <input type="checkbox"/> アイスボックス(中)及び保冷剤 | 1 | 輸送用 |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋(大)100入 | 1 | 包装用 |
| <input type="checkbox"/> 地図(25万分の1) | 1 | |
| <input type="checkbox"/> 記録用紙(100枚入) | 1 | 検診用 |
| <input type="checkbox"/> 病性鑑定野帳 | 1 | 検診用 |
| <input type="checkbox"/> 不明疾病現地調査表 | 若干 | |
| <input type="checkbox"/> 紙ばさみ | 5 | |
| <input type="checkbox"/> 筆記具(鉛筆、ボールペン赤・黒) | 若干 | |
| <input type="checkbox"/> 筆記具(マジック赤・黒) | 若干 | |
| <input type="checkbox"/> 検診卓(携帯用) | 2 | |
| <input type="checkbox"/> 関係法規集 | 1 | 参考資料 |
| <input type="checkbox"/> 防疫対策マニュアル | 1 | 同上 |
| <input type="checkbox"/> 脱脂綿 | 1 | |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話(充電器) | 1 | |
| <input type="checkbox"/> デジタルカメラ(予備電池) | 2 | |

必要資機材一覧（1、3、5および10万羽規模の発生想定）
（農場防疫作業：3日間）（通行規制・消毒ポイント：15カ所、3日間）

| 区分 | チェック | 品名 | 規格 | 飼養規模 | | | | 備考 |
|----|--------------------------|---------------|-------------|-------|-------|--------|--------|------------------|
| | | | | 1万 | 3万 | 5万 | 10万 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白M) | 白M | 200 | 600 | 1,000 | 2,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白L) | 白L | 800 | 2,400 | 4,000 | 8,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白XL) | 白XL | 200 | 600 | 1,000 | 2,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(青L) | 青L | 50 | 150 | 250 | 500 | 現場責任者、防疫補佐、リーダー |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(青XL) | 青XL | 20 | 60 | 100 | 200 | 現場責任者、防疫補佐、リーダー |
| | <input type="checkbox"/> | 色つきベスト | 赤、黄 | 2 | 4 | 6 | 6 | 現場責任者、防疫補佐 |
| | <input type="checkbox"/> | 色つきベスト | 緑、橙等 | 25 | 25 | 25 | 25 | 支援センター、現場事務所用 |
| | <input type="checkbox"/> | ディスプレイ帽子 | | 500 | 1,500 | 2,500 | 5,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防護マスク(N99) | | 500 | 1,500 | 2,500 | 5,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 防毒マスク | | 20 | 30 | 40 | 50 | 焼却施設、堆肥舎等 |
| | <input type="checkbox"/> | ゴーグル | | 1,200 | 3,600 | 6,000 | 12,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 曇り止め液 | | 10 | 30 | 50 | 100 | |
| | <input type="checkbox"/> | インナー手袋(双)M | M双 | 700 | 2,100 | 3,500 | 7,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | インナー手袋(双)L | L双 | 500 | 1,500 | 2,500 | 5,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)青M | M双 | 200 | 600 | 1,000 | 2,000 | 男性用 |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)青L | L双 | 700 | 2,100 | 3,500 | 7,000 | 男性用 |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)青LL | LL双 | 100 | 300 | 500 | 1,000 | 男性用 |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)赤M | M双 | 100 | 300 | 500 | 1,000 | 女性用 |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)赤L | L双 | 100 | 300 | 500 | 1,000 | 女性用 |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋(双)赤LL | LL双 | 50 | 150 | 250 | 500 | 女性用 |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴(24) | 24cm | 30 | 45 | 75 | 90 | |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴(25) | 25cm | 50 | 75 | 125 | 150 | |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴(26) | 26cm | 200 | 300 | 500 | 600 | |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴(27) | 27cm | 50 | 75 | 125 | 150 | |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴(28) | 28cm | 30 | 45 | 75 | 90 | |
| | <input type="checkbox"/> | スリッパ | F | 150 | 225 | 375 | 450 | |
| | <input type="checkbox"/> | ホワイトボード | 90cm * 90cm | 2 | 6 | 10 | 20 | 支援センター・現場事務所ほか |
| | <input type="checkbox"/> | 雨合羽 | セット | 15 | 45 | 75 | 150 | 消毒者用 |
| | <input type="checkbox"/> | ガムテープ | 5cm * 25m | 30 | 90 | 150 | 300 | 防疫服の目張り |
| | <input type="checkbox"/> | マジック | | 30 | 90 | 150 | 300 | 防疫服への名前等表示用 |
| | <input type="checkbox"/> | ポリ袋(鶏用)(ゴミ用) | 90L、10枚 | 400 | 1,200 | 2,000 | 4,000 | 殺処分鶏を入れる、(一部ゴミ用) |
| | <input type="checkbox"/> | ポリバケツ(蓋付き) | 90L | 10 | 30 | 50 | 100 | 殺処分用 |
| | <input type="checkbox"/> | 感染性廃棄物容器 | 50L | 100 | 300 | 500 | 1,000 | |
| | <input type="checkbox"/> | 軍手 | 双 | 20 | 60 | 100 | 200 | |
| | <input type="checkbox"/> | ヘルメット | | 10 | 30 | 50 | 100 | |
| | <input type="checkbox"/> | 台車 | | 10 | 30 | 50 | 100 | |
| | <input type="checkbox"/> | コンパネ | 1m*1.8m | 10 | 30 | 50 | 100 | 肉用鶏捕鳥用など |
| | <input type="checkbox"/> | フレコンバック | 1t | 100 | 300 | 500 | 1,000 | 死体、卵、飼料、(排泄物) |
| | <input type="checkbox"/> | 結束ひも | 50cm | 2,000 | 6,000 | 10,000 | 20,000 | 殺処分・消毒・埋却 |
| | <input type="checkbox"/> | 消毒槽 | 20L | 10 | 15 | 25 | 30 | 入口用、送迎バス昇降時 |
| | <input type="checkbox"/> | キムタオル 24束 | 24束 | 10 | 30 | 50 | 100 | 手指、洗面など |
| | <input type="checkbox"/> | キムワイプ 72箱 | 72箱 | 10 | 30 | 50 | 100 | ゴーグルの汚れ、曇り除去用 |
| | <input type="checkbox"/> | ホース | 50m | 3 | 6 | 10 | 15 | 消毒用 |
| | <input type="checkbox"/> | 動力噴霧器(タンク含む) | | 4 | 5 | 6 | 6 | 一部レンタル |
| | <input type="checkbox"/> | ガソリン缶(携行) | 20L | 2 | 4 | 8 | 10 | |
| | <input type="checkbox"/> | 動噴用タンク 500L | | 4 | 4 | 6 | 6 | |
| | <input type="checkbox"/> | 携帯電話 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 本部との連絡用 |
| | <input type="checkbox"/> | 逆性石けん | 1L | 20 | 60 | 100 | 200 | 鶏舎内外消毒 |
| | <input type="checkbox"/> | スプレーペンキ(赤、青) | 300ml | 4 | 12 | 20 | 40 | 防疫服への表示用 |
| | <input type="checkbox"/> | 誘導表示板 | | 2 | 6 | 10 | 20 | |
| | <input type="checkbox"/> | ビニールテープ | 10m | 20 | 60 | 100 | 200 | 消毒時の目張りなど |
| | <input type="checkbox"/> | 消石灰 | 20kg | 200 | 600 | 1,000 | 2,000 | 鶏舎内外消毒 |
| | <input type="checkbox"/> | うがい薬 | 200ml | 10 | 30 | 50 | 100 | |
| | <input type="checkbox"/> | 20Lタンク | 20L | 5 | 15 | 25 | 50 | 手洗い、うがい用 |
| | <input type="checkbox"/> | 紙コップ | | 1,000 | 3,000 | 5,000 | 10,000 | うがい用 |
| | <input type="checkbox"/> | 薬用ハンドソープ | 200ml | 10 | 30 | 50 | 100 | |
| | <input type="checkbox"/> | 通行制限表示板 | | 5 | 10 | 10 | 10 | |
| | <input type="checkbox"/> | 竹ぼうき | | 50 | 75 | 125 | 150 | 鶏舎清掃用 |
| | <input type="checkbox"/> | 剣スコップ | | 50 | 75 | 125 | 150 | 鶏舎清掃用 |
| | <input type="checkbox"/> | 角スコップ | | 50 | 75 | 125 | 150 | 鶏舎清掃用 |
| | <input type="checkbox"/> | 一輪車 | | 10 | 30 | 50 | 50 | 鶏舎清掃用 |
| | <input type="checkbox"/> | 小型リヤカー | | 5 | 10 | 15 | 15 | 鶏舎搬出用 |
| | <input type="checkbox"/> | 投光器 | | 3 | 5 | 7 | 10 | 夜間作業用 |
| | <input type="checkbox"/> | 炭酸ガスポンベ(30kg) | 30kg | 15 | 45 | 75 | 150 | サイホン式、(700羽/1本) |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------|-----------------|---------|-------|-------|--------|---------|-----------------|
| 殺処分 搬出 清掃 消毒各班 | <input type="checkbox"/> | ボンベ台車 | | 2 | 4 | 6 | 8 | |
| | <input type="checkbox"/> | フロントローダー、ボブキャット | | 2 | 4 | 6 | 8 | 鶏舎除糞、搬出用(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | フォークリフト | | 1 | 1 | 2 | 2 | 資材配送用(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | ダンプカー | 4t | 0 | 0 | 1 | 2 | 鶏糞搬送用(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | 発電機 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 現場事務所用(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | 軽トラック | | 1 | 1 | 2 | 2 | 現場事務所用(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | スノーホン | | 4 | 12 | 15 | 20 | |
| | <input type="checkbox"/> | トランシーバ | | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | <input type="checkbox"/> | ハンドマイク | | 5 | 10 | 15 | 20 | |
| | <input type="checkbox"/> | ★段ボール箱 | | 2,200 | 6,600 | 11,000 | 22,000 | (焼却の場合のみ使用) |
| 評価班 | <input type="checkbox"/> | ★ストレッチフィルム | 300m | 2 | 6 | 10 | 20 | 焼却時死体ダンボール巻き |
| | <input type="checkbox"/> | 筆記用具 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 評価班、記録、連絡 |
| | <input type="checkbox"/> | 紙挟み | | 5 | 10 | 10 | 15 | |
| | <input type="checkbox"/> | 電卓 | | 2 | 3 | 5 | 5 | 評価班 |
| | <input type="checkbox"/> | デジタルカメラ | | 2 | 3 | 5 | 5 | 作業記録、評価班用 |
| | <input type="checkbox"/> | カウンター | | 2 | 3 | 5 | 5 | 評価班 |
| | <input type="checkbox"/> | メジャー | 50m | 1 | 2 | 3 | 3 | |
| | <input type="checkbox"/> | 評価記録様式 | | 3式 | 6式 | 6式 | 6式 | |
| 埋却班 | <input type="checkbox"/> | バックホウ(0.7㎡以上) | 0.7㎡以上 | 1 | 2 | 2 | 2 | 埋却溝掘削(レンタル) |
| | <input type="checkbox"/> | フロントローダー | | 1 | 1 | 2 | 1 | レンタル |
| | <input type="checkbox"/> | バルーンライト | | 2 | 3 | 4 | 5 | レンタル |
| | <input type="checkbox"/> | ブルーシート(20×20) | 20m*20m | 5 | 10 | 20 | 30 | 埋却溝用 |
| | <input type="checkbox"/> | ブルーシート(15×15) | 15m*15m | 5 | 10 | 20 | 30 | 埋却溝用 |
| | <input type="checkbox"/> | ブルーシート(10×10) | 10m*10m | 5 | 10 | 20 | 30 | 雨天時鶏舎出入口の雨避け |
| | <input type="checkbox"/> | 木杭 | 1.5m | 30 | 90 | 150 | 300 | |
| | <input type="checkbox"/> | ブルーシート又は寒冷紗 | 5×10m | 5 | 15 | 25 | 50 | 目隠し用 |
| | <input type="checkbox"/> | 脚立 | 2m | 10 | 20 | 30 | 30 | 採卵鶏舎用 |
| | <input type="checkbox"/> | ロープ | 200m | 1 | 3 | 5 | 10 | |
| | <input type="checkbox"/> | ハサミ、カッターナイフ | | 3 | 3 | 5 | 10 | ロープ切断用 |
| | <input type="checkbox"/> | ハンマー | | 5 | 7 | 10 | 20 | |
| | <input type="checkbox"/> | 消石灰 | 20kg | 50 | 150 | 250 | 500 | 鶏舎内外、埋却溝に散布 |
| 検診班 | <input type="checkbox"/> | 動力噴霧器(タンク、ホース) | セット | 1 | 3 | 5 | 10 | 埋却出入口及び埋却溝用 |
| | <input type="checkbox"/> | 消毒用コンテナボックス | 20L | 10 | 10 | 10 | 10 | 検診長靴消毒用 |
| 通行規制・ 消毒ポ イント(3日 間) | <input type="checkbox"/> | 簡易消毒器 | 15L | 10 | 10 | 10 | 10 | 発生状況調査1戸+疫学調査 |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白M) | 白M | 100 | | | | 3人、3交代、15カ所、3日間 |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白L) | 白L | 200 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 防疫服(白XL) | 白XL | 150 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋 M | M双 | 30 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | アウター手袋 L | L双 | 30 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 消毒薬 | 1L | 15 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 軍手 | 10双 | 15 | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ゴム長靴 | 25cm | 30 | | | | | |
| その他 | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴 | 26cm | 30 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | ゴム長靴 | 27cm | 30 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | トイレトペーパー | 12ロール | 2 | 3 | 5 | 10 | 簡易トイレ5台分 |
| | <input type="checkbox"/> | キッチンペーパー | 4ロール | 2 | 3 | 5 | 10 | ゴーグル、手拭き用 |
| | <input type="checkbox"/> | ストーブ | | 10 | 10 | 15 | 20 | 支援センター・現場事務所用 |
| | <input type="checkbox"/> | 防寒シート | フリー | 200 | 300 | 500 | 1000 | 支援センター・現場事務所用 |
| | <input type="checkbox"/> | テーブル | | 10 | 20 | 30 | 30 | 支援センター・現場事務所用 |
| | <input type="checkbox"/> | 椅子 | | 30 | 50 | 60 | 60 | 支援センター・現場事務所用 |
| | <input type="checkbox"/> | 腕時計 | | 4 | 8 | 12 | 12 | 現場責任者、防疫補佐 |
| | <input type="checkbox"/> | 時計(大) | | 2 | 4 | 6 | 10 | 現場事務所・各鶏舎 |
| <input type="checkbox"/> | ハサミ、カッターナイフ | | 5 | 5 | 5 | 5 | 防疫補佐携帯品 | |
| <input type="checkbox"/> | ドライバー(プラス・マイナス) | | 3 | 3 | 3 | 3 | 防疫補佐携帯品 | |
| <input type="checkbox"/> | モンキーレンチ | | 2 | 3 | 5 | 10 | 防疫補佐携帯品 | |
| ★: 焼却時のみ使用 | | | | | | | | |

【その他、支援センター等設置に係る主な必要資材】

(1) 支援センター

- ・ 長机、パイプ椅子
- ・ ホワイトボード
- ・ 消毒マット

- ・ ストープ
- ・ 防寒シート 等
- ※ 健康観察に係る必要物品は、健康福祉部対応指針の別紙2「防疫作業従事者に対する健康調査に必要な物品参考例」に掲載
- (2) 現場事務所（埋却地が農場外にある場合の運営事務所）
 - ・ テント（横幕、雨どい含む）、長机、パイプ椅子
 - ・ 簡易トイレ
 - ・ 踏込消毒槽用コンテナ
 - ・ パレット
 - ・ 全身消毒ゲート
 - ・ ソーニング用コーン、ロープ
 - ・ ストープ、防寒シート
 - ・ 時計（大）
 - ・ ホワイトボード 等
- (3) 通行規制消毒
 - ・ 簡易テント、バルーンライト、ストープ
 - ・ 立入禁止立札、通行制限ポール、コーン
 - ・ 安全ベスト 等
- ※ 動力噴霧器等の消毒設備

3 防疫措置の支援作業（事前準備班）

事前準備班（発生農場を管轄する地域振興局等及び市町村担当者）は、発生農場において現場責任者及び工程管理責任者の指示の下、防疫措置が円滑に実施できるよう事前の準備を行う。

(1) 業務内容及び作業要領

事前準備班は、事前調査班に続いて、現地対策本部・地域対策本部・役場等に集合する。家保又は地域振興局等が持参した防疫服等の必要資材を受け取り、指示を受け現地へ向かう。

現地では、家畜防疫員及び工程管理責任者の指示に従い下記作業を実施する。

ア 殺処分等作業が始まるまでに、農場周辺を消石灰で消毒する。

イ 農場入口の封鎖に伴う立入禁止看板等の掲示。また、出入口の消毒槽及び動力噴霧消毒設備の設置等を行う。

ウ 事前調査の結果、防疫フェンス（目隠し）の設置が必要と判断した場合は、ウイルスまん延防止及び殺処分等の目隠しのため、県建設業協会支部に設置を依頼する。

エ 現場事務所を設置する。設置にあたっては、周辺の状況や排水の経路、舗装の有無等に応じて、鉄板の敷設を県建設業協会支部に依頼する。また、消毒薬や雨水が流入しないよう、パレット等を設置する。

オ 家きん舎周辺にネズミ捕り（粘着シート等）を設置する。

カ 家きん舎内や休憩テント内の防疫作業従事者の目につく場所に、大型時計を設置する。

キ 農場内の清浄・汚染区域を区分するためのコーン・ロープで区分分けを行う。

4 通行の制限又は遮断（法第15条）（地域対策本部総務班）

（1）地域対策本部は、防疫総括班（畜産課）と動物衛生課の協議を受け、本病の発生の確認後、速やかに管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。ただし、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で認めることとする。

【発生の表示（様式20）】 【立入禁止の掲示（様式21）】

（2）法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。

（3）通行制限を実施する場合は、立入禁止看板やバリケードテープ等を張り、立入制限を明示する。また必要に応じて、地図等を用い、周辺住民や報道機関へ周知する。

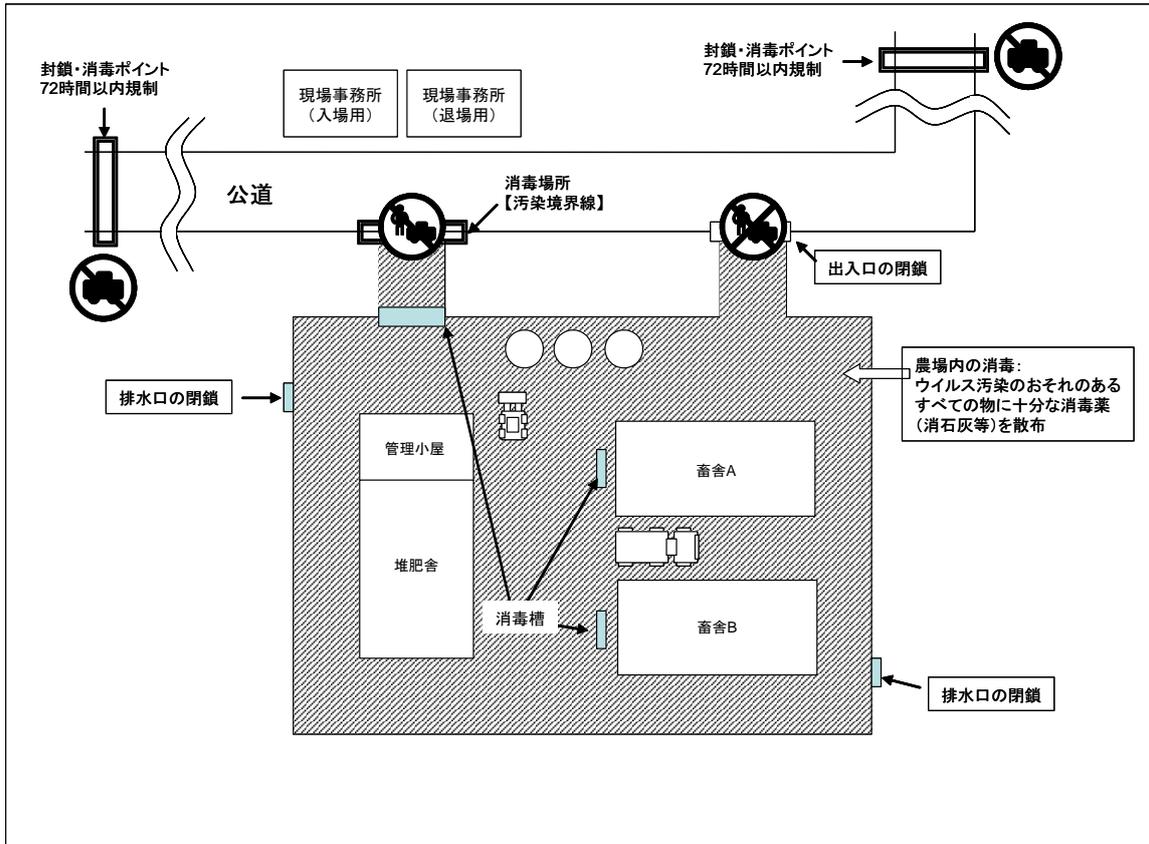
（4）家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

（5）原則として、警察官を含む地域振興局等、市町村による警戒従事者を必要数配置し、トラブルが発生した場合には警察官の協力のもと、対応する。

（6）防疫作業に関する以外の人及び物品の移動、搬出及び搬入を制限する。

（7）マスコミについても、総合指揮所からの情報提供等をする旨を説明し、一般の方と同様に通行を禁止する。

発生農場における初動防疫のための農場封鎖のイメージ



5 支援センターの設置（地域対策本部総務班）

（1）基本的事項

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生農場（以下「発生農場」という。）における家きんの殺処分、焼却・埋却、消毒等の防疫作業を円滑に進めるため、防疫作業従事者が発生農場に入る前の事前準備、必要資材等の中継を行うための施設として、支援センターを設置するものとする。この施設は、発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）に設置する。

支援センターには、資材搬送、運営支援、市町村職員、体育館運営者等がそれぞれ活動し、さらに多数の応援要員が集合することとなる。このため、指揮命令系統を確立するため、地域対策本部は総括責任者を配置する。また、これを補助する役割として、責任者補佐及び連絡補助員を配置する。

（2）設置場所の選定

ア 設置場所は、次の基準により選定するものとする。

- （ア）原則として、発生農場を管轄する市町村内にある公的施設（公民館・体育館等）であること。
- （イ）防疫作業従事者等のための十分な駐車場を有すること。
- （ウ）防疫作業従事者の着替えや資材保管等のために十分な面積を有する建物であること。
- （エ）体調不良者の休憩場所等を有すること。
- （オ）一般住民等が利用する施設においては、利用調整ができること。
- （カ）周辺住民等の協力が得られること。
- （キ）携帯電話や全庁的配備の通信付きモバイルPCが利用できる通信環境に立地し、ファクシミリやインターネットなどの通信機器が確保できることが望ましい。

イ 設置場所の選定については、上記アの選定基準に基づき、地域振興局等と当該市町村が選定したものの中から、防疫総括班（畜産課）が発生農場からの距離や周辺住民等の協力が得られることなどを考慮し選定するものとする。

ウ 大規模発生等により自衛隊へ派遣要請を行う場合、自衛隊を含む大人数が収容可能な施設を選定するか、自衛隊専用の支援センターを別途用意する。

（3）支援センター運営要員

支援センター運営は、発生地振興局が主体となり市町村と連携して運営する。

総括責任者と各係は発生地振興局員が、防疫作業従事者の防疫服着衣補助等は健康福祉部が担い、配置される応援要員に対して必要な作業指示を行う。

(4) 責任者及び係等の配置

支援センターには以下の責任者等を配置し、係名等を表示した色つきベストを着用し、応援要員への作業指示、交代時の引継等を着実にを行う。

ア 総括責任者

地域振興局次長（広域本部総務部長）を充て、支援センターの運営を総括するとともに、県本部、地域対策本部及び現場事務所等との連絡調整を行う。

イ 責任者補佐、連絡補助員

総括責任者が行う連絡調整業務等を補佐する。

ウ 受付・バス誘導責任者

受付、バス誘導の総括及びバスの運行管理を行う。

(ア) 受付係

応援要員の受付及び部外者の立ち入り規制を行う。また、応援要員が帰庁する際、名簿確認を支援する。

(イ) バス誘導係

支援センター敷地内でのバス誘導及び支援センターから現場事務所までの経路案内を行う。

エ 資材管理・作業員支援責任者

防疫服着衣、業務支援、資材管理、資材運搬、作業員支援の総括を行う。

(ア) 防疫服着衣補助係

防疫作業従事者の防疫服着衣を指導補助する。状況に応じて、業務支援系の業務も行う。

(イ) 業務支援係（発生地保健所職員）

支援センター及び現場事務所、発生地保健所、本庁等と連絡調整を行う。作業前の県職員以外の防疫作業従事者等について、問診票によるセルフチェックの補助を行う。また、作業後の防疫作業従事者等について、医師の診察を希望しない者又は抗インフルエンザウイルス薬の処方希望しない者の問診票の回収の補助を行う。健康危機管理課から持参する物品の管理を行う。

(ウ) 資材管理係

地域対策本部資材係と現場事務所の工程管理責任者と連携し、支援センターへ運搬された資材の受け入れ、仕分け及び在庫管理を行う。発注依頼や発注品受取を把握し、資材の過不足予測や報告を行う。

(エ) 資材運搬係

支援センターへ運搬された資材の積下しを行う。また、現場事務所まで運搬する資材の積込み等を行う際には、かご台車から資材を下ろし、資材のみをトラックに積み込む。空になったかご台車は、支援センターに保管しておく。現場事務所の敷地条件によっては、かご台車ごと運搬することもある。

(オ) 作業員支援係

防疫作業従事者への作業内容の説明や進捗状況等の周知を行う。

オ 自衛隊専用の支援センターを用意する場合は、責任者（支援センター配置の責任者補佐 1 名）及び資材管理担当者を必要数配置し、資材の調達等について両支援センター間で綿密な連携を図る。

（5）支援センターにおける主な業務

ア 総括責任者

支援センター及び現場事務所の業務を総括するとともに現地対策本部との連絡調整を行う。

また、防疫作業従事者への進捗状況等の情報提供、円滑な要員交代とともに現場事務所への過不足ない物資供給に努める。

- ・可燃ゴミの分別、処理方法の確認
- ・支援センター内の各係の人員・班編制等の指示・確認
- ・応援要員へのオリエンテーション、交代時の適切な事務引継指示
- ・応援要員の受付、防疫作業従事者等の現場事務所への送迎に必要な専用バスの運行支援
- ・必要資材の受け取り、現場事務所への供給。現場事務所分も含めた数量確認と地域対策本部への必要数発注等の適切な資材管理
- ・発生農場における作業進捗状況の確認、支援センター内での情報掲示、地域対策本部への報告等の適切な情報管理
- ・作業環境確保のために必要な照明や暖房等の確保
- ・作業進捗状況の確認
- ・その他突発的事象への対応

イ 支援センターの運営

（ア）会場の運営

- ・駐車場の確保、誘導、整理
※誘導については、遠方から、現場の地理に不安な資材運搬者、応援要員等が多数集合することを十分考慮する。
- ・受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室（女性専用を設けるなど留意）、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、専用バス等への乗り込み場所等の設置
- ・必要に応じシャワーの設置場所の検討（除染テントの設置）
（水道、排水路の確保が必要となるので、あらかじめ設置場所を検討しておく。）

（イ）防疫作業従事者の受付・誘導

ウ 資材管理・作業員支援

資材管理係は、運営前に中央家保等から支援センターに荷物が届くため、資材の振り分け（運搬先ごと）を行い保管する。資材運搬係が、必要に応じて現場事務所への運搬に係る積込み等を行う。

また、随時資機材の在庫管理を行い、情報を地域対策本部資材係と共有しておく。

（ア）移動用の履物等、現場事務所へ持っていく資材の準備、配布

- (イ) 在庫の確認、補充
- (ウ) 防疫総括班（畜産課）が手配した飲食等の受取り、保管
- (エ) 応援要員の靴等の私物の管理
- ※ タバコ等の現地（農場及び現場事務所）持ち込みは禁止。

エ 情報の共有

- (ア) 総括責任者（補佐）及び連絡補助員は、情報共有のため支援センターにはホワイトボード等を利用し、防疫作業の進捗状況、スケジュール等を表記する。
- (イ) 各担当者間で交代時の引継ぎを行う。

オ 支援センターにおける作業前の準備

- (ア) 支援センターへの集合
 - 防疫作業従事者は、対策本部が用意した専用バス等を利用して集合する。
 - 防疫服の下に着用する作業服（つなぎ等）で集合し、着替え、タオル等を持参する。
- (イ) 受付
 - 受付係は、バスが到着後、応援要員を受け付け、①農場内防疫作業従事者、②支援センター、③現場事務所など配置を確認し、支援センター内へ誘導する。

(ウ) 作業前の説明

作業班リーダーは、青色と白色の防疫服を受け取り、一般の応援要員は白色防疫服 2 着を受け取る。

作業員支援係は、農場における防疫作業の進捗状況、バイオセキュリティの確保、留意事項等について説明する。

防疫服着衣補助係は防疫服着衣について、説明・補助する。

防疫作業従事者は、初めは白色の防疫服を着用し、2 枚目の背中と胸に応援として参加したクール番号、氏名をマジックで各自記入後、防疫服を着用する。インナー手袋、アウター手袋、ゴーグル、マスク等、防疫作業に必要な装備を完了させ、スリッパを履き、その上から使い捨てシューズカバーを装着（現場事務所到着後、スリッパを脱ぐ際にカバーは廃棄）して準備する（防疫服の着脱方法は第 18 条を参照）。

- ※ 作業班リーダーは、現地においては、赤いベストを着用した現場責任者、黄色のベストを着用した農場防疫補佐に不明な点を確認し、各班員に随時指示を出す。

(エ) 農場への優先派遣

作業班リーダーと重機オペレーターは、支援センターから最優先で速やかに農場へ派遣する。

(オ) バイオセキュリティと防疫作業従事者の安全を確保するために遵守すべき事項

a 基本的な留意事項

汚染エリアには鳥インフルエンザウイルスが濃密に存在している可能性がある。防疫作業従事者を介してウイルスが散逸することを防ぐため、防疫作業従事者は、作業動線、汚染エリア及び清浄エリアが設定されていることを理解し、退出時には必ず消毒・更衣を行う。

b 持参品

- (a) 防疫服、長靴などの防疫作業に必要な物品は、支援センター及び現場事務所に用意してあるので、通常は持ち込む必要はない。
- (b) 防疫服の下に着用する服装は、作業服等動きやすいものにする。作業終了後に更衣する着替えと洗顔用のタオルを持参する。作業時に着用していた衣類はビニール袋へ入れて持ち帰り、帰宅後に洗濯すること。
- (c) 農場へ持ち込む物は必要最小限とする。持ち帰る物については十分に洗浄・消毒する必要があることから、腕時計、携帯電話、カメラ等は持込みを禁止する。携帯電話等をどうしても農場内に持ち込む必要がある時は、ビニール袋に入れ、退出時に消毒ができるようにする。

c 作業終了後の留意事項

- (a) 作業終了後には、所定の場所で全身を噴霧消毒し、所定の場所でゴーグル、マスク、手袋、長靴、防疫服2枚を脱ぎ、手洗い、洗顔、うがいをする。その後、新たな防疫服を1枚着用し、支援センターに移動する。
- (b) 支援センターで、帰宅用の服に更衣し、帰宅後は入浴するとともに、農場内で着用していた衣服を洗濯する。入浴の際、鼻や耳の穴も含めて全身を入念に洗う。その際、眼鏡等の身につけていた物もよく洗浄する。

d 帰任後の留意事項

医師の診察や投薬を希望する場合は、健康相談・処方会場が開設している時間に受診すること。また、作業終了後7日間は鳥類との接触を避け、また、10日間は体温測定を行い、自身で健康観察を行うこと。

e 健康及び安全の確保

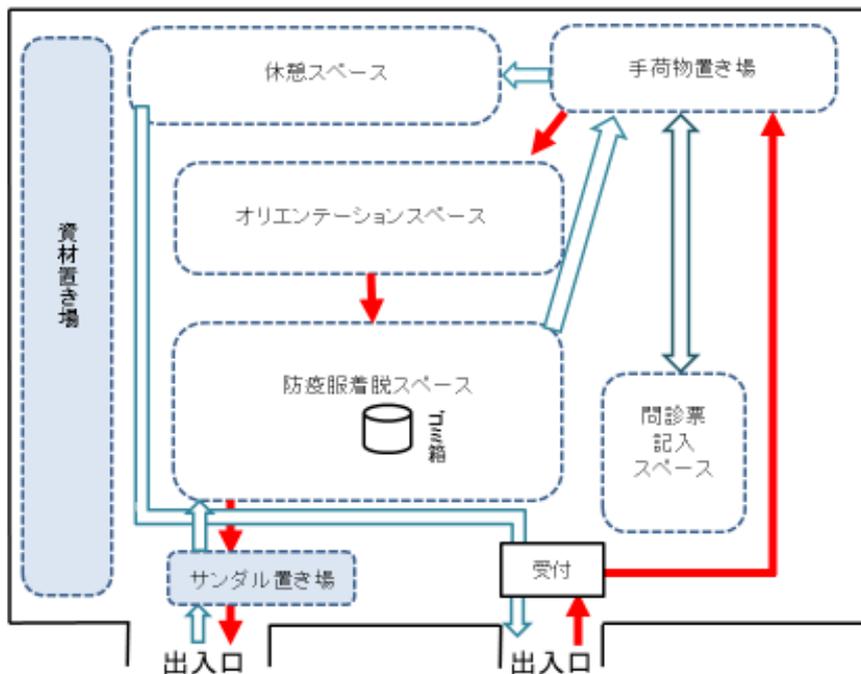
支援センターに到着した時点で体調がすぐれない場合、躊躇することなく、資材管理・作業員支援責任者に申し出ること。

(6) 設置期間

発生農場における殺処分等防疫作業準備開始日から、防疫措置終了後必要と認める日までとする。

支援センターレイアウトの例

→ 作業前動線 ⇨ 作業後動線



支援センターでの防疫服着用の説明

6 現場事務所の設置（地域対策本部総務班）

(1) 基本的事項

発生農場及びその周辺にはウイルスが多量に存在するため、防疫作業従事者によるウイルス持ち出しを防ぎ、家きんの殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進するため、発生農場の隣接地にテント等を使って現場事務所を設置する。

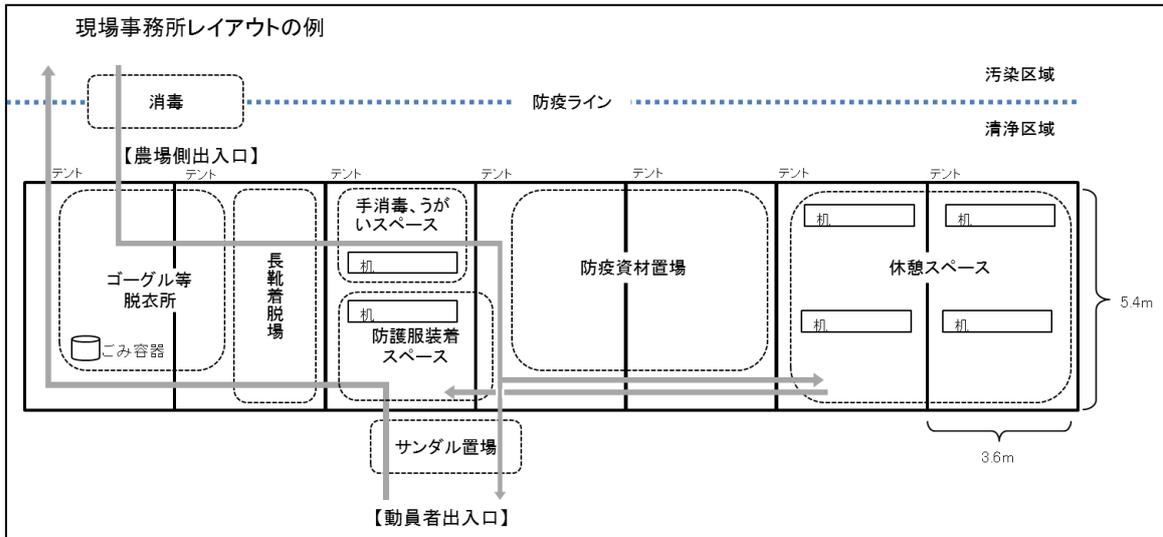
現場事務所には、防疫用資材の集積・管理、防疫作業従事者の交代・休憩のための防疫服着脱作業など農場隣接の限られたスペースに人員・物資が集中することになる。これに対応し、指揮命令系統を確立するため、地域対策本部は工程管理責任者を配置する。また、これを補助する役割として、責任者補佐及び連絡補助員を配置する。

(2) 現場事務所の役割

- ア 防疫措置を行うための発生地農場班詰め所
- イ 発生農場で使用する防疫資材の保管庫
- ウ 発生農場における防疫作業従事者の防疫服の着脱、待機及び休憩所
- エ 発生農場における防疫作業従事者からのウイルス拡散を防止するための消毒ポイント
- オ 防疫作業従事者の健康管理（事故や怪我、体調異状を呈した場合は、必要に応じて、支援センターの業務支援係から電話等による指示に従い、応急処置及び消毒後支援センター又は病院等に搬送する等の対応を行う。）
- カ 安全な作業環境確保に必要な照明や暖房等の確保や飲料の準備

(3) 現場事務所の選定

- ア 現場事務所の設営フロー
 - (ア) 現場事務所設営開始指示 畜産課→家畜保健衛生所、地域振興局等
 - (イ) 現場事務所担当者派遣
 - (ウ) 現場事務所（発生農場）周辺での検討事項
 - a 土地の所有者、権利者の調査
 - b 1日あたりの応援要員数の推定
 - c 作業車両及び人員の進入路、退出路確保
 - d 水道、電気確認（特に水の確保、排水確認）
 - e 敷地、テント等のレイアウト
 - f 防疫服着脱、手洗い場所、消毒場所（踏込消毒槽、動力噴霧器の設置個数は、応援要員数を考慮する）のレイアウト
 - g 看板・駐車場確認
 - h 休憩場所・トイレ・資材保管・ゴミ置き場・感染性廃棄物保管場所の配置
 - i 支援センターから現場事務所への物資、輸送方法・搬入計画
 - j 対策本部等から現場事務所への情報伝達方法
 - k 業者（資材）搬入方法、誘導方法、退出方法
 - (エ) 地域対策本部総務班→畜産課への決定事項の連絡



イ 現場事務所の設置上の留意点

(ア) 設置場所は事前調査班の調査に基づき、現地対策本部が畜産課と協議して決定する。設置場所は農場所有地以外になる場合もあり、用地交渉などの用務は原則として発生市町村へ協力を依頼する。

また、降雨時及び消毒液の排水等においても現場事務所及び周辺地が泥濘化しない場所を選定するとともに、パレット等により床上げするなど必要な処置を行った上でテント設置を行う。

(イ) 防疫総括班（畜産課：現場事務所・支援センター担当）は、上記アの報告を基に防疫資材保管庫、家畜防疫員・防疫作業従事者の待機等に用いるテント等の必要数（市町村や団体に確保出来ない数）をレンタル会社に発注する。

(ウ) 負担が大きな防疫作業従事者が休憩できる十分なスペースの確保と防寒対策として風雨からの防護、ジェットヒーターなど必要な暖房器具を設置する。

(エ) 応援要員のうち女性への配慮に特に留意し、専用更衣室の設置、専用トイレの設置（配置場所や目隠しの設置など）を考慮する。

(4) 現場事務所の運営要員

現場事務所の運営は、発生地振興局が行い、配置される応援要員に対して必要な作業指示を行う。

(5) 責任者及び係等の配置

現場事務所には以下の責任者を配置し、係名等を表示した色つきベストを着用し、応援要員への作業指示、交代時の引継等を着実にを行う。

ア 工程管理責任者

現場事務所の運営を総括するとともに、現場責任者（家畜防疫員）、支援センター等との連絡調整を行う。

イ 責任者補佐、連絡補助員

工程管理責任者が行う連絡調整業務等を補佐する。

ウ 資材管理・作業支援係

必要資材のリスト化や在庫管理、発注依頼や発注品受取りを管理し、工程管理責任者へ資材の過不足予測や報告を行う。また、支援センターから運搬された飲食物の管理、防疫作業従事者への提供を行う。

エ 防疫服着脱補助係

防疫作業従事者への感染予防を目的とし、防疫服の着脱時の指導及び補助を行う。

オ 現場撮影係

防疫作業の記録及び報道機関へ写真・映像等を提供するため、現場の状況を撮影し定期的に総合指揮所に通信機器を用いて報告する。

(6) 現場事務所における主な業務

ア 工程管理責任者

現場事務所内の業務を総括するとともに現場責任者（家畜防疫員）と連携し、農場内の作業進捗を把握し支援センターへ報告するとともに必要な要員・資材を農場へ供給する。また、地域対策本部及び支援センターと連携し、防疫作業従事者のケア、休憩支援、円滑な要員交代と必要資材の補充等を行う。

イ 防疫服等着脱補助（主体は健康福祉部）

着脱補助作業については、原則、防疫服、長靴、手袋、マスク、ゴーグルを着用して作業を行う。

防疫服の着脱に不慣れな防疫作業従事者が多いことも予想されるため、健康福祉部職員が着脱の補助を行う。

また、殺処分などの防疫作業従事者は、気象条件や作業に応じて定期的に入れ替わる（休息・健康管理のため。）ため、その都度、着脱補助を行う。休息の際は、防疫服2着のうち1着を脱衣し、農場での作業に戻る際には2枚目の防疫服を着用する。脱いだ長靴は洗浄・消毒後に農場入り口に移動させ、交替要員に使用させる。

ウ 発生農場内での防疫作業従事者の消毒

防疫作業従事者によるウイルス拡散を防止するため、休憩及び脱衣テントに入る前の農場出口付近において、防疫服の上から噴霧器による全身及び長靴の消毒を行う。

エ うがい等の補助

防疫作業従事者はウイルス感染を防止するため、防疫服脱衣後、休憩前に手指の消毒、洗顔及びうがいをを行う。

このため、手指消毒薬、ペーパータオル、うがい薬、水、コップ等の準備と補充を行う。

また、排水はこまめに回収し、容器に溜めておく。

オ 作業に伴う汚染物品の整頓

使用後の防疫服や手袋、ペーパータオルなどの汚染物品は所定の感染性廃棄物処理容器に収納させ、適切に処理する。

カ 現場事務所を離れるときの消毒等

防疫作業が終了し現場事務所を離れるときは、うがい、洗顔、手指、作業服及び履物の消毒を十分に実施する。専用バスまではスリッパの上から使い捨てシューズカバーを装着し、バス乗車時にカバーは廃棄し、土の持ち帰りを防止する。

キ 現場事務所運営の留意点

- (ア) 防疫措置実施中は常に設置し、防疫作業従事者への緊急連絡やケア、及び現場事務所の資材管理・補給等を行う。
- (イ) 情報共有のためホワイトボード等を利用し、防疫作業の進捗状況、スケジュール等を表記する。
- (ウ) 現場事務所には防疫作業従事者が時間を確認できるように、大型の時計を設置する。

(7) 運営事務所の設置（焼却施設及び発生農場から離れた埋却場所や焼却施設に設置）

運営事務所は、現場事務所に準ずるものとするが、状況及び規模に合わせて設置する。また、消毒が必要な際には消毒場所を出入口に設置する。

7 防疫作業従事者の健康調査等

(1) 防疫作業従事者

ア 作業従事者は、県庁に集合する前に、問診票によるセルフチェックを行い、作業従事の可否を判断する。作業従事可となった者は県庁に集合し、支援センターに移動する。セルフチェックの結果、作業従事不可となった者は、所属にその旨を報告する。その場合は、原則、所属内で代替要員を決定する。

イ 防疫作業後、支援センターで問診票によるセルフチェックを行い、医師の診察を希望する者又は作業中に感染家きん等と濃厚な接触（※）があり、かつ、抗インフルエンザウイルス薬の処方希望する者は、支援センターから県庁に移動後、県庁新館3階健康福祉部会議室で午前8時30分～午後5時15分間に医師による診察・抗インフルエンザウイルス薬の処方を受ける。県庁職員で県庁到着が午後5時15分～翌8時30分の場合は、翌日以降の開設時間に来庁し、医師による診察等を受ける。なお、支援センターに直接集合する県職員以外の作業従事者等、農林水産部の家畜保健衛生所職員、事前調査班及び事前準備班で、医師の診察を希望する者や作業中に感染家きん等と濃厚な接触があり、かつ、抗インフルエンザウイルス薬の処方希望する者は、県庁又は発生地保健所で医師の診察等を受ける。発生地保健所での診察等については、保健所へ事前に連絡した上で向かうこととする（発生地保健所での診察は午前8時30分～午後5時15分）。

※感染家きん等と濃厚な接触がある場合とは、感染鳥類等と直接接触した際の個人感染防護具（PPE）の着用状況が「適切な感染防護がされていない可能性がある」と判断される場合を指す。具体的には以下のような場合。

- 適切な PPE（防疫服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグル）のいずれかを着用せず、感染鳥類等を取り扱った者
- 適切な PPE を装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業途中にその一部を外した（その一部が外れた）者
- 適切な PPE を装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業終了後に適切な方法・場所※※で脱衣をしなかった者

※※「適切な場所」とは、換気が十分かつ他者との距離が離れている所を指す。密室など換気不十分な所での脱衣は不適切である。

厚労省通知「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（R5.11.10 一部改正）より抜粋

（2）自衛隊員

作業開始前及び作業後は、自衛隊が自ら実施する。

（3）感染予防対策

ア 防疫作業従事者自らが鳥インフルエンザウイルスに感染する危険性があるため、防疫服、手袋、マスク、ゴーグルは正しく着用しなければならない。

イ マスク（N95規格）は確実に装着すること。横から空気が漏れないようしっかりと密着させる。作業中にマスクをゆるめたり、はずしたりしない。

ウ 汚染した防疫服等を脱ぐ時には、着脱補助要員の指導を受けながら脱ぐ。

事前に防疫演習などで、汚染部位を直接素手や素肌に触れさせずに脱衣する手順を習得しておくこと。

（4）作業中の留意事項

ア 熱中症及び脱水症を起こさないように、作業班リーダーは定期的に休憩時間を作り、防疫作業従事者へ水分補給を促す。

イ 冬季の場合、休憩時間の防寒対策として、ストーブ及び防寒シートで暖をとる。

ウ 気分や体調が悪くなった場合やケガをした場合は、すぐに作業班リーダーへ申し出る。

エ 防疫服が破れるなど不備が生じた場合は、現場事務所へ戻り、新しい防疫服に着替える。

オ 防疫作業に使用する消石灰などは、水分に触れると強アルカリ性となり、皮膚や粘膜に障害を起こす。肌や眼等に触れないように注意して取り扱う。

- カ 消毒薬が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗う。
- キ 消毒薬が皮膚に付着した場合は、現場事務所に戻って服を脱ぎ、皮膚を流水と石けん等でよく洗う。
- ク 消毒薬を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動して休憩する。
- ケ 消毒薬を誤って飲み込んだ場合は、応急処置としてきれいな水で口をすすぐ、十分な量の水を飲む等を行う。
- コ 必要に応じて、支援センター又は病院等へ搬送する等の対応を行う。

(5) 作業終了後の留意事項

- ア 作業終了時には現場事務所で脱衣し、手洗い、洗顔、うがいを必ず行う。作業終了後、支援センターまでは、新しい防疫服を1枚着用して移動する。気分がすぐれないなどの症状がある場合には、支援センターの業務支援係に相談する。
- イ 支援センター退場後は速やかに帰宅し、入浴する。着用した衣服は、速やかに洗濯する。当日は、十分に睡眠をとり、体を休めること。
- ウ 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7日間を3日間にまで短縮できることとする。
- エ 防疫作業従事者は、作業のあった日の翌日から10日間は、毎日健康状態をチェックし記録表（接触者モニタリング）に記入する。熱や呼吸器症状が出た場合は、速やかに所属長等へ報告するとともに、最寄りの保健所等へ連絡を行う。症状がない場合は、10日間の記録表を所属長に提出する。
- オ 急性期のストレスによる反応は作業後4週間後までに発現するため、心身の健康状態に十分に留意するとともに、不調や不安をおぼえた際は、所属長又は職場の健康管理推進員と相談の上、速やかに県庁本館地下の健康サポートセンター等に相談する。

8 発生農場の農場従事者等の健康調査（発生地保健所）

(1) 農場従事者等の特定

現地対策本部及び発生農場への確認により、飼養管理等に従事していた人及び発生農場の家きんと濃厚接触者を特定し、住所や連絡先等を確認する。

(2) 農場従事者等の健康調査

健康福祉部対応指針に基づいて実施。

9 家さんの評価

鳥インフルエンザにより、と殺される家きん及び汚染物品等に対する手当金を交付するため、法に基づいて選定された評価人を含めた評価係が家さんの評価額の算定方法を参照し、適切に評価を行う。

なお、効率的な評価を実施するため、家畜防疫員の評価人は、事前調査班の情報に基づき評価準備を行う。

また、手当金申請を迅速に行うため、家畜防疫員の評価人は、農場での評価作業終了後、速やかに手当金算出作業に専念する。

(1) と殺時における評価物の確認

ア 家きん

と殺前に、と殺の対象となる家きんの羽数、日齢、導入日などについて確認し、記録する。

【家畜評価簿等（様式24-1、25、26）】

イ 汚染物品

焼却、埋却等の対象となる汚染物品について、その内容や数量を記録し、写真を撮影する。本病の防疫指針に示されている汚染物品は以下のとおりだが、例外もあるため注意が必要となる。

【物品評価簿等（様式24-2、27、28）】

(ア) 家きん卵（病性判定日から遡って7日目の日より前に採取され区管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）

(イ) 種卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区管理されていたものを除く。）

(ウ) 家きんの排せつ物

(エ) 敷料

(オ) 飼料

(カ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) 評価人の選定（家伝法第58条5項）

評価人は①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちから、それぞれ1名以上選定する。

【評価人依頼書（様式29）】

(3) 評価の方法

ア 家きんの評価額は、患畜等であることが確認される直前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜等であることは考慮しないものとする。

イ 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜等であることが確認された日までの期間の生産費（購入伝票、過去の農場成績及び統計データ等を用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

ウ と殺に先立ち、家きんの評価額算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格がわかるように月齢毎、家きん舎毎に区分して写真を撮影する。

エ 手当金申請添付資料として、各汚染物品の内容や数量がわかるように写真を撮影する。

【へい殺畜手当金交付申請関係書類様式
(様式30、31、32、33、34)】

10 と殺(法第16条)

(1) 基本的な作業の流れ

患畜又は疑似患畜と判定された後、現地対策本部の指示を受けた現場責任者等の家畜防疫員は、農場主に、と殺指示書を交付する。

【と殺指示書(様式35)】

殺処分は、捕鳥班、運搬班、殺処分班、搬出班、焼却又は埋却準備班で構成し、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後24時間以内に完了させる。

(2) 殺処分作業に当たっての留意事項

実際に作業する際には、防疫作業従事者の安全確保やバイオセキュリティには十分に注意しながら進める。また、農場主等の心情や動物福祉にも配慮が必要となる。

ア まん延防止に関する留意事項

(ア) 殺処分を開始する前には、以下の措置を講じる。

- ・必要に応じて発生農場の外周部をブルーシートなどで遮蔽する。
- ・家きん舎内外の消毒を実施する。
- ・ねずみ等の野生動物の駆除剤を散布しておくとともに、スズメなどの野鳥が家きん舎内に侵入しないように努める。

(イ) 汚染エリア、清浄エリアを明確にして汚染エリアからウイルスを持ち出さないことが重要である。

(ウ) 原則として家きん舎内で殺処分を実施する。家きん舎の構造やその他の事情によりやむを得ず家きん舎外で殺処分を行う場合は、柵などの中で処分作業を行い、ウイルスの拡散防止、家きんの逃走防止に配慮しなければならない。

(エ) 殺処分は臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行うなど、家畜防疫員の指示に従って作業を進める。

(オ) 汚染エリア内へ携帯電話等の私物を持ち込むことは、原則禁止である。現地対策本部長が必要と認めるなど、作業を進める上でどうしても必要な場合については、ビニール袋に入れ、退出時に消毒できるようにする。

(カ) 休憩等で汚染エリア外に退出する際は、防疫服の上から逆性石けん等による噴霧消毒を行い、脱衣テントで外側防疫服等を脱衣する。

(キ) 農場主から作業協力の申し出があった場合には、他の防疫作業従事者と同様に、長靴の履き替え、防疫服の着衣、消毒の徹底、さらには、他の農場の訪問自粛など、防疫上の注意事項を遵守してもらう必要がある。

(ク) 衛生管理を熟知している獣医師が中心となり、バイオセキュリティを確保するための啓発を積極的に行う。

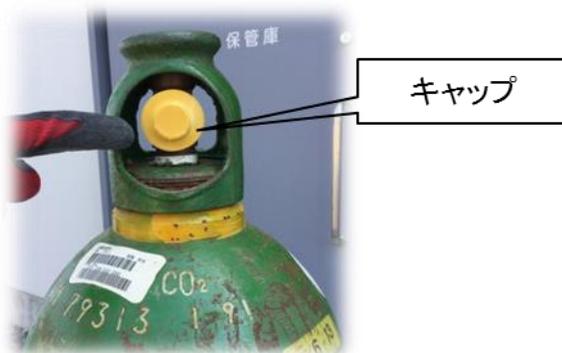
イ 作業の安全確保に関する留意事項

(ア) 家きん舎内の構造は飼養形態や飼養羽数により大きく異なる。また、一般的に家きん舎内の作業スペースは暗くて狭いため、慣れるまで時間がかかる。事故防止のために、作業開始前に作業エリアの特徴を把握しておく必要がある。

(イ) ケージ式家きん舎の場合、上段から捕鳥する際はケージに登る必要があるため、足元に十分注意し落下等の事故がないようにする。また、必要に応じて作業台を準備して防疫作業従事者の安全確保に努める。

(ウ) 平飼い家きん舎の場合、敷料で足元がぬかるむことがある。必要に応じて、作業動線上にコンパネなどを敷いて作業用の通路を確保する。

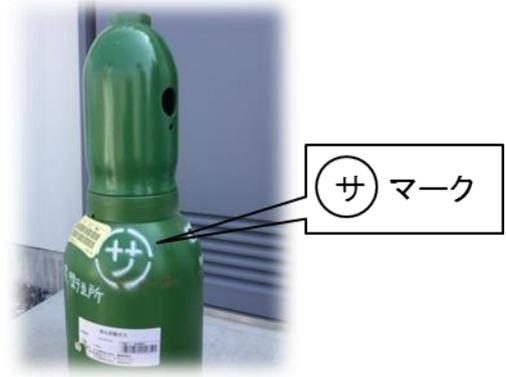
(エ) 殺処分使用する炭酸ガスのボンベは大変重いため、これが転倒した場合、作業員が大ケガをする可能性がある。使用済みのガスボンベは床に寝かせ、転がらないよう角材などで固定する（使用前のガスボンベはバルブにキャップが付いている）。



使用前のガスボンベ

(オ) ガスボンベを立てる際には、転倒防止のために必ず専用の荷台を使用する必要がある。やむを得ず直置きする場合は、ガスボンベを支えるために一本に一人の作業員を配置する必要がある。

(カ) ガスボンベはサイフォン管付き容器と一般容器の2種類があり、原則的にはサイフォン管付き容器を使用する（外見は同じだが、サイフォン管付き容器は、首の部分に黄等の塗装もしくはサイフォン管を明記するマーク等があり、何も印がないのが一般容器で区別）が、一般容器の場合、多量に噴射すると圧力調整器の作動部が凍結し、ガスが流れなくなる事があるので、少量ずつ噴射する。



サイフォン管付き容器

- (キ) ドライホーンを使用する場合、炭酸ガスポンベとの接続部分にパッキングが必要であるため接続時は注意する。
- (ク) 他の作業者と接触して事故を招くおそれがあるので、作業者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進めることが望ましい。
- (ケ) 汚染エリア内でのゴーグル、マスクの着脱や、防疫服の脱衣は、作業者がウイルスに汚染されるリスクを著しく高めるため、絶対にしてはならない。
- (コ) 作業中に手袋や防疫服が破れてしまうことがあるので、このような場合は速やかに作業班リーダー等に申し出て、新しい物に交換する。また、必要に応じて噴霧消毒を行う。
- (サ) 防疫服を着ながらの作業では、体力を激しく消耗するため、休憩を確実にとることが重要である。防疫作業従事者の休憩は、農場の規模や作業の進捗状況に応じて、現場責任者及び農場防疫補佐が判断して指示を出す。休憩は原則として汚染エリアから退出してとる。また、休憩時以外であって、ケガをしたり体調が悪くなったりした場合は、速やかに作業班リーダー等に申し出て、必要な手当を受けるか休憩を取る。
- (シ) 消石灰などの刺激性の消毒薬には十分に注意が必要である。目や皮膚に触れた場合には、すぐにきれいな水で洗い流す。

ウ 農場主への配慮

- (ア) 農場主は鳥インフルエンザの発生により精神的なダメージを受けているので、農場主の心情に配慮した言動を心掛ける必要がある。
- (イ) 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家きんに対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表すことが大切である。
- (ウ) 作業エリア内での防疫作業に関しては、ブルーシートで目張りするなど、必要に応じて外部から見られないようにするとともに、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。

(エ) 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に農場主へ十分に説明し理解を得ておくこと。また、計画に変更があったら随時農場主へ報告する。

エ 動物福祉に関する配慮

(ア) 家きんが苦痛を受ける時間を可能な限り短くするため、炭酸ガスは十分に注入し（90リットルポリバケツに成鶏10羽を入れた場合、5秒程度）、作業を迅速かつ確実に進めるよう心がける。また、ガスボンベの炭酸ガス残量が少なくなってきたら（ガスの噴射音が変わってくる、ボンベをスパナでたたくと高い音が響くなど）早めに交換する。

(イ) 殺処分した家きんの死亡確認は、苦痛を軽減させる観点からも重要となる。バケツの中の家きんが完全に動かなくなるまで待ち、死亡を確認する。

1.1 殺処分の進め方

殺処分を開始するに当たって現場責任者は、作業の流れ、作業内容、作業動線などについて農場防疫補佐と十分な打合せを行い、農場防疫補佐は作業班リーダー、防疫作業従事者への事前説明を行う。

本病の防疫作業には、普段家きんの取扱いに慣れていない畜産関係者以外の者も多数従事することを念頭に置いて、十分かつ丁寧な説明を行う必要がある。

基本的に、支援センターでは作業員支援係が、現場事務所では作業員支援係と農場防疫補佐が連携して、防疫作業内容の説明を行う。また、移動中のバス内で作業工程等を解説した映像を放映し、作業従事者が事前に理解することで、安全で効率的な作業ができるようにする。

なお、支援センター及び現場事務所では声が届きにくいいため、説明の際は拡声器等を用いる。

(1) 現場責任者の役割

作業開始前に、農場主、建設業協会関係者代表、支援センター総括、地域対策本部総務係、その他連絡調整において必要となる者との連絡方法について、携帯電話番号を記録するなどにより確認しておく。

また、応援要員到着時に農場防疫補佐と連携して人員配置を行うとともに、防疫作業への協力依頼及び全体の進捗状況説明、建設業協会関係者へ埋却その他に係る協力依頼、作業者の作業時間の把握と休憩時間の確保など、全体の作業が円滑に遂行されるよう業務管理を行う。

この他、防疫措置の進捗について記録し、連絡補助員を通じて現地対策本部等へ報告する。また、役場LOに対して情報の共有を図り、県では速やかに対応できない不足資材・車両の提供等防疫措置に係る協力についても協議、要請する。

【発生農場の防疫措置状況（様式22）】

ア 現地対策本部等との連絡調整

殺処分、焼埋却、清掃消毒等について検討した実施案、作業進捗状況、作業遂行に係る課題等について、連絡補助員と連携を図り現地対策本部に報告し、原則として同本部の指示を受けて発生地での防疫措置を行う。防疫総括班（畜産課）から直接指示又は報告要請があった場合はそれに従い、その旨を現地対策本部に報告する。

イ 発生地農場防疫補佐との連絡調整及び指揮

各農場防疫補佐と応援要員の振り分けを含めて作業実施案を協議し、現地対策本部からの決定内容の指示を共有する。また、各農場防疫補佐から作業進捗状況について一定時間毎に報告を受け、その際、作業遂行に係る課題について聴取し解決を図る。

ウ 現場事務所等との連携

各農場防疫補佐から発生農場の防疫措置に係る不足資機材の要請があった場合は、現場事務所工程管理責任者にその調達を依頼する。

エ 交替時の引き継ぎ

現場責任者、連絡補助員、農場防疫補佐の交替の際に、適切な引き継ぎを行うための時間を確保する。

(2) 連絡補助員の役割

現場責任者と連携して発生地での防疫作業に係る情報を共有し、以下の業務を行う。

ア 現地対策本部等への進捗状況報告

防疫作業進捗状況について、定期的に現場責任者から指示のあった部署（防疫総括班、現地対策本部、地域対策本部等）へ報告する。

イ 現場事務所のホワイトボードに作業進捗状況等の情報記入

ウ 防疫資機材の調達に係る現場事務所への連絡（個人携帯にモバイルチャイムを当日設定）

エ 情報が途切れることがないように従来型携帯電話と充電器、トランシーバー等を使用

(3) 作業班編成と作業内容

作業班編成と作業内容の例を以下に示すが、農場規模、構造、飼養羽数などにより農場防疫補佐が決定する。重機オペレーターは、防疫作業の円滑な実施のために必要不可欠なため、確実に確保する。

なお、農場防疫補佐（家畜防疫員）は自ら作業を行わず指示に徹し、各班の作業状況を十分監督する。体調不良者等がある場合は、早急に休憩を指示し必要に応じ応援を要請する。

現場責任者、工程管理責任者及び農場防疫補佐は、トランシーバーを携帯し、連絡を密にとりあう。特に、農場防疫補佐は進捗状況や各班の作業時間等を定期的に現場責任者に報告する。また、所在確認や作業状況の確認等を行うため、重機オペレーターにもトランシーバーを配備する。

農場防疫補佐は、作業班リーダーへの指示が的確に伝わるよう拡声器等を活用し、防疫作業時間の経過は腕時計で確認し、適宜休憩を指示する。

現場責任者、農場防疫補佐及び作業班リーダーは、外観で区別できるように青色の防疫服を装着し、さらにその上から現場責任者は赤色、農場防疫補佐は黄色のベストを装着する。

また、一般の防疫作業従事者は白色の防疫服を装着し、重機オペレーターは白色の防疫服の上から緑色のベストを装着する。

防疫作業を円滑に実施するため、農場防疫補佐と防疫作業従事者の交替は時間をずらして実施する。

ア ケージ式家きん舎の場合（採卵鶏）

（ア）捕鳥班

生存家きんをケージから取り出し、台車に乗せたポリバケツ等（90リットル程度）に事前に決めた統一した羽数（5～10羽）ずつ入れる。ポリバケツの中には、必要に応じてビニール袋を1枚ないし2枚敷く。

なお、既に死亡している家きんは、評価がしやすいように生存家きんの捕鳥完了後に収集するのでケージ内に残し、ケージにマーキングなどを行う。



家きんをケージから取り出す

（イ）運搬班

家きんを入れたポリバケツに乗せた台車を、殺処分場所まで運ぶ。運搬距離が長い場合は、必要に応じて人数を増やしてリレー方式で行う。殺処分班がポリバケツに炭酸ガスを充填したら、蓋を閉じて搬出係へ運搬する。その後、空のポリバケツを取って（必要に応じてビニール袋を敷き）捕鳥係へ運ぶ。



捕鳥した家さんの運搬

(ウ) 殺処分班

運搬班が運んできたポリバケツ（ビニール袋）に炭酸ガスを注入（5秒程度）する。作業を効率的に進めるため、以下の点に留意する。

- ・ガスが切れると作業が中断されるため、ガスボンベは常に2本以上を準備するとともに、スノーホーンを装備しておく。そのため、農場防疫補佐はガスボンベの担当者を選任する。



ポリバケツ等への炭酸ガスの注入

(エ) 搬出班

運搬班から送られてきたポリバケツ（ビニール袋）の中の家さんの死亡を確認した後、ビニール袋に入れて結束ひも等で結紮し、バケツリレー方式で家きん舎内から搬出し、焼却又は埋却準備班へ送る。また、空になったポリバケツを運搬係へ返す。



処分家きんの入った袋を家きん舎から搬出し、フレコンバッグへ投入する

(オ) 焼却又は埋却準備班

a 埋却の場合

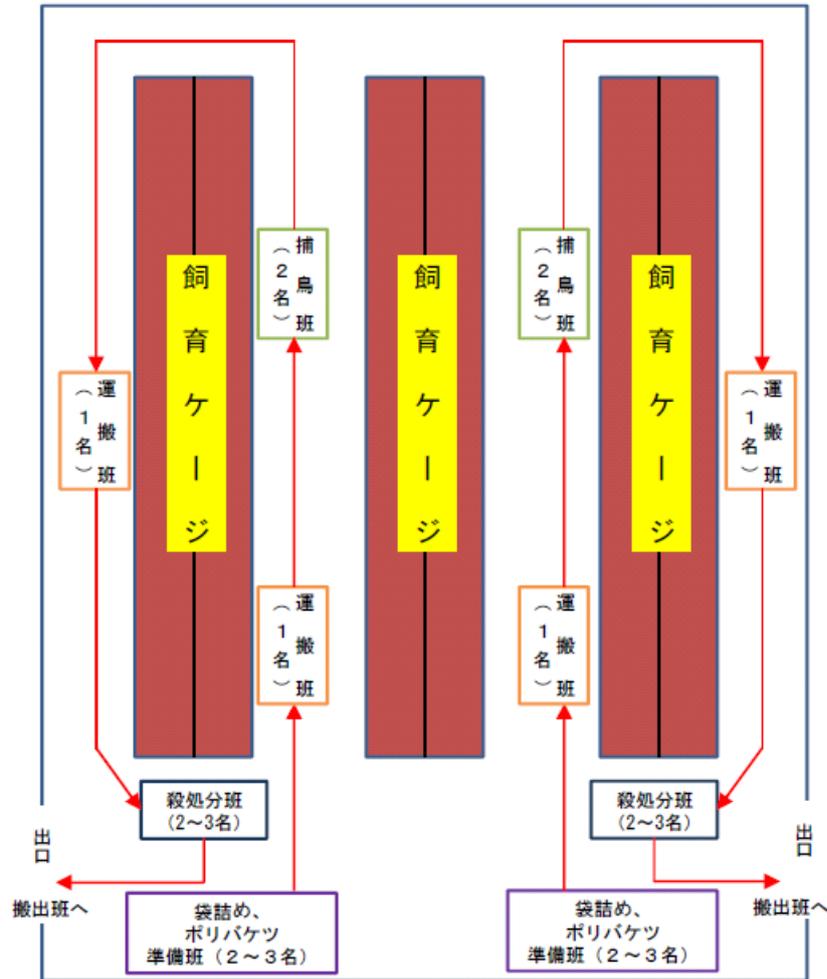
処分家きんが入ったビニール袋をフレコンバッグに投入する。この際、処分家きんの数（投入した袋の数）をカウント・記録しておく、評価係へ報告する。フレコンバッグに入れる処分家きんの数は、あらかじめ決めておく（現場責任者及び農場防疫補佐からの指示による）。発生家きん舎で収集された既に死亡していた家きんについても同様にカウント・記録する。

b 焼却の場合

処分家きんが入った袋を密閉容器に詰めこみ、専用蓋で密閉する。容器の外装を噴霧消毒し、処分家きんの数（詰め込みの終わった容器等の数）をカウント・記録しておく、評価係へ報告する。フレコンバッグに入れる処分家きんの数は、あらかじめ決めておく（現場責任者及び農場防疫補佐からの指示による）。発生家きん舎で収集された既に死亡していた家きんについても同様にカウント・記録する。

【死亡・殺処分記録簿（様式23）】

ケージ式家きん舎内の作業動線の例



イ 平飼い家きん舎の場合（肉用鶏等）

安全が確保できるように作業動線を考慮し、作業班を編成する。箱（袋）詰めから搬出の作業スペースを家きん舎内に確保できないなどにより、同時進行が困難な場合は、搬出作業は殺処分終了後に行う。

（ア）捕鳥班

コンパネやベニヤ板などで家きん群を一箇所に追い込み、端から一羽ずつ捕鳥してビニール袋を敷いたポリバケツ等（90リットル程度）に事前に決めた統一した羽数（5～10羽）ずつ入れていく。ポリバケツの中には、必要に応じてビニール袋を1枚ないし2枚敷く。家きんの入った容器を殺処分場所に送る。

（イ）運搬班

効率的な運搬を行うため、重機（スキッドステアローダー等）による台車通路の造成が必要な場合は優先的に実施する。

家きんの飼養状況が密な場合、まずは、台車あるいは塩ビパイプで仮設線路を作り、その上を滑らせてポリバケツ等を運ぶ。その後、速やかに重機を用いて台車通路の造成を行う。

なお、既に死亡している家きんは、評価がしやすいように生存家きんの捕鳥完了後に収集するので家きん舎内に残しておく。

※ 殺処分以降は、「ア ケージ式家きん舎の場合（採卵鶏）」を参照。

(4) 家きん（鶏）の捕鳥方法（参考）

殺処分を行う際に家きんを確実に保定することは、作業を迅速、確実に進めるためのみならず、家きんの苦痛を軽減する観点からも重要となる。

ア 捕鳥の重要性

家きんを含めて動物には、一般的に人の接近や接触を警戒、防御しようとする本能がある。家きんである鶏は一般的におとなしく従順だが、捕鳥時の確実な捕鳥は作業の迅速化に不可欠となる。

イ 捕鳥する際の注意事項

作業の安全を確保しつつ、効率的に進めるため、捕鳥する際には、以下の注意事項を守ることが重要である。

(ア) 鶏は群居性なので、一羽だけ取り残されるとパニックを起こして走り回る。

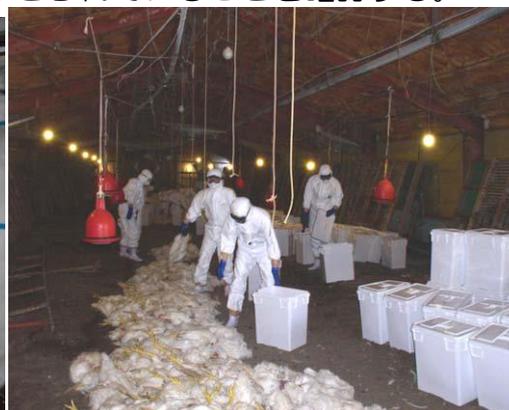
(イ) ケージ式家きん舎の場合、鶏がケージ外へ逃走するとケージの隙間や床下、採卵ベルトへ入り込み捕鳥が困難になるので、鶏が入っているケージから離れる際は扉が確実に閉まっていることを確認する。

(ウ) 平飼い鶏舎の場合は、コンパネやベニヤ板を用いて群単位で隅に追い込みながら、捕鳥する。

(エ) 鶏舎外への鶏の逃走防止対策がとられていることを確認する。



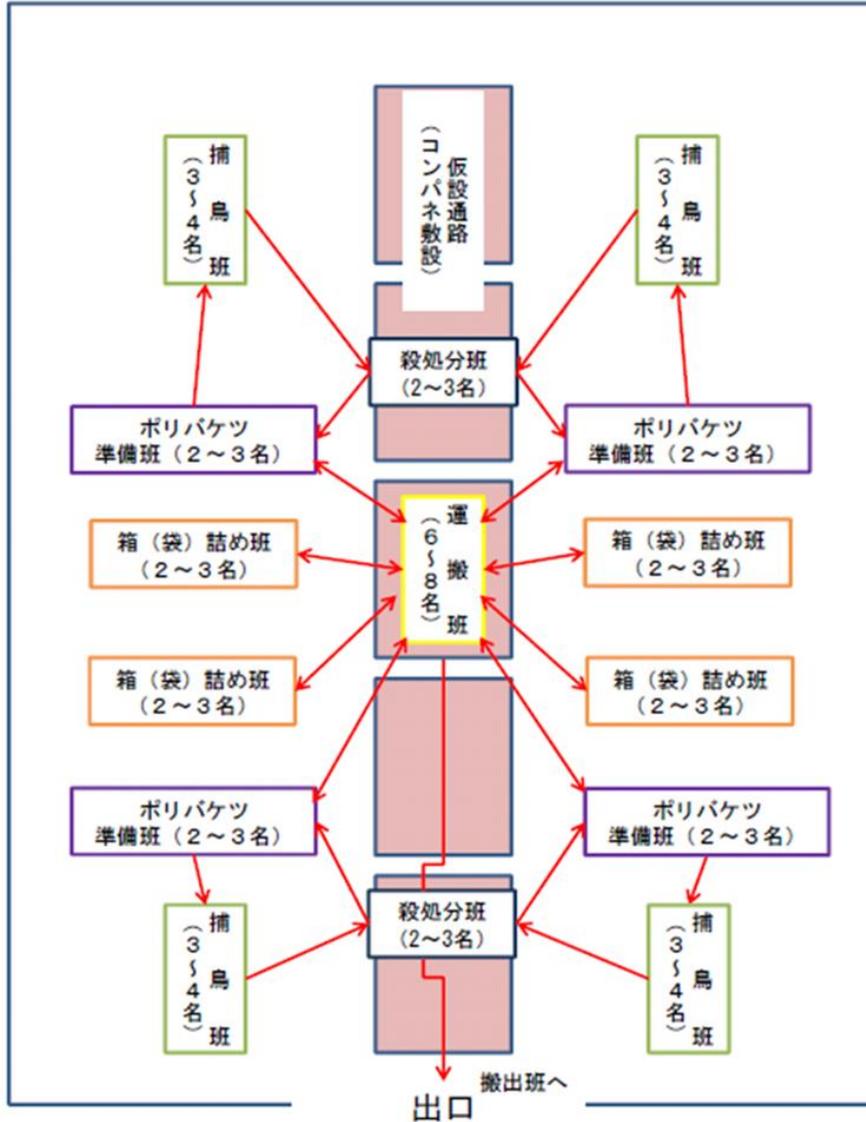
平飼い鶏舎における捕鳥作業



処分した鶏の箱詰め

(出典：宮崎県)

平飼い鶏舎内の作業動線の例



ウ 具体的な捕鳥方法

(ア) 採卵鶏（レイヤー）農場など、ケージ式鶏舎の場合

個々のケージは大変狭いため、鶏の体全体をつかむより、ケージ内へ手を入れて鶏の両脚を同時につかんで引っ張り出す方が効率的となる。また、片方の翼と脚を同時につかむ方法もある。



鶏の取り出し方



両脚の持ち方



片方の翼と脚を同時につかむ方法



両脚を持った運び方

(イ) 肉用鶏（ブロイラー）農場など、平飼い鶏舎の場合

鶏は鶏舎内で放し飼いにしている。鶏舎内をいくつかのブロックに分けコンパネやベニヤ板で仕切りをしながら一箇所に鶏群を追い込んで捕鳥する。平飼いの場合は両脚をつかむのは難しいので、上から両翼をおさえるようにつかまえる。

1.2 殺処分後の作業

(1) 焼埋却処分

埋却場所が発生農場内にある場合、処分家さんは直ちに重機等で運搬して埋却するが、埋却場所が離れている場合、あるいは焼却施設又は化製処理施設へ搬入する場合には、ウイルス拡散を防ぐための措置を講じた上で、トラックへ積み込む。（埋却地が農場と隣接する場合は、必要に応じて実施。）

焼却の場合は、近隣の一般廃棄物焼却施設設置者又は産業廃棄物焼却施設設置者及び動物衛生課と協議して焼却先等を決定するとともに、状況に応じて国が所有する移動式焼却炉も利用して焼却を実施する。

なお、基本的には埋却処理を第一選択とするが、地域情勢等により焼却処理に前向きな施設の管轄する地域に所在する養鶏場で発生した場合は焼却処理が第一選択となる。発生事例毎に防疫総括班が判断する。

(2) 埋却準備

ア 処分家きんの容器への梱包作業

搬出用容器（ビニール袋＋フレコンバッグ）に処分家きんを入れ、密閉する。容器に入れる処分家きんの羽数は、家きんの大きさ、体重等を考慮し、決定する。

殺処分後の家きんの搬出用容器への移し替え作業の際には、羽毛の飛散防止に十分留意する。

イ 埋却場所（農場外）への運搬方法

(ア) 原則として、密閉車両を用いる。密閉車両がない場合、荷台の床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。

(イ) 車両への積載前後には、車両全体を念入りに消毒する。

(ウ) 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに、消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。

(エ) 埋却場所まで、家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等が同行するとともに、運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(オ) 移動経過を記録し、保管する。



死体搬出用容器（フレコンバッグ）と積載



運搬車両の被覆と消毒（出典：宮崎県）

(3) 焼却準備

プラスチック製密閉容器に処分家きんを入れる。農場内の全ての処分家きん等をプラスチック製密閉容器に入れ終えた時点で処理完了とする。

状況によっては、動物衛生課と協議し国が所有する移動式焼却炉を利用した焼却を実施する。

ア 処分家きんの容器への梱包作業

(ア) プラスチック製密閉容器に処分家きんを入れ、密閉する。容器に入れる処分家きんの羽数は、家きんの大きさ、体重等を考慮し、決定する。

(イ) 密閉後、容器の外側を消毒する。

イ 焼却施設への運搬

(ア) 密閉容器の運搬にパレットを使用する場合は、密閉容器の全面を消毒後パレットに積み、荷崩れ防止のためラップを巻き付ける。

(イ) 密閉容器を車両に積み込み、容器全体をシートで覆い、ロープ等で固定する。

(ウ) 車両への積み込み前後には、車両全体を念入りに消毒する。

(エ) 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに、消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。

(オ) 焼却場所まで、家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等が同行するとともに、運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(カ) 移動経過を記録し、保管する。



プラスチック製密閉容器



車両の消毒

(4) 汚染物品の回収・処分と使用機器、作業場所の消毒

処分家きんの搬出後、家きん舎内外に残った汚染物品を焼埋却するために搬出する必要がある。

ア 汚染物品は、患畜等の家きん卵、種卵、排せつ物、敷料、飼料、さらには、患畜等やこれらの物に接触し、又は接触したおそれのあるものが該当し、原則として焼埋却する。

焼埋却が困難な場合の物品については、動物衛生課と協議のうえ、適切な処理を行う。

イ 搬出作業は、搬出班及び清掃消毒班に加え、埋却の場合は埋却班が協力し、ショベルローダー等の重機やフレコンバッグ、密閉容器などの資材を活用しながら進める。

ウ 卵等の家きん以外の物を入れる場合は、2重のビニール袋等に入れる。焼却する場合は、ビニール袋を密閉容器に詰めた後に、容器外側に内容を記入の上、容器を消毒し搬出する。

エ 家きんの排せつ物は、搬出・埋却することを原則とするが、困難な場合には、ウイルス散逸防止措置を講じた上で、以下の手順に従い発酵によって堆肥化する。

- ① 家きん舎のカーテンを閉める
- ② 重機（スキッドステアローダー）で排せつ物を集め、山を作る
- ③ 家きん舎内の清掃、消毒を実施
- ④ 山に消石灰を散布する
- ⑤ 山全体をブルーシートで被う
- ⑥ ブルーシートの端に等間隔に重し（2Lペットボトル等）を置く
- ⑦ その後については、「高病原性鳥インフルエンザ発生農場における家きんの排せつ物処理について」（令和2年（2020年）12月21日事務連絡）に基づき対応する。

オ タンクに保管された飼料はフレコンバッグ等に詰め替えてから運搬する。飼料・敷料等は埋却を原則とするが、困難な場合は散逸防止措置を講じた上で焼却、あるいは堆肥化する。その際は、まず飼料・敷料等を排せつ物に混ぜ込む。その後、家きん排せつ物の堆肥化方法に準ずる。

（5）家きん舎の清掃・消毒、物品等の洗浄・消毒及び農場の後片付け

（ア）家きん舎の清掃・消毒

ア 家きん舎に残った排せつ物、敷料等をスコップや重機（スキッドステアローダー）で搬出する。特に平飼い家きん舎の場合、床に排せつ物等が堆積していることが多い。その際、搬出には主に重機を用いるが、家きん舎の端や隅は重機では対応できないため、スコップを用いて作業を行う。

イ 家きん舎内に残された汚染物品について、農場防疫補佐の指示により搬出する。

ウ 家きん舎内の清掃は、ほうき等を用いて天井・壁面・床面の順に行い、消毒効果を低減させる排せつ物やほこり等を除去する。その後、同様の順番で動力噴霧器を用いて消毒薬により洗浄・消毒を実施する。家きんの飼養時に使用していた給餌器・給水器についても、入念に洗浄・消毒を実施する。また、床面は消石灰散布により消毒する。家きん舎外壁等についても同様に消毒を行う。その際、配電盤等の直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取って消毒する。

エ 農場敷地は消石灰散布により消毒する。



平飼い家さん舎内のスコップによる堆積鶏糞搬出作業
(R3 熊本県：肉用鶏)



動力噴霧器による消毒



器具機材の搬出



鶏舎内及び鶏舎外の石灰散布

(イ) 物品等の洗浄・消毒

ア 家きんの飼養管理に使用していた器具類及び防疫措置に使用した機器は、インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて十分に消毒する。なお、直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取った上で、ビニール袋などに包んで十分に消毒してから搬出する。

防疫服を含む農場内で使用した資材は、汚染物品として適切に処理する。

イ 埋却作業を含め、防疫作業に用いた重機等は、農場防疫補佐の指示により入念に洗浄・消毒を行う。

ウ 感染性廃棄物は分別し、二重のビニール袋で覆い外装を消毒してから適切に処分する（処理を行うまでの間、感染性廃棄物である旨を見やすい場所に表記し、所定の位置に置いておく）。

エ 家きん舎の消毒作業は、少なくとも1週間間隔で3回以上行う。

オ 埋却地が離れている場合には、埋却作業終了後速やかに重機の消毒及び廃棄物の分別作業を焼却埋却班が実施する。

(ウ) 農場の後片付け

防疫措置の終了後、現場事務所の撤収作業及び廃棄物の分別作業等を行う。

(6) 農場からの退出

ア 防疫作業従事者が清浄エリアへ退出する際には、現場事務所（仮設テント）の直前で、防疫服を着用したまま、消毒ゲートを通過し、全身を消毒する。特に、鞋底は入念に洗浄・消毒する。なお、噴霧消毒を行う際、消毒薬を目や肌に付着させないように注意し、万が一、目に入った場合にはすぐに流水で洗浄する。

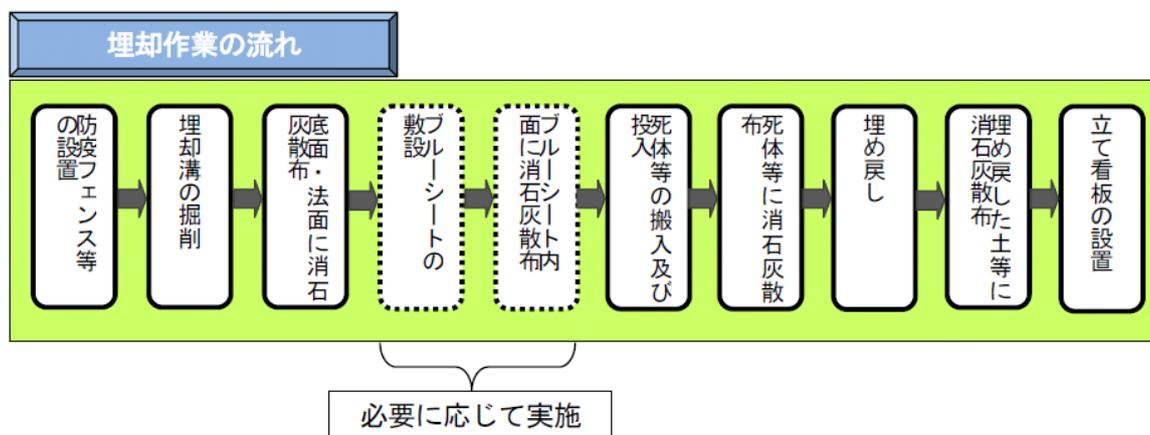
- イ 現場事務所に戻る際には、防疫服の他にもウイルスに曝露されている可能性のある手袋、マスク、ゴーグル、キャップ、靴カバー、長靴等を担当者の指示に従い、適切に処理する。
- ウ 持ち込んだ物は汚染エリアで全て廃棄するのが原則だが、作業管理や評価・記録業務のためにやむを得ず農場内へ持ち込んだ腕時計、眼鏡、評価記録紙等の装備品については、消毒槽に浸漬、消毒薬で念入りに拭き取る等、徹底した消毒を行う。
- エ 消毒ゲートでの消毒が終わったら、現場事務所内の定められた場所で、手洗い、洗顔、うがいをを行い、テント内で新しい防疫服一枚を着用する。
- オ 現場事務所に着替えた後、スリッパを履いて、底面を消毒後、シューズカバーを装着してバス等の乗車位置まで移動し、乗車直前にシューズカバーを廃棄し、バスなどで支援センターへ移動する。支援センターに移動後は再度、手洗い、うがいをを行い、持参した衣類に着替える。
- カ 帰宅後は直ちにシャワーを浴びる。着て帰ってきた衣類や靴等は洗濯や消毒を行う。

1.3 埋却作業

埋却班は、事前調査班の調査に基づき埋却場所・埋却溝の大きさ、作業動線の確認（路面の状態等）、使用する重機・機材の選定（数量）及び埋却するものの数量等が適当であるか現場責任者等と協議する。

その上で、①防疫フェンス・運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置、②埋却溝の掘削、③消石灰の散布、④ブルーシートの敷設、⑤敷設したブルーシート内面への消石灰散布、⑥患畜又は疑似患畜の死体・汚染物品（以下「死体等」という。）の搬入及び投入、⑦投入した死体等への消石灰散布、⑧埋め戻し、⑨埋め戻した土及び周辺への消石灰散布、⑩立て看板の設置の順に進める。

なお、④と⑤の作業は必要に応じて実施する。



(1) 埋却地の選定条件

処分家さん等を運搬する際にウイルスを散逸させるリスクがあるため、埋却地は原則として発生農場内、あるいは農場の近接地で確保する必要がある。実際に本病が発生してから埋却地を選定するのでは遅いため、家さんの飼養者は、家畜保健衛生所等と相談の上、以下に示す要件を参考にしながら、埋却地を事前に選定しておくこと。

埋却地は埋却溝そのものと作業スペース等とに分けられ、埋却溝に必要な面積は、埋却羽数に比例して必要となり、作業スペース等は埋却羽数にかかわらず最低限の面積は必要になる。したがって、埋却溝を複数掘削し、その間のスペースを共用作業スペース等として使えば、埋却地としての必要面積は少なくてすむ（試算によれば、100羽当たり0.55㎡から0.96㎡である）。

[埋却地に関する要件]

ア 地理的、地形的要件

(ア) 周辺の民家、道路、鉄道等との距離

(イ) 内水面、飲用水源等との距離

- ・河川、湖、池等に近い場所は避ける必要がある。（諸外国では、30～100m離れていることが選定条件になっている。）
- ・井戸（飲用水取水池を含む）に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要がある。（諸外国では、井戸から30～150m離れていることが選定条件になっている。）

(ウ) 地形

土砂崩れや浸食などが起きにくい場所を選定する。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、降雨時に雨水の貯留、流入等が起きる可能性はないかを十分に検討しておく必要がある。

(エ) 土質

岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなる。

イ その他注意点

(ア) 周辺環境

日常、人及び家さん、あるいは野生動物が近づかない場所を選定する。

(イ) 地下水位及び土質

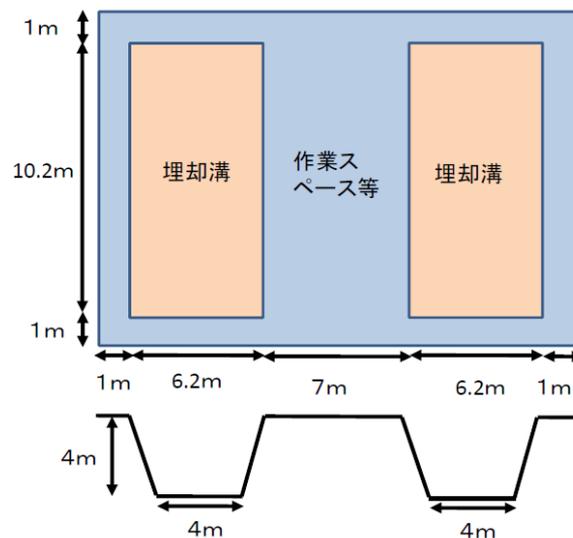
埋却地の選定後、埋却に適した土地であるか最終的に確認するために、可能な限り試掘を行い、地下水位（掘って地下水が出ないか）や土質（重機で掘削できるか）を確認する。なお、地域によっては行政機関等が地下水位や土質に関して調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので参考とする。

<参考> 埋却溝の面積

埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋却溝の深さや法面の取り方により異なる。

また、埋却溝に必要な面積に加え、作業スペースも必要である。

鶏の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○鶏 100 羽の埋却可能面積（底面）の計算例

- 埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ （周囲1.1mは法面）
- 成鶏 100 羽当たり必要な底面の面積 $0.178\text{m}^2 / 100\text{羽}$
- 当該埋却地に埋却可能羽数 $64\text{m}^2 \div 0.178\text{m}^2 / 100\text{羽} \doteq 36,000\text{羽}$
- $(100\text{羽当たり必要な埋却地}(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 36,000\text{羽}) \doteq 0.7\text{m}^2$

○1 万羽飼養規模（採卵鶏）の処分家きん・汚染物品埋却面積（底面）の計算例

- 処分家きん $10,000\text{羽} \times 2.2\text{kg} / \text{羽} = 22\text{t}$
 - 家きんの卵 $10,000\text{羽} \times 0.8 \times 63\text{g} \doteq 0.5\text{t} / \text{日}$
 $0.5\text{t} / \text{日} \times 2\text{日日} = 1\text{t}$
 - 家きんの排せつ物 $10,000\text{羽} \times 140\text{g} \times 90\text{日} = 126\text{t}$
 - 飼料 $5\text{t} \text{タンク} \times 3\text{基} = 15\text{t}$ 合計：164 t
- フレコンバッグに $500\text{kg} / \text{袋}$ とした場合、328 袋が必要。
1 袋が $1\text{m} \times 1\text{m} \times 1\text{m}$ と仮定し、埋却溝の底面に $4\text{袋} \times 2\text{段} = 8\text{袋}$ 。
 $328\text{袋} \div 8\text{袋} = 41\text{m}$ の長さとなる。
 $4\text{m} \times 41\text{m} \doteq 164\text{m}^2$ が必要面積。

※ 排せつ物及び飼料については、発酵消毒（堆肥化）する場合もある。

(2) 埋却作業の実施

ア 作業班編成、機材の調達等

事前に発生農場を調査した結果を踏まえて、作業班編成と役割分担を

決めておく。埋却作業に関する編成の例を以下に示すが、発生農場の状況などを踏まえて必要な人員を確保する。特にバイオセキュリティの維持管理については、その実務に長け、指導・調整が的確にできる人員を充てる。

| | 作業内容 | 担当者 |
|----------------------------|---|-----------------|
| 埋却作業責任者 (農場内に埋却する場合は不要) | <ul style="list-style-type: none"> ●埋却作業の総括 ●現場責任者、現地対策本部等との連絡調整 ●埋却地管理者等との連絡調整 ●バイオセキュリティの確保 | 家畜防疫員 |
| 連絡資材担当 (農場内に埋却する場合は不要) | <ul style="list-style-type: none"> ●埋却作業責任者が行う連絡調整の補助 ●応援要員、現場事務所、支援センター及び総務班との連絡調整 ●防疫服着脱指導及び補助 | 地域振興局等職員 |
| 処理関係 | ●埋却場所における準備、埋却物品の受け取り、運搬、投入等 | 県、市町村、建設業協会等の職員 |
| 消毒関係 | ●運搬車両、埋却場所等の消毒 | |
| 重機関係 | ●重機等(バックホー、フォークリフト、運搬用トラック等)の運転・操作者の管理 | 建設業協会等 |

イ 作業前の打合せ(確認事項)

作業を始める前に打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認しておく。

- (ア) 作業計画、作業員名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所
- (イ) 埋却溝の掘削位置、重機の配置、処分家きん等搬入の動線
- (ウ) 作業の安全確保上の留意事項
- (エ) まん延防止に関する留意事項(バイオセキュリティ)
- (オ) 緊急時の連絡先を含めて事故発生時の対応
- (カ) 詳細な天気予報(降水予報)

ウ 重機や消毒用機材等の調達

埋却羽数や埋却場所の地形、さらに処分家きん等を搬入するための作業動線などを考慮し、掘削、埋却、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、建設業協会支部と十分な協議を行い、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要な重機や主な機材等は以下のとおり。

- (ア) 掘削、埋却用の重機(油圧ショベル)
 - ・掘削用：2台(バケットサイズ・0.8m³級程度であれば、1日当たり、底幅4m、深さ4m、長さ10mの穴を15本程度掘削できる。)

- 処分家きん等を入れたフレコンバッグ等の吊り下げ用：1台
 - 石灰散布・覆土用：1台
- (イ) 消毒用噴霧器：2基
- (ウ) 消毒用貯水タンク（500ℓ程度）：2槽
- (エ) そのほか、はしご、ブルーシート、測量杭、木槌又はハンマー、石灰、ロープ、ロープ切断用の鎌又はカッター、鉄板（地盤が弱い場合）、埋却溝の深さ確認用の測量棒など



掘削などで使われる油圧ショベル

【重機の調達に関する留意事項】

埋却作業を効率的に進めるためには、作業に見合った重機を確保することが極めて重要となる。

作業の性格上、防疫作業によるウイルスの散逸を防ぐことが重要である。したがって、重機の調達に関与する建設業協会等の事業者団体には、以下①～④に示すバイオセキュリティの確保に関する主な留意事項を伝える。

- ①重機等の調達先としては、基本的に畜産関係の工事・作業を請け負っていない業者を優先する。
- ②消毒場所では、洗浄・消毒を確実に実施する。
- ③日々の作業終了後、重機の外装、運転室等を確実に消毒するとともに、汚染エリア外の車両基地に重機を移動、保管する必要がある場合、車両基地では防疫作業に従事していない他の車両等と同一場所に保管、あるいは交錯しないようにする。
- ④重機のオペレーターは、昼夜の連続の作業が予想される場合は、8時間3交替制とすること。また、埋却作業完了直後には家きんを飼養する別の現場での作業には当たらないようにする。

エ 埋却作業の準備

(ア) 防疫フェンス及び運営事務所の設置

必要に応じて埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。この場合、埋却作業が円滑に進められるよう、一般的には、防疫フェンスと埋却溝との間に少なくとも7mの作業用スペースを設ける。防疫フェンスは、3mの高さで鉄パイプを組み、ブルーシート又は寒冷紗等をくくり付けて製作する。

なお、埋却地が発生農場の外にある場合は、埋却地に隣接した場所に運営事務所を設置する。運営事務所の役割については、農場現場事務所に準ずるものとするが、状況及び規模に合わせて設置する。

(イ) 消毒場所

埋却地の出入口（埋却地が農場敷地内にある場合は農場の出入口）に、作業エリアに出入りする車両や重機を消毒するための消毒場所を設置する。なお、設置に当たっては、消毒場所がぬかるみにならないようにするとともに、消毒薬の農場外への流出防止策を講じる。

オ 処分家きん等の埋却

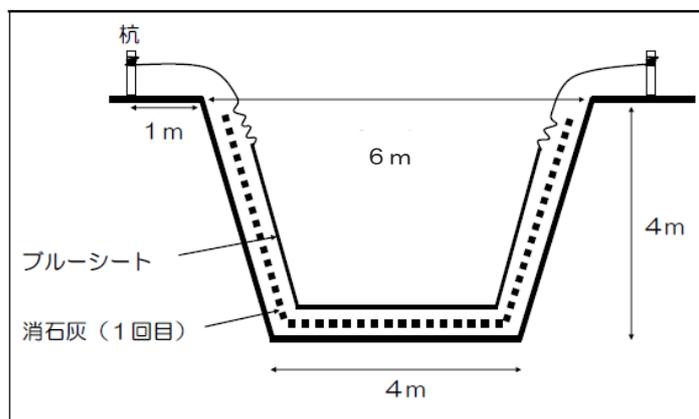
(ア) 埋却溝の掘削

a 埋却作業に必要な人員は、最低で1班当たり5～6名程度で、埋却羽数や現場の状況によって、必要があれば、2～3班集体にする。

b 埋却溝の大きさについては、地形等が許す限り、底幅4m、地上幅6m、深さは埋却された処分家きん等の上に1m以上の覆土ができる程度（できれば2m以上が望ましい）とする。

なお、埋却溝の例を以下に示すが、埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋却溝の深さや法面の取り方が違ってくるこ

とに留意すること。また、埋却溝の掘削に当たっては、作業中の安全を十分に確保することが重要である。



埋却溝の例（ブルーシートを敷設した場合 出典：宮崎県）

- c 掘削完了後、地質状況を把握するため埋却溝の状況を写真などに記録する。

埋却溝の底面と法面に消石灰を散布する（散布する量の目安は 1 kg/m^2 ）。なお、地下水の汚染防止や周辺住民の要望に応じるため、掘削面全面にブルーシートを敷く場合は、ブルーシートが埋却溝に落下しないように杭で固定した上で、消石灰を再度散布する。

- d 埋却溝を掘削する際の留意事項
- 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、作業スペース、掘削土仮置きスペースとして最低 7m 程度の間隔を空ける。
 - 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとる。
 - 埋却溝が長くなる場合には、降雨時の雨水管理のため中間に仕切りを入れる。

(イ) 処分家さん等の埋却溝への投入

- a 処分家さん等を詰めたフレコンバッグ等は重機を用いて、埋却溝の底面に並べていく。
- b 汚染物品はフレコンバッグ等に詰めた後、重機によって吊り上げ、埋却溝に投入する。
- c 処分家さん等の投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する（散布の目安は 1 kg/m^2 ）。

(ウ) 覆土

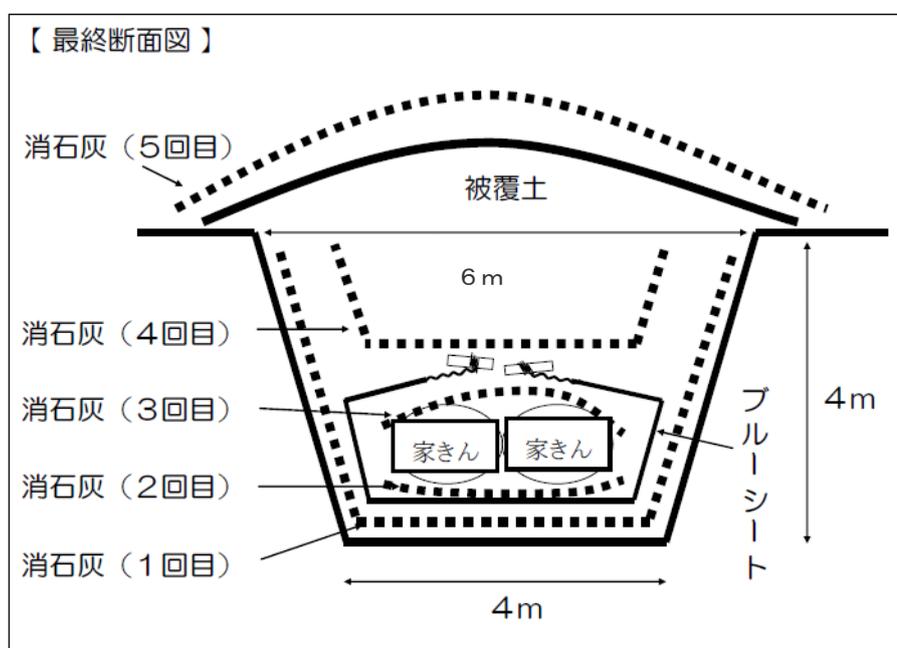
- a 埋却溝底面に並べた、処分家さん等を詰めたフレコンバッグ等への消石灰散布後、土を埋め戻して覆土する。この場合、埋め戻した土の上へ重機等を乗り入れることや覆土の鎮圧は避ける。ブルーシートを使用した場合体液噴出等の問題もあり得ることから、規定量

を埋却する。その後、固定用の杭と共にブルーシートを投げ入れ、フレコンバッグ等を覆った後、覆土を進めていく。

- b 覆土終了後、重機等を用いて埋却地の周辺部分もカバーする形で消石灰を散布する。なお、消石灰は農作物に悪影響を与えることがあるので、散布する際には、農作物が植えられている周辺のほ場に飛散しないよう注意が必要である。

(エ) 体液の噴出及び臭気対策

- a 処分家きんの埋却後、体液及びガスが噴出し異臭を発生する場合があります。そのため、埋却作業に支障を生じないと判断される場合、おが屑を手配し、覆土をする前におが屑を投入することで噴出や臭気を予防する。おが屑が必要な場合は、現場責任者に連絡し、手配を依頼する。



覆土後の埋却溝の例（ブルーシートを敷設した場合）

(オ) 撤収作業

ウイルスの拡散防止に注意しながら撤収作業を進める。

- a 防疫フェンスを撤去し、重機等は運転席の足下マットも含めて洗浄・消毒し、十分に乾燥したのを確認した上で搬出する。重機のオペレーターも消毒し、長靴等も十分に消毒する。
- b 重機等を搬出した後、作業者を点呼して人員を確認する。
- c 防疫作業従事者は消毒を行った上で、現場事務所（仮設テント）運営事務所に移動、更衣し、防疫用具を廃棄してから汚染エリア外に退出する。
- d 埋却作業に使用した防疫服等の資材、器具、機材等は適切に処理する。

(カ) 埋却場所の表示

埋却完了後、病名（高病原性鳥インフルエンザ）、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間（3年）を記載した立て看板を設置する。

| | |
|--|--------------|
| 告 | |
| 当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。 | |
| 【病名】 | 高病原性鳥インフルエンザ |
| 【家畜の種類】 | 〇〇 |
| 【埋却年月日】 | 年 月 日 |
| 【発掘禁止期間】 | 上記埋却年月日から3年間 |
| 年 月 日 〇〇家畜保健衛生所 | |

(参考) 防疫作業従事者の安全確保

- ① 高所（防疫フェンスの設置等、風が強い等の気象条件の場合には特に注意）又は埋却溝の法肩（端）近くで作業する場合、作業上の安全確保、特に落下防止を徹底する。
- ② 重機の周辺で作業する時は、ヘルメットを必ず着用する。
- ③ 重機の作業中は、その旋回範囲内（重機が届く範囲）にむやみに立入らないようにする。
- ④ 重機の周囲で作業する場合（処分家きん等の吊り下げ作業、消石灰のバケツへの投入等）、重機のバケツが停止したことを確認し、オペレーターに合図してから作業を行い、作業終了後は重機から速やかに離れる。なお、作業中の安全確保のため、埋却班リーダーを中心に、注意喚起等を行う。
- ⑤ 水を含んだ消石灰が肌に接することによって炎症を起こすことがある。消石灰の散布作業の前に、防疫服等を適切に装着して皮膚の露出をできる限り少なくし、必要に応じて雨合羽等を着用する。さらに、作業中は、風などで飛んだ消石灰を被らないようにゴーグルを着用するとともに、消石灰が肌に付いたときには直ちに洗い流す。
- ⑥ 土質にもよるが、埋却溝が崩落することがあるので、作業中は十分注意する。

(3) 埋却後の管理

公衆衛生上の配慮やウイルスの散逸防止の観点から、必要に応じて次の措置を講じる。

ア 人、家畜、野生動物等の埋却地への侵入を防ぐため、埋却地の周囲をフェンス等で囲む。

イ 地形や地質、地下水の流向及び周辺の井戸の利用状況を考慮し、必要に応じて調査井戸を選定し、飲用井戸等の水質検査を定期的を実施し、検査結果に応じた衛生対策を行う。

【雨天作業時の留意事項】

降雨の程度にもよるが、雨天時には、作業現場がぬかるむことなどによって作業効率が悪くなるのみならず、埋却溝へ水が溜まる、埋却溝の法面が崩落するリスクが高くなるなどの問題が生じ、作業者の安全やバイオセキュリティの確保が難しくなる。

雨が降ってきたときには、天気予報や埋却溝の状況（土質、作業の進捗等）、さらに作業者の安全やバイオセキュリティの確保を十分に考慮し、各作業班のリーダーで協議して、埋却作業の開始、継続、中断、再開を判断する。

1 作業前の状況確認

降雨に関する詳細な予報を入手し、埋却地の状況を確認した上で、埋却作業の実施、あるいは中止を決める。なお、作業を行う場合は、敷鉄板や砂利等を準備する必要があるかを事前に確認する。

2 工程毎の対応

(1) 埋却溝の掘削

ア 雨が降っている、あるいは、降雨が予想される場合、埋却溝の掘削は、必要最小限で止める。

イ やむを得ず掘削する場合、長い埋却溝を掘削できる埋却地であっても、途中に掘削しない箇所（約5mの幅）を設け、短い溝（長さが30m程度）が連続する形で掘削する。（短い溝にすることによって、比較的容易に排水できるようになり、重機等を埋却溝の反対側に移動させることも容易になる）。

ウ 埋却溝毎に、雨水が溜まったときにポンプで排水するための釜場を掘削しておく。

エ 地形的に雨水が流入しやすい場合には、土堰堤や小排水溝を設ける。

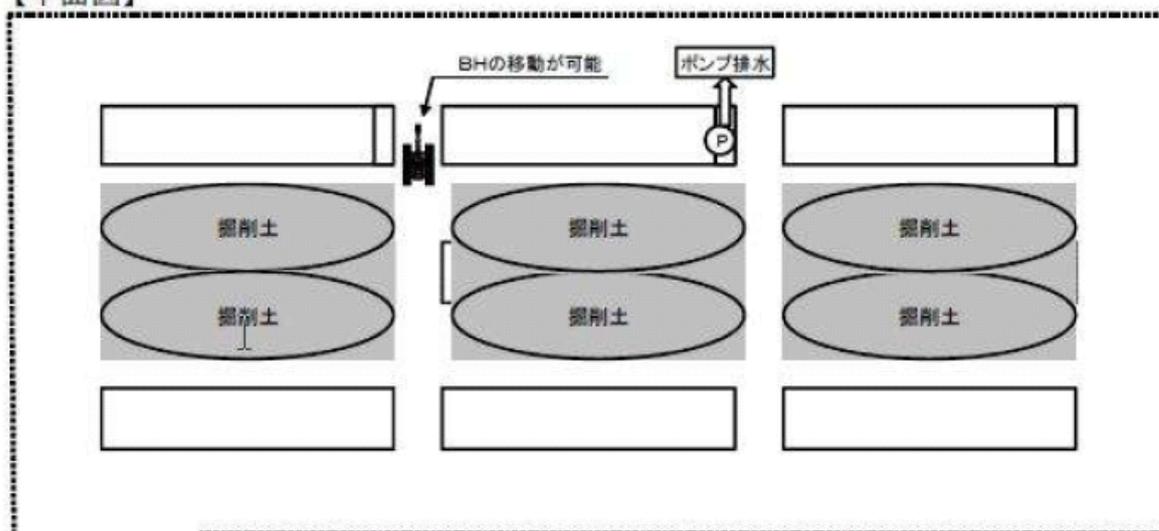
オ 埋却溝の法面が崩落しやすくなるので、十分に注意しながら作業を進める。

カ 重機等の作業場所において割れ目が生じた場合は、崩落のおそれがあるので、その場から直ちに重機を移動し、必要に応じて雨水が入らないようブルーシートで覆う。

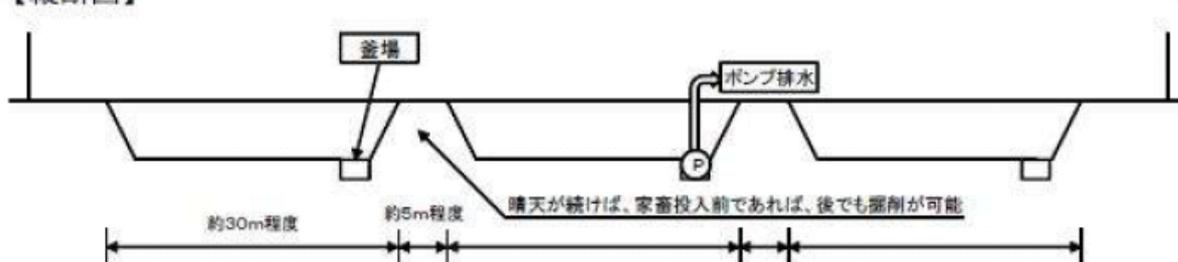
(2) 埋却溝の管理

- ア かなりの降雨が予想される場合、埋却溝に雨水が入らないようブルーシートで覆うことも検討する。
- イ 埋却溝に雨水が溜まってしまった場合、処分家きん等の配置前に釜場以外には水が残らない程度にまでポンプで排水する（水位が低くても埋却溝に水が残っている場合、埋め戻しを進めるにつれて雨水が押しやられ、水位が上昇して処分家きん等が浮いてしまうことがある）。
- ウ ポンプでの排水が難しい場合は、吸水材としておが屑を投入することも有効である。
- エ 処分家きん等を埋却溝に配置した後に水が溜まってしまった場合、この貯留水はウイルスで汚染している可能性があるため、地表に排水してはいけない（自然に水が引くの待つか、おが屑等を吸着剤として投入する）。
- オ 車両や重機等を安全に移動し、埋却溝の崩落を防ぐため、必要に応じて、鉄板を敷設したり、砂利を敷きつめたりする。なお、鉄板の利用に当たっては、重機等の滑りにも注意しなければならない。

【平面図】



【縦断図】



(参考) 降雨に備えた埋却溝の掘削例 (出典：宮崎県)

(3) 埋め戻し

処分家きん等を埋却溝に投入した場合、埋め戻しまで行わないと埋却溝に雨が溜まってしまうため、特段の問題が生じない限り、埋め戻し作業を完了させる。

(4) 作業の中断

作業者の安全とバイオセキュリティの確保を最優先に考えた上で、以下のアにより作業中断の是非を判断する。

ア 判断要素

(ア) 降雨予報

(イ) 足場の状況（埋却溝が崩落するリスク、車両や重機のスリップ）

(ウ) 埋却溝への雨水の溜まり方

(エ) 作業の進捗状況（特に、処分家きん等の投入状況）

イ 雨水の流入防止

埋却作業を中断する場合、土堰堤や小排水溝の設置、ブルーシートによる埋却溝の被覆等により、雨水の流入を防止する。

1.4 焼却作業

(1) 基本的な作業の流れ

作業に先立ち、焼却処理を行う施設の選定、運搬車両及び重機・機材の確保、施設内作業動線の確認をしておく。

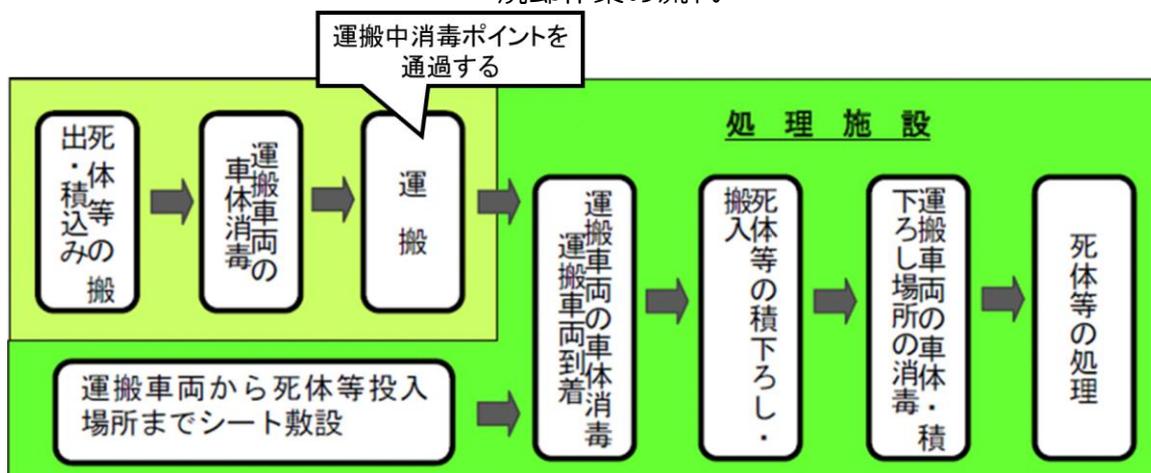
その上で、次のとおり作業を行う。

- ① 処分家きんが入った容器等の搬出・消毒・積込
- ② 防疫ライン上での運搬車両消毒
- ③ 運搬（消毒ポイント経由）
- ④ 計量、容器等の荷下ろし・搬入
- ⑤ 運搬車両の消毒・荷下ろし場所の消毒
- ⑥ 処分家きん等の焼却

④の作業開始に先立ち、焼却施設では必要に応じてシート等による経路の養生作業を行う。

なお、これらの作業は基本的に発生農場外で行うことから、バイオセキュリティを十分に確保しながら進めていく必要がある。

焼却作業の流れ



(2) 焼却施設の選定と調整

これらの処理は、第三者の焼却施設を利用して行うものであり、また実際に本病が発生してから焼却施設を選定するのでは遅いため、事前に十分な調整を図り選定しておく。

選定に当たっては、先ず焼却施設の処理能力のほか、処分家さん等を詰めた密閉容器等の置場の有無及びその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、密閉容器等の重量・大きさ制限、車両搬入路等を焼却作業責任者が確認する。

また、「密閉容器等の発生農場外への搬出と焼却施設への運搬」と「焼却施設への緊急搬入」の作業が必要であり、他の処理法に比べウイルスを散逸させるリスクが高くなることから、発生農場と焼却施設との間及び焼却施設周辺の家さん飼養施設の分布状況、その間の道路の交通事情等を考慮してウイルス拡散防止できる運搬経路が見込めること、周辺住民等（場合によっては施設従業員を含む。）の理解を得ることに留意する。

(3) 焼却作業の実施

ア 焼却作業に必要な人員、機材

(ア) 人員

焼却作業には、総括管理、連絡補助・資材管理、焼却作業、車両等消毒、重機オペレーターの人員が必要となる。それぞれの作業の内容は次のとおり。特にバイオセキュリティの維持管理については、その実務に長け、指導・調整が的確にできる人員を充てる。

| 作業内容 | | 担当者 |
|---------|----------|-------|
| 焼却作業責任者 | ●焼却作業の総括 | 家畜防疫員 |

| | | |
|-------|--|--------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●現場責任者、現地対策本部等との連絡調整 ●焼却施設管理者等との連絡調整 ●バイオセキュリティの確保 | 地域振興局等職員 |
| 連絡補助員 | <ul style="list-style-type: none"> ●焼却作業責任者が行う連絡業務の補助 ●応援要員、防疫資機材管理及び支援センターとの連絡調整 | 県職員 |
| 資材管理係 | <ul style="list-style-type: none"> ●焼却に係る資材の管理 ●防疫服着脱指導及び補助 | 県職員 |
| 処理係 | <ul style="list-style-type: none"> ●焼却場所における準備、焼却物品の受け取り、運搬、投入等 | 県、市町村、JA等職員、焼却施設職員 |
| 消毒係 | <ul style="list-style-type: none"> ●運搬車両、焼却場所における消毒 | 県、市町村、JA等職員 |
| 重機関係 | <ul style="list-style-type: none"> ●重機等（バックホー、フォークリフト、運搬用トラック等）の運転・操作者の管理 | 建設業協会、焼却施設職員 |

(イ) 作業前の打合せ

作業を始める前に焼却処理に関わる担当者間での打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認しておく。この場合、焼却施設は発生農場とは別の場所にあることから、打合せ内容に不備がないよう注意する。

[主な確認事項]

- a 作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所
- b 重機の配置、密閉容器等の運搬経路、搬出入の動線
- c 作業の安全確保上の留意事項
- d まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- e 緊急時の連絡先を含めて事故等が起きた際の対応

(ウ) 重機や消毒用機材等の調達

焼却処理羽数、発生農場及び焼却施設の配置・構造、密閉容器等の搬出入の作業動線などを考慮し、搬出入、洗浄・消毒の作業を安全、かつ、効率的に進めることができるよう、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要なとなる重機や主な機材等は以下のとおり。この場合、搬出側の発生農場と搬入側の焼却施設の双方に必要なとなる。

- a 密閉容器等搬出入・移動用の重機

密閉容器等を詰めた容器、荷姿（密閉容器等）等により、フォークリフト等を調達する。また、重機を利用できない場所では台車等を利用する。

b 密閉容器等運搬用車両

焼却施設の受け入れ・一時保管、処理能力を勘案して車両の大きさ、台数を決める。

c 消毒用噴霧器

d 消毒用貯水タンク（500ℓ程度）

【重機の調達に関する留意事項】

防疫作業によるウイルスの散逸を防ぐことが重要であり、重機の調達に関与する事業者団体には、以下①～④に示すバイオセキュリティの確保に関する留意事項を伝える。

- ① 重機等の調達先としては、基本的に畜産関係の工事・作業を請け負っていない業者を優先する。
- ② 消毒ポイントでは、洗浄・消毒を確実に実施する。
- ③ 日々の作業終了後、重機の外装、運転室等を確実に消毒するとともに、汚染エリア外の車両基地に重機を移動、保管する必要がある場合、車両基地では防疫作業に従事していない他の車両等と同一場所に保管、あるいは交錯しないようにする。
- ④ 重機のオペレーターは、昼夜の連続の作業が予想される場合は、8時間3交替制とすること。また、焼却作業完了直後には家きんを飼養する別の現場での作業には当たらないようにする。

イ 焼却作業の準備

（ア）防疫フェンス、運営事務所、密閉容器等の一時保管テント（雨天対策用）等については、必要に応じ設置する。運営事務所の役割は、農場の現場事務所に準ずるものとするが、状況及び規模に合わせて設置する。また、必要に応じて消毒場所を出入口に設置する。

（イ）焼却施設が一般に利用される施設であることを踏まえ、搬入・処理の動線が一般利用のものと交差しないよう注意する。

（ウ）バイオセキュリティの確保及び一般的な安全管理の観点から、作業の内容とその手順について再確認を行う。

ウ 焼却処理の手順

処理そのものは焼却施設に委ねることになるが、バイオセキュリティを確保するため次の措置を講じる。なお、詳細な手順は施設により異なるため、施設ごとのマニュアル等に基づいて実施する。以下は熊本市東部環境工場における焼却手順を示す。

（ア）施設搬入口から投入口まで運搬計画

- a 事前に施設内での運搬経路の確認や通路の寸法を測量し、運搬計画を立てておく。

- b 必要に応じて施設内の移動経路の床面にブルーシートやコンパネを敷く。エレベーター内は床面及び壁面についても養生シート等を貼る必要がある。
 - c シートを敷設する際の留意事項
 - ・ピット内の搬出用容器を集積する場所にもブルーシートを敷く。
 - ・コンパネが滑らないように、素材に注意し、繋ぎ部分は養生テープで結合する。
- (イ) 運搬車両の計画
- a 施設に到着後、焼却施設出入口で車体の消毒を行い、計量器で重量を測定する（施設利用規約に準ずる）。
 - b 荷下ろし場所に停車する。
- (ウ) 荷下ろし・搬入
- a 運搬車両からフォークリフト等で荷下ろし、パレット集積場所に集積する。
 - b 台車等を用いて施設内に搬入する。
 - c ピット内の密閉容器等集積場所等に集積する。
 - d 搬入の際の留意事項
 - ・リーダーは台車に載せる容器の数量調節や、運搬状況の確認・調整を行う。
 - ・ピット入室者はヘルメットを確実に着用するなど、当該施設の安全基準に従う。
- ・ピット内は臭気が強いため、入室者は全員、防毒マスクを着用する。
- (エ) 焼却炉への投入
- a 容器を焼却炉へ直接投入する。
 - b 投入の際の留意事項
 - ・炉内温度管理等のため、施設と協議した投入手順等を遵守する。
 - ・リーダー又は投入係は、容器の搬入・処理数量を管理する。
 - ・作業時の安全を確保するため、投入係はヘルメット及び安全フックのついた安全ベルトを装着する。
 - ・投入時に、ローラーコンベアを使用することで、労力を軽減し、安全を確保することができる。
- (オ) 消毒
- a 運搬車両の停車場所、パレット集積場所及び搬入口まで動力噴霧器を用いて消毒する。
 - b 施設搬入口から投入口まで、全ての移動経路を消毒する。
 - c 養生に使用した資材は、十分に消毒した後、適切に廃棄する。

※その他、焼却施設の出入口を出入する車両、人、物品等又は焼却施設内で密閉容器等を取り扱わない清浄区域から密閉容器等取扱区域に出入する車両、人、物品等について、消毒を徹底する。

【参考】プラスチック製密閉容器を用いた防疫措置について

プラスチック製密閉容器を用いた防疫措置は、家きん舎における鶏の運搬、殺処分、搬出及び焼却準備まで同じ容器を用いることにより、防疫作業の効率化が見込まれる。また、動物衛生課と協議の上、農場内の全ての処分家きんを密閉容器に入れ容器を消毒し終えた時点で、処分家きんの処理が完了とみなすことができ、焼却施設におけるバイオセキュリティが確保され、養生、消毒作業等について省力化を図ることができる。

更に、雨や消毒液に対しても脆弱化しないなど、防疫措置において有効に活用することができる。

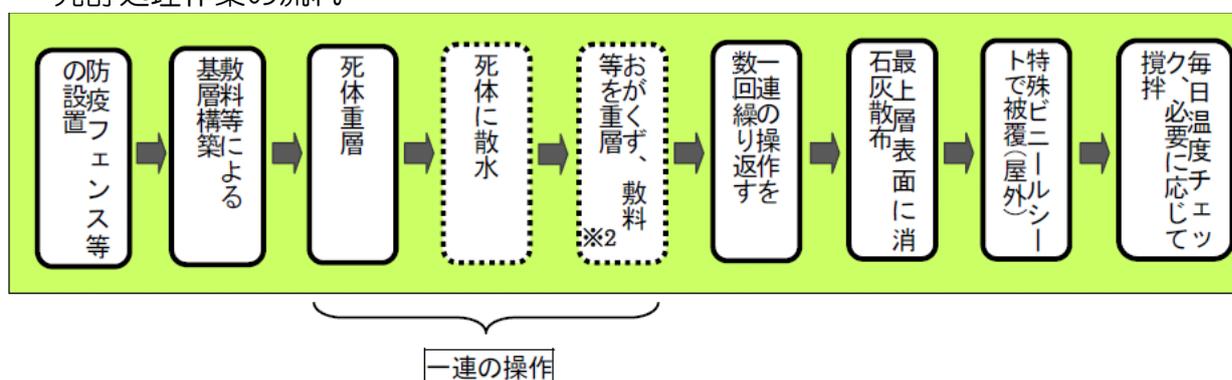
【参考】《発酵処理による消毒》

1 基本的な作業の流れ

焼却又は埋却処理が困難な場合には、発酵処理を検討するが、実施する前には動物衛生課と協議する。（発酵処理は鶏糞では比較的取り組みやすい処理方法だが、処分家きんを発酵処理した場合、悪臭とハエの発生が問題になりやすいため、十分な注意が必要となる。）

基本的な流れとしては、①防疫フェンス・埋却運営事務所の設置、②敷料等による基層（最下層）の構築、③処分家きん等を重層、④処分家きん等に散水、⑤おがくず、もみがら、敷料等を重層、⑥③～⑤の操作を数回反復、⑦最上層表面に消石灰散布、⑧特殊ビニールシートで表面を被覆（屋外の場合）、⑨立て看板の設置（屋外の場合）、⑩毎日、内部の温度確認と要すれば攪拌、⑪発酵処理後の順に進める。

発酵処理作業の流れ



※1：上記の「流れ」は重層法によるもの。

※2：最後の「流れ」において処分家きん等を覆う最上層は、病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さで重層して構築する。

2 発酵処理場所の選定

発酵処理は、その性格上、臭気とハエの発生は避けることができない問題がある。したがって、発酵処理場所の選定確保作業においては、周辺住民への配慮は欠かせない。一方、技術的には発酵処理過程で滲出液が出てくるため、水はけの良い場所を選定する必要があること等も考慮し、場所の適否を判断する。

3 発酵作業の実施

(1) 発酵処理による消毒の方法（重層法）は次のとおり。

ア 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。

イ 処分家きんを周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。

ウ 処分家きんの上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。

- エ 処分家きんを覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を 15cmの厚さに載せる。
- オ 処分家きんが数層に重なるまで、1 から4までの操作を同様に行う。
- カ 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を 20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- キ 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に 57℃～63℃になる。）。通常、7日から 10日後には、温度は 46℃～52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- ク 処分家きんが表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- ケ 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- コ 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

(2) この方法では処理完了までに最短3週間から4週間、長い場合は3ヵ月以上かかる場合もあることから、その間は病原体の拡散防止に万全を期すことが不可欠となる。発酵促進により消毒効果を上げるため、またその結果として発酵所要期間を短縮するためにも、発酵層の温度を 57℃～63℃に維持する必要があることから、家きん舎内で発酵処理を実施する場合、ヒーター等により家きん舎を加温することも有効である。

4 発酵処理後の取扱い

科学的根拠に基づき、ウイルス分離等の検査を行い、全て陰性を確認出来た場合には、防疫措置が終了したものとみなす。

【発酵処理の事例（混合法）】（出典：茨城県）



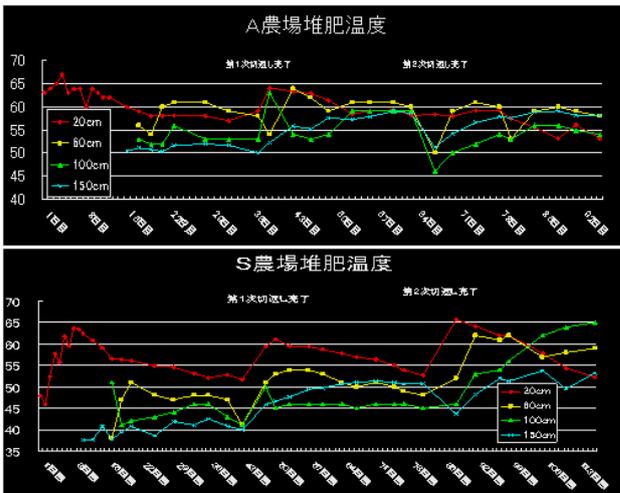
- 1 死体等の集積
発酵処理する死体等を発酵処理実施場所に集積する。



- 2 混合法による発酵消毒
発酵処理する死体等と敷料、おがくず、もみがら等を混合する。



- 3 混合終了後における発酵消毒場所からのウイルス拡散防止
混合した死体等に病原体に汚染されていないおがくず、わら等を重層し、最上部に消石灰を散布する。
屋外の場合、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。



4 発酵温度の管理

発酵処理開始後、通常、1週間以内に57~63℃になる。通常、7~10日後には46~52℃に低下するので、必要に応じ攪拌し、通気を良くすることにより温度を維持・管理することが重要。



5 発酵消毒層の断面 発酵が進んでいる。

(参考) 移動式焼却炉の利用

適当な埋却場所が確保できず、焼却処理場の処理能力も限られる場合に備えて、動物検疫所に移動式焼却炉が準備されている。

1 設置の前に

移動式焼却炉を設置するためのスペースの確保や搬入するための道路幅の確認が必要となる。設置場所の選定、関係部局との調整については、事前に準備しておく。

2 貸出の手続き・事前準備

県と動物衛生課で協議の上、設置場所の確保、燃料用副資材（木廃材）の調達、焼却灰の処理方法などを調整する。

また、移動式焼却炉の貸出の際にはオペレーターも同時に派遣されることとなる。

なお、他の資材も含めた大型防疫資材の貸出要領は、別途定めてあるので、機器の能力や事前準備等を含め参考とすること。

3 保管場所

(1) 動物検疫所 中部空港支所名古屋出張所 野跡検疫場（組立型2台、非組立型1台）

(2) 動物検疫所 門司支所 新門司検疫場（組立型1台）

<移動式焼却炉の概要>

| | サイズ | 処理能力 | 輸送 | 配備場所 |
|------|-------------------|------------------|-------------------------|---------------------------|
| 組立型 | 縦9m×横3m (※1、2) | 6,400羽/日 (※3) | 10tトラック2台 又は4tトラック5台 | 野跡検疫場 (2台) 新門司検疫場 (1台) |
| 非組立型 | 縦7m×横3m (※2) | 2,400羽/日 (※3) | トレーラー1台 | 野跡検疫場 (1台) |

※1 別途、発電機設置のために縦2m×横1mの置き場所が必要。

※2 積み降ろし用重機、死鶏、資材を置ける十分なスペース（縦20m×横25m程度、勾配5°以下）が必要。

※3 16時間/日稼働、鶏の1羽当たりの重量を1.5kgとして算出。



<組立型>



<非組立型>

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）（防疫総括班） （防疫指針P.43）

1 制限区域の設定

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

（ア）防疫総括班（畜産課）は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3 km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。（1）のイ及び5の（9）においても同じ。）の移動を禁止する区域を「移動制限区域」として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の（1）の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

（イ）防疫総括班（畜産課）は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の2の（8）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10 kmを超えて設定する。

イ 搬出制限区域

防疫総括班（畜産課）は、原則として、発生農場を中心とした半径3 kmから10 km以内の区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域を「搬出制限区域」として設定する。

ただし、アの（イ）の場合には、移動制限区域の外縁から10 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、アの（ア）により、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

ウ 監視強化区域

防疫総括班（畜産課）は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複してい

る区域を除く。)について、本病の発生の監視を強化する区域(以下「監視強化区域」という。)として設定する。

(ア) 3の(1)のイにより、搬出制限が解除された区域

(イ) 3の(1)のアにより、移動制限が解除された区域

エ 食鳥処理場で発生した場合

防疫総括班(畜産課)は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

(ア) 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

(イ) 当該家きんの出荷元の農場を中心として、ア及びイと同様に移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

(ア) 防疫総括班(畜産課)は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

(イ) 発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の2の(8)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

ただし、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5 kmを超えて設定する。

イ 搬出制限区域

原則として、発生農場を中心とした半径1 kmから5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、アの(イ)の場合には、移動制限区域の外縁から5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、(1)のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

ウ 監視強化区域

防疫総括班(畜産課)は、原則として、次に掲げる区域(他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域

を除く。)について、本病の発生の監視を強化する区域(以下「監視強化区域」という。)として設定する。

(ア) 3の(2)のイにより、搬出制限が解除された区域

(イ) 3の(2)のアにより、移動制限が解除された区域

(3) 制限区域の設定方法

ア 制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

イ 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。

(ア) 制限区域内の家きんの所有者、市町村及びその他関係機関への通知

(イ) 報道機関への公表等を通じた広報

(ウ) 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

なお、事前に上記の措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかに上記の措置を講ずる。

(4) 家きんの所有者への連絡

家保は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

また、連絡時には制限区域内の農場情報(現在の飼養羽数、家きんの健康状態、家きん卵又は廃鶏、肉用鶏の出荷先や出荷予定、農場内GPセンターの有無など)の聞き取りを確実にを行う。(5) 制限区域及び監視強化区域内の農場への指導

家保は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域及び監視強化区域(以下「制限区域等」という。)内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次のアからウまでに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するよう求める【死亡家きん確認報告(様式51)】。

ただし、監視強化区域のうち、(1)のウの(イ)の区域及び当該区域に外接する(1)のウの(ア)の区域又は(2)のウの(イ)の区域及び当該区域に外接する(2)のウの(イ)の区域においては、当該報告を省略することができる。

ア 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

イ 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合。

ウ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかでない場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(6) 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、1の(5)に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立入、その履行状況を監視する。

ア 家きんの所有者

- (ア) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること
- (イ) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること
- (ウ) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び飼養衛生管理区域の外縁部について、消石灰等を用いて消毒すること
- (エ) 家きん舎内は、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬（第11の2を参照）を用いて消毒すること

イ 獣医師等の畜産関係者

- (ア) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること
- (イ) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること
- (ウ) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること
- (エ) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること
- (オ) 移動経路を記録し、保存すること

ウ 飼料輸送業者・集卵業者

- (ア) 農場の入出時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
- (イ) 感染リスクの低い配送経路を選択すること
- (ウ) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと
- (エ) 配送経路を記録し、保存すること

エ 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (ア) 農場の入出時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
- (イ) 感染リスクの低い配送経路を選択すること
- (ウ) 複数の農場を連続して配送等を行わないこと
- (エ) 配送経路を記録し、保存すること

オ 死亡鳥取扱業者

- (ア) 農場の入出時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
- (イ) 感染リスクの低い配送経路を選択すること
- (ウ) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと
- (エ) 配送経路を記録し、保存すること

カ 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

(ア) 車両の消毒を徹底すること

【食鳥関係事業者の皆様へ（様式36）】

2 制限区域の変更

(1) 区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)のアの(ア)又は1の(2)のアの(ア)の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3 kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1 kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10 km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5 km以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域として設定する。

3 制限区域及び監視強化区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(ア) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査で全て陰性を確認すること。

(イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること。

イ 搬出制限区域

アの(ア)の清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ウ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(ア) 監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

- (イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過していること。
- (2) 低病原性鳥インフルエンザの場合
 - ア 移動制限区域
高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)のアの要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。
 - イ 搬出制限区域
アの(ア)の清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。
 - ウ 監視強化区域
次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。
 - (ア) 監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。
 - (イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過していること。
- (3) 畜産課は、県政情報文書課と連携し速やかに告示の変更及び廃止の手続きを行う。また、その内容について公示し、畜産関係機関に通知する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日からさかのぼって14日目の日より前に処理され、区分管理されたものを除く。)
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く。)

5 制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷
 - ア 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第9の4の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる(制限区域及び監視強化区域外の食鳥処理場には出荷できない)。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第8の1の(5)の指導が行われている場合に限る。
 - (ア) 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査で陰性が確認されていること。
 - (イ) 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査で陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。
 - イ 家きんの移動時には、以下の措置を講ずる。
 - (ア) 食鳥処理をする当日に移動させる。

- (イ) 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- (ウ) 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- (エ) 荷台は、羽毛などの飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- (オ) 車両は、他の家きん飼養場所を含む関連施設に侵入しない。
- (カ) 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

- (2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターへの出荷
臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査で全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第9の4の（2）により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない直売所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンターへの出荷と見なすことができる。

- (3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

ア 臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査で全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件を満たすふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

- (ア) 移動制限区域内のふ卵場で次のすべてを満たすものであること

- a 第9の4の（3）により事業を再開したこと。
- b 移動制限区域内から出荷した種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

(a) 当該初生ひなの種卵の出荷元農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜等が確認されていないこと。

(b) ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロット毎で区分管理されていること。

(c) 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査で陰性が確認されていること。

- ・臨床検査

- ・当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
- (イ) 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれも満たすものであること。
- a 第9の4の(3)のアの要件のいずれにも該当すること及び第9の4の(3)のイの事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。
 - b (ア)のbに該当すること。
- (ウ) 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること
- a 施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。
 - b 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が家保によって把握されていること。
- イ アの種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元の所在地を問わない。）には、家保はふ卵場の農場主へ次の(ア)から(ク)の措置を講じるよう指導し、当該ふ卵場は家保を通して、防疫総括班（畜産課）へ協議文を提出する。
- 防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課へ書面にて協議を行う。動物衛生課から回答が得られた場合には、移出先の県又は家保へ通知し、毎回の移動計画について、メール又はファクシミリ等で情報提供を行う。
- (ア) 初生ひなを移動する場合は、家保に対して、ファクシミリ等により文書で事前に移動計画を報告する。
- (イ) 密閉車両を用いる。
- (ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (エ) 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (オ) 消毒ポイントで十分消毒を行い、消毒済み証を携行する。
- (カ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- (キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保存する。
- (4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵に由来するものに限る。）の出荷
- 第9の4の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

その場合、家保はふ卵場の農場主へ次の（ア）から（ク）の措置を講じるよう指導し、当該ふ卵場は家保を通して、畜産課へ協議文を提出する。

防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課へ書面にて協議を行う。動物衛生課から回答が得られた場合には、移出先の県又は家保所長へ通知し、毎回の移動計画について、メール又はファクシミリ等で情報提供を行う。

（ア）初生ひなを移動する場合は、家保に対して、ファクシミリ等により文書で事前に移動計画を報告する。

（イ）密閉車両を用いる。

（ウ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（エ）原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（オ）消毒ポイントで十分消毒を行い、消毒済み証を携行する。

（カ）移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

（キ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ク）移動経過を記録し、保存する。

（5）搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

ア 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域。）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

イ 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター、ふ卵場又は検査等施設（5の（3）のアの（ウ）に該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

なお、GPセンターを併設していない農場については、以下の措置をとることを条件とし、出荷について防疫総括班（畜産課）は動物衛生課と協議を行う。

（ア）卵の保管

a 卵は直射日光の当たらない冷暗所に保管すること。

b 卵は産卵月日ごとに区別、整理して保管すること。

（イ）洗卵及び消毒

a 洗卵する場合は、洗卵前に重度汚卵、破卵等を除去すること。

- b 洗卵は、飲用適の水を用い、原則として流水式で行うこと。
- c 洗卵に用いる用具は、清潔で衛生的なものであること。
- d 洗浄水及びすすぎ水は、150ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液、又はこれと同等以上の効果を有する殺菌剤を用いること。

(ウ) 乾燥

- a 水洗した卵は、速やかに乾燥すること。
- b 乾燥に用いる用具は、清潔で衛生的なものを使用すること。

(エ) 包装

包装は、原則として新しい容器を用いること。

(オ) 出荷する際は、洗卵及び消毒工程が適切になされているか確認するとともに、洗卵消毒月日、洗卵個数、消毒方法、出荷月日、出荷個数、出荷先等について記帳すること。

(カ) 出荷に際しては、食品衛生法等関係法令を遵守すること。

ウ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵に由来するものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない）。

ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合、家保長はふ卵場の農場主へ次の（ア）から（カ）の措置を講じるよう指導し、当該ふ卵場は家保を通して、防疫総括班（畜産課）へ協議文を提出する。

- （ア）初生ひなを移動する場合は、家保に対して、ファクシミリ等により文書で事前に移動計画を報告する。
- （イ）密閉車両を用いる。
- （ウ）原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- （エ）消毒ポイントで十分消毒を行い、消毒済み証を携行する。
- （オ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- （カ）移動経過を記録し、保存する。

（6）制限区域外から制限区域内への家きん、家きん卵（種卵を含む）、ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場検査等施設等への出荷

ア 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

イ 家きん卵

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター、ふ卵場又は検査等施設（5の（3）のアの（ウ）に該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

ウ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外のの農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講じる。

- なお、導入されたひなについては、防疫総括班（畜産課）は動物衛生課と協議のうえ、清浄性確認検査を実施する。
- （ア）初生ひなを移動する場合は、家保に対して、ファクシミリ等により文書で事前に移動計画を報告する。
 - （イ）密閉車両を用いる。
 - （ウ）原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - （エ）消毒ポイントで十分消毒を行い、消毒済み証を携行する。
 - （オ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - （カ）移動経過を記録し、保存する。

（7）制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

ア 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等については、動物衛生課と協議の上、埋却、焼却又は消毒することを目的に焼却施設等に移動することができる。

イ 移動時には、次の措置を講ずる。

- （ア）原則として、密閉車両及び密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講じる。
- （イ）積込み前後に車両及び運搬物を覆ったシート表面全体の消毒を行う。
- （ウ）原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- （エ）複数の農場を連続して配送しないようにする。
- （オ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。

(カ) 移動時には、家保からの法第32条第1項の禁止又は制限の対象外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で掲示する。

(キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ク) 移動経過を記録し、保管する。

ウ 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いることとするが、これらがない場合には次の措置を講ずる。

(ア) 運搬車両から処分家きん等投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

(イ) 処分家きん等の投入が完了した後直ちに、焼却処理施設の出入口から投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理することを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。また、(7)のイの措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等にあつて、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域又は搬出制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の例外の適用を受け、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)のアからウまでのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、1の(1)から(4)までの協議を見合わせる。

当該禁止は、必要に応じて、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、又はその他の移動を禁止する事情に対して必要な措置が講じられるまでの間継続する。

表：移動・搬出制限の例外の概要

| 制限の例外措置 | | 出荷元 | 出荷先 | | | |
|---------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 移動制限区域 | 搬出制限区域 | 監視強化区域 | 制限区域等外 |
| 食用家 きん | 農場→食 鳥処理場 | 移動制限区域 | △(1) | △(1) | △(1) | × |
| | | 搬出制限区域 | △(5) | ○ | △(5) | △(5) |
| | | 監視強化区域 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| | | 制限区域等外 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| 食用卵 | 農場→G Pセクター | 移動制限区域 | △(2) | △(2) | △(2) | △(2) |
| | | 搬出制限区域 | △(5) | ○ | △(5) | △(5) |
| | | 監視強化区域 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| | | 制限区域等外 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| 種卵 | 農場→心 卵場 | 移動制限区域 | △(3) | △(3) | △(3) | △(3) |
| | | 搬出制限区域 | △(5) | ○ | △(5) | △(5) |
| | | 監視強化区域 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| | | 制限区域等外 | △(6) | ○ | ○ | ○ |
| ひな | 心卵場→ 農場 | 移動制限区域 | △(3) | △(3) | △(3) | △(3) |
| (移動制限区域内の種卵に由来するもの) | | 搬出制限区域 | △(3) | △(3) | △(3) | △(3) |
| 監視強化区域 | | △(3) | △(3) | △(3) | △(3) | |
| 制限区域等外 | | △(3) | △(3) | △(3) | △(3) | |
| ひな | 心卵場→ 農場 | 移動制限区域 | △(4) | △(4) | △(4) | △(4) |
| (移動制限区域外の種卵に由来するもの) | | 搬出制限区域 | △(5) | ○ | △(5) | △(5) |
| 監視強化区域 | | △(6) | ○ | ○ | ○ | |
| 制限区域等外 | | △(6) | ○ | ○ | ○ | |

○：条件なしで移動可能

△：条件付きで移動可能

×：移動不可

(数字は本文中の条件第8の5の) (1) から (6) に対応)

【制限の例外に伴う協議文の例 (様式37)】

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）（防疫総括班）（防疫指針P.51）

1 移動制限区域内の制限

防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- (2) GPセンター
- (3) ふ卵場
- (4) 品評会などの家畜を集合させる催物

2 搬出制限区域内の制限

防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会などの家畜を集合させる催物の開催を禁止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受け入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、防疫総括班（畜産課）は、当該ふ卵場が4の（3）の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受け入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く）から生まれる初生ひなについては、第8の5の（3）のアの（ア）のbの（c）又は、国防疫指針第9の5の（3）の①のアの（イ）のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

4 制限の対象外

(1) 食鳥処理場の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

再開に際して、家保は次の措置を講じるよう指導し、再開しようとする食鳥処理場は、家保を通して防疫総括班（畜産課）へ協議文を提出する。防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保に通知する。家保は食鳥処理場へ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、食鳥処理場は処理計画及び実績を、家保に報告する。

(ア) 車両消毒設備が整備されていること。

(イ) 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

- (ウ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
 - (エ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - (オ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。
- なお、食鳥処理場で発生した場合には、以上の要件に加え、場内の消毒が完了していること。

イ 再開後の遵守事項（チェックシート1）

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (ウ) 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- (エ) 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家さんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- (オ) 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。
- (カ) 搬入した家さんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- (キ) 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (ク) 搬入した家さんは、農場ごとに区分管理すること。
- (ケ) 家さん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

チェックシート1

| 遵守事項 | 備考 |
|---|--|
| 1 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 2 車両の出入り時の消毒を徹底すること | <input type="checkbox"/> 消毒設備の確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 3 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。 | <input type="checkbox"/> 運搬ルート等の確認 |
| 4 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないように調整するとともに、家さんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 5 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |

| | |
|--|--|
| 6 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 7 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 8 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 9 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。 | <input type="checkbox"/> 記録簿の確認 |

※「備考」は、遵守事項の遵守状況を確認する方法。

(2) GPセンターの再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

再開に際して、家保は次の措置を講じるよう指導し、再開しようとするGPセンターは、家保を通して防疫総括班（畜産課）へ協議文を提出する。防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保に通知する。家保はGPセンターへ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、GPセンターは処理計画及び実績を、家保に報告する。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 原卵と製品が接触しない構造になっていること。
- (ウ) 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- (エ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (カ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項（チェックシート2）

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (イ) 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。
- (ウ) 作業従事者（関係者を含む。）がGPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (エ) トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (オ) 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。
- (カ) 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

チェックシート2

| 遵守事項 | 備考 |
|---|--|
| 1 車両の出入り時の消毒を徹底すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒施設の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 2 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。 | <input type="checkbox"/> 運搬ルート等の確認 |
| 3 作業従事者（関係者を含む。）がGPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 4 トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 5 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 6 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。 | <input type="checkbox"/> 記録簿の確認 |

※「備考」は、遵守事項の遵守状況を確認する方法。

(3) ふ卵場の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

再開に際して、家保は次の措置を講じるよう指導し、再開しようとするふ卵場は、家保を通して防疫総括班（畜産課）へ協議文を提出する。防疫総括班（畜産課）は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保に通知する。家保はふ卵場へ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、ふ卵場は処理計画及び実績を、家保に報告する。

(ア) 車両消毒設備が整備されていること。

(イ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

(ウ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

(エ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。

(オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

(カ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項（チェックシート3）

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

(ア) 第8の5の（3）又は（4）により認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

(イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

- (ウ) 作業従事者（関係者を含む。）が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (エ) ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
- (オ) コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (カ) ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
- (キ) 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
- (ク) 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
- (ケ) ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
- (コ) 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

- (4) 畜産課は、(1) から (3) までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

チェックシート3

| 確認事項 | 備考 |
|--|--|
| 1 第8の5の(3)又は(4)により認められるまで、ひなを出荷しないこと。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 2 車両の出入り時の消毒を徹底すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 3 作業従事者（関係者を含む。）が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 4 ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 5 コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 6 ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 |
| 7 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 8 ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。 | <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 9 ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。 | <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 |
| 10 種卵及びひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。 | <input type="checkbox"/> 記録簿の確認 |

【協議文例（様式37）】

第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）（地域対策本部総務班） （防疫指針P.55）

1 基本的な考え方

防疫総括班（畜産課）は、本病の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。ただし、第8の1の（1）のア又はイにより、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

2 設置場所の選定

具体的な消毒ポイントの設置場所の検討にあたっては、地域対策本部は、管轄する各警察及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。また、消毒対象車両の誘導スペースや消毒用機材、作業用テント等設置可能な場所であることに加え、以下の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1 kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界、その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

- （1）道路網の状況
- （2）一般車両の通行量
- （3）畜産関係車両の通行量
- （4）山、河川等による地域の区分
- （5）十分な広さのある車両消毒可能なスペース

3 消毒の対象

消毒ポイントの設置にあたっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、引き込み方式の消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

4 消毒の方式

消毒ポイントにおける消毒の方法は、引き込み方式の動力噴霧器によるものや、設置場所の特性も踏まえた道路上等への組立型車両消毒槽・プール式消毒槽・消毒マット等の設置により行う。消毒マットは、大型車両のタイヤが最低1回転するようにタイヤの直径を考慮して設置する。

（1）畜産関係車両

車両の消毒は、鳥インフルエンザウイルスに有効で、かつ、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥

等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

ア ボディと下回りを上部から下部に向けて、消毒薬で入念に洗浄・消毒を行う。その際、必要に応じて、可動部は動かして、消毒の死角ができないようにする。また、トラックのサイドガードやバンパー、さらに車体下部のシャーシレールの内側についてもしっかり洗浄・消毒する。



イ タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤの洗浄・消毒を行う。その際、タイヤの溝や側面については、入念に洗浄・消毒する。



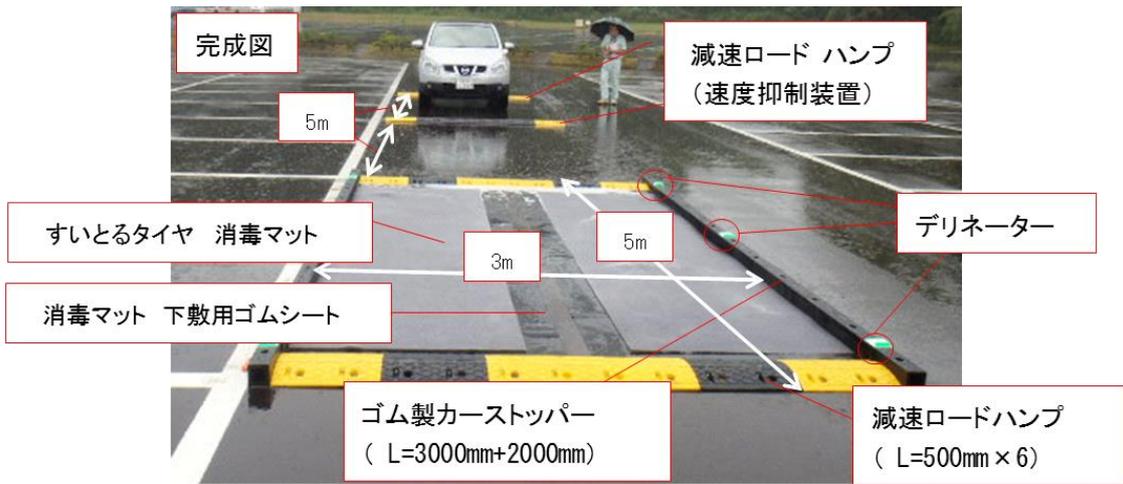
ウ 荷台の幌は装着したまま、荷台と幌の外を消毒する。

エ ペダル、フロアマット、運転シート等、運転席の内部も消毒する。

(2) 一般車両

原則、組立型車両消毒槽、プール式消毒槽及び消毒マット等を用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換・補充するものとする。一般車両であっても、農場に出入りした車両は畜産関係車両と同様に動力噴霧器等を用いて消毒する。

また、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう、消毒薬がなるべく散逸しないように注意する。



組立型車両消毒槽

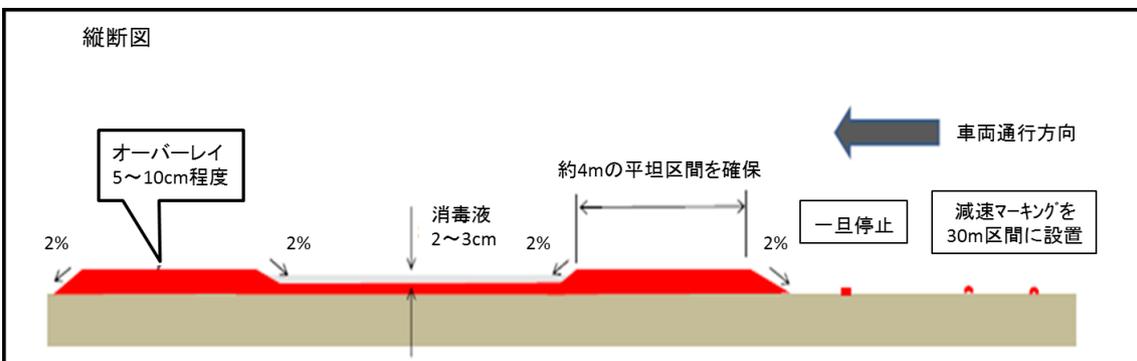


プール式消毒槽



消毒マット

〔消毒ポイントの配置図例 プール方式例 参考図〕



5 正確な情報提供・指導

他県で発生した場合は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないように、正確な情報提供・指導を行う。

6 消毒ポイントの設置・運営・撤去

(1) 実施期間

消毒ポイント設置は疑い発生時から準備するものとする。消毒作業は患畜確定時から最終発生に係る防疫措置の完了後概ね21日間以上とし、終了時期は県本部が決定する。

(2) 設置等

ア 担当者

地域対策本部総務班 消毒ポイント係

イ 消毒ポイント運営計画

消毒ポイントは、24時間体制で業務を行うが、原則8時間交代、1組3人で運用する。このため1日あたりの必要人員は、以下のとおり。

| |
|--|
| (消毒ポイント5か所・1日3交代制・1組3人の場合) 5か所×3交代×3人/組=45人/日 |
|--|

なお、プール式と引き込み式を併用する場合は、4~5名/組で運用する。

消毒ポイント業務開始初期(1日目~2日目程度)は、応援要員の派遣等が遅れる可能性を加味し、地域振興局等職員及び市町村職員で対応できる計画を作成しておく。また、防疫総括班(畜産課)は防疫協定締結先への業務委託を行う。

ウ 資機材の確保

設置・運営に必要な資機材は、基本的には建設業協会支部に依頼し設置する。なお、消毒ポイントを速やかに設置するため、地域振興局等はあらかじめ動力噴霧器、ポリタンク等必要な資機材の借り入れ可能な機関と賃借協議を行い、資機材到着まで借り入れ資機材で対応する。さらに不足する場合は、防疫総括班(畜産課)へ資機材の確保を依頼し、レンタル等で確保する。

この情報は、防疫総括班(畜産課)、地域対策本部消毒ポイント係及び契約先と共有する。

組立型車両消毒槽は、疑い事例発生後に他の初動に必要な防疫資材とは別に中央家畜保健衛生所から地域対策本部のある振興局に搬入し、振興局から建設業協会が消毒ポイント設置場所に搬入し、設置する。

コンテナハウスや簡易トイレ、水タンク等、ユニック車での設置運搬を建設業協会支部が行うときは、消毒ポイント係が現地での設置に立ち会い・指示を行う。

また、使用方法や燃料などを確認し、誰もがわかる使用方法、手順等の情報をコンテナハウス又は当該機材に設置し、不足する資材（消毒に使う薬剤や防疫服等防疫資材等）については防疫総括班（畜産課）へ連絡する。消毒薬の濃度や防疫服装着方法等が不明な場合は地域対策本部の指導を受ける。

エ 消毒ポイント設置に必要な事務的手続き等

地域対策本部総務班は、道路管理者に、道路占用許可申請を、また、管轄警察署に道路使用許可申請を行う等、必要な書類を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受け、応援計画等の見直し調整を行う。

建設業協会支部との協定に基づき、資機材の設置や応援要員の派遣だけでなく、消毒に要する水の配送・組立型車両消毒槽等の配送・設置を依頼する。簡易トイレや発電機等の機材を借り受けた場合、その燃料や洗浄水の補給、汲み取り作業等も併せて依頼する。

防疫総括班（畜産課）は、この情報をもとに、協定に基づいた協力要請の文書・仕様書を作成し建設業協会本部に送付する（負担金としての支払いを想定）。これを受け、総務班は、建設業協会支部に同様に送付する。

【道路占用許可申請書（様式38）】

【道路占用料免除申請（様式39）】

【道路使用許可申請書（様式40）】

【道路工事届（様式41）】

【道路通行止申請書（様式42）】

また、消毒ポイントの情報として必要な、緯度・経度や道路情報、制限区域情報など、技術管理課と連携し、地図情報や一覧表を作成する。

さらに、県警本部警備部や土木部等の各担当と随時情報共有を行い、円滑な設置、運営、撤去までを遂行する。

オ 消毒ポイントの運営

消毒ポイントの運営は、設置場所を管轄する地域振興局等が中心となり、市町村や建設業協会支部及び農協等と連携して実施するものとする。

作業実施期間内において、建設業協会等が消毒業務等、受託可能と判断された場合には、防疫総括班（畜産課）及び業務委託係は、消毒作業の業務を協力要請できるものとする。

なお、消毒ポイントにおける具体的な作業内容の指示等については、消毒ポイント係が担当する。特に、応援要員に、作業内容のみならず、消毒ポイントの意義、目的、交代時の引き継ぎ等十分指導を行う。

(3) 実施内容

ア 設置場所の選定及び設置場所の周知徹底

平時において、地域振興局等が事前調査を行い、飼料運搬車等関連車両通行ルート进行勘案し、下の(ア)の選定基準を満たす場所を下見しておき、農場の位置とともに設置可能箇所を防疫マップ上に記入しておく。

発生時には、制限区域内でなるべく清浄区域との境界に近いところに設定する。

(ア) 設置場所の選定基準

- a 主要幹線道路沿いであること
- b 大型車両も誘導可能で、旋回等のための広いスペースがあること
- c 車両の出入りの際に事故等の危険性がない場所であること
- d 動力噴霧器や自家発電機等による騒音及び照明器具等による光害等に配慮し、周辺の住宅から離れていること

(イ) 設置場所の周知

高病原性鳥インフルエンザ発生確定後、防疫総括班(畜産課)は、関係機関にメール及びファクシミリ等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うと共に、県のホームページへも掲載する。

イ 消毒ポイントにおける作業実施内容

(ア) 消毒ポイントでは、表示板により消毒場所を明示する。また、「移動制限立て看板」を設置する。

(イ) 別紙必要資材一覧表に基づく資材を搬入する。

(ウ) 消毒の実施

飼料運搬等関係車両の運転手に、消毒ポイント設置の目的を十分理解させ、円滑に消毒実施を行うよう努めるものとする。

消毒の実施手順については、別紙手引書等に基づき、実施するものとする。

(エ) 消毒済確認書の発行及び報告

消毒ポイント運営担当者は消毒終了後、運転者に車両消毒確認書(様式43)の発行を行い、車両消毒台数報告書(様式44)に実施状況を取りまとめる。一日の作業終了後、設置時間と消毒車両数を防疫総括班消毒ポイント・資機材担当に報告する。

(4) その他注意点

ア 高速道路

高速道路ICはNEXCO西日本の管理となる。防疫総括班(畜産課)消毒ポイント・資機材担当は、高速道路を管轄する警察(高速道路交通警察隊)に消毒ポイント設置にかかる事前協議を行う。必要に応じ、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当は、NEXCO西日本との協力協定に基づいた協力要請の文書を作成送付する（負担金としての支払いを想定）。

イ 市町村や団体独自の消毒ポイント（家伝法に基づく消毒ポイント以外）

について

設置運営費については、市町村又は団体負担となることを考慮し、設置については地域対策会議等で慎重に検討すること。

ウ 貸借機材取り扱い等

建設業協会支部の機材を設置後、これまで貸借した機材については、貸出し者に速やかに返却する。故障やメンテナンス等が必要な場合は、その都度、防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当に連絡する（県の支払を想定）。

エ 在庫確認

地域対策本部は、消耗品だけでなく、トイレの状況（汲み取り作業）、消毒用水、薬剤等の管理を適宜行う。

オ レンタル機械

レンタル機械の不具合、故障等については、その都度、発生現場にて現状を確認し記録を残すこと。

第11 消毒作業

1 基本的な考え方

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の侵入を防ぎ、また、発生した場合であっても、病原体の散逸、病気のまん延を防ぐため、消毒は非常に大切である。また、消毒は、「日頃の予防的な消毒」と「伝染病発生時の防疫措置としての消毒」に大別できる。

(2) 「日頃の予防的な消毒」としては、次のアからウについて実施する。予防的な消毒には、通常は広範囲の病原菌やウイルスに対する効果が期待できる汎用性の高い消毒薬を用いる。鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが高くなったと考えられるときは、日頃使用している消毒薬が鳥インフルエンザウイルスに有効であるかどうか確認し、用法及び用量並びに使用上の注意を正しく守り、入場する車両や物品を十分に消毒する。

ア 家きん舎へ出入りする際の管理者、物の消毒

イ 家きん舎周囲の消毒

ウ 農場へ出入りする人、車両等の消毒

(3) 「伝染病発生時の防疫措置としての消毒」としては、ウイルスの散逸を防ぐため、次のアからエについて実施する。なお、消毒の対象（人、車両、物、家きん舎等）や場所（家きん舎の出入口、農場内、農場の出入口、畜産関係車両用及び一般車両用消毒ポイント等）によって消毒方法も異なるが、本マニュアルを参考に消毒作業を効果的に進める。

ア 発生農場

(ア) 殺処分開始前の消毒

(イ) 殺処分等の作業中の消毒

(ウ) 防疫措置完了後の消毒

イ 埋却地等

(ア) 埋却準備中の消毒

(イ) 焼埋却地への殺処分家きん運搬中の消毒

(ウ) 埋却作業中の消毒

(エ) 埋却終了後の消毒

ウ 周辺農場

衛生管理としての消毒の強化徹底（鳥インフルエンザウイルスに効果の高い消毒薬の使用）

エ 消毒ポイント

(ア) 畜産関係車両用消毒ポイントの設置

(イ) 必要に応じ、一般車両用消毒ポイントの設置

【消毒実施状況（様式45）】

2 消毒薬の選定

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは表面がエンベロープと呼ばれる壊れやすい膜で覆われているため、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド液などの多くの消毒薬が有効である。また、ウイルスの感染性は70℃以上、1秒の加熱で失われる。
- (2) 鳥インフルエンザウイルスは pH12 以下では失活しないので、消石灰液など高アルカリ液を用いる場合はpH12 より高いアルカリ度のものを使用する。なお、高アルカリ液は作業者の皮膚や粘膜を痛めるおそれがあり、発生農場の防疫措置では大量の消毒薬を使用するため、周辺の農作物や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。消毒薬の選定と使用に当たっては、周辺への影響についても十分な注意が必要である。

(参考) 反応温度が H5N1 鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果に及ぼす影響

| 消毒薬 | 各反応温度における 最大有効希釈倍数 (1 : n) | | |
|-------|-------------------------------|-------|-------|
| | 25℃ | 15℃ | 5℃ |
| | アストップ | 3,200 | 800 |
| パコマ | 800 | 100 | 50 |
| クレンテ | 800 | 1,600 | 1,600 |
| ゼクトン | 3,200 | 1,600 | 1,600 |
| トライキル | 6,400 | 3,200 | 1,600 |

出典：迫田義博ら、「鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」
日本獣医師会雑誌 60 p519-522 (2007)

【消毒薬の種類】

- ア 陽イオン系消毒薬：皮膚・粘膜に対する刺激が少なく、腐食性もほとんどない。（例：塩化ジデシルジメチルアンモニウム、[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）] アルキル（C9-15）トルエン水溶液）
- イ 塩素系消毒薬：強力な酸化能による迅速な殺菌作用がある。（例：ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム）
- ウ オルソ系消毒薬：オルトジクロロベンゼンを成分とする複合消毒薬で、コクシジウムオーシストも殺滅する。
- エ アルカリ添加消毒薬：陽イオン系消毒薬に水酸化ナトリウム（NaOH）又は水酸化カリウム（KOH）を添加することでアルカリ化

し、殺菌力を高めたもの。（例：塩化ジデシルジメチルアンモニウムの希釈液にNaOH 又はKOH を添加）

（参考）鳥インフルエンザウイルスに効果がある消毒薬

| 分類 | 主な商品名 | 効果が認められる最高希釈倍数（注） |
|-----------|----------------------------|---|
| 陽イオン系消毒薬 | アストップ | 2,000倍 |
| | パコマ | 2,000倍 |
| 塩素系消毒薬 | クレンテ | 3,000倍 |
| オルソ系消毒薬 | ゼクトン | 300倍 |
| | トライキル | 200倍 |
| アルカリ添加消毒薬 | クリアキル-100 (NaOH又はKOH添加) | 2,000倍 (NaOH又はKOHを0.05-0.1% となるように添加) |

注) 承認された用法・用量の範囲内で効果が認められる最高希釈倍数。類似の名称で濃度が異なる製品があるので、希釈倍数は製品の表示の倍数とすること。（例：パコマ200）

出典：「H1 亜型インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」家畜衛生学雑誌35p. 57-58（2009）

「鳥インフルエンザウイルスの感染性に及ぼす消毒薬の効果について」家畜衛生学雑誌29p. 123-126（2003）

「鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」日本獣医師会雑誌60p.519-522（2007）

「各種消毒薬の鳥インフルエンザウイルスに対する効果試験」家畜衛生学雑誌32p.67-70（2006）

（3）消毒に当たっての一般的な留意事項

ア 消毒作業従事者は、未使用又は消毒済の服を着用する。

イ 消毒作業従事者が汚染区域に入退場する際にウイルスを散逸させてしまうおそれがある。特に退出時には十分に消毒が必要となる。

ウ 泥や排せつ物は消毒薬の効果を弱めてしまうおそれがある。消毒前には、泥や排せつ物などを十分に洗い落とす。また、踏込消毒槽の消毒薬は、定期的に交換するとともに、汚れたらすぐに交換する。

エ 酸性消毒薬とアルカリ性消毒薬を混ぜると、効果が低下する場合があります。ことに加え、有害ガスが発生することもあるので十分に気をつける。

オ 皮膚刺激性の消毒薬もあるため、消毒の際には、皮膚・口・呼吸器等に消毒薬が付着したり吸い込んだりしないよう、マスク、眼鏡（ゴーグ

ル)、ゴム手袋等を着用し、換気に注意して作業する。万一皮膚や眼に付いた場合には、直ちに多量の水で洗った後、医師の診察を受ける。

3 消毒方法

次の(1)～(4)の消毒箇所に応じて、以下のとおり消毒方法を考慮する。

(1) 発生農場における消毒

ア 殺処分開始前の消毒(殺処分班)

- ・家きん舎周囲の消石灰散布、家きん舎内外の逆性石けん液噴霧

イ 殺処分等の作業中の消毒(通行規制消毒係)

- ・汚染区域を出る時の人、車両の逆性石けん液噴霧

ウ 防疫措置完了後の消毒(家きん舎清掃消毒班)

(ア) 家きん舎内を消毒する前に家きんに接した、又は接したおそれのある器具、機材、衣類等を家きん舎外に出して、消毒薬に浸漬、又は動力噴霧器等で十分に消毒薬を噴霧する。消毒に当たっては、付着していた泥や糞尿等の有機物をブラシなどで完全に洗い落とし、逆性石けん液噴霧等により消毒する。乾燥後、所定の位置に戻して保管する。防疫作業用に持ち込んだ器具・機材についても、農場外へ搬出する前に同様に消毒する。

(イ) 次に、排せつ物や敷料も外へ出した後、床面等を清掃する。できるだけ、動力噴霧器を用いて徹底的に水洗して汚れを落とす。なお、動力噴霧では1坪(3.3m²)当たり20ℓ程度の水が、高圧温水洗浄機では1坪(3.3m²)当たり7ℓ程度の水が必要となる(ウイルス拡散防止のために水ではなく消毒薬を使えばより効果的)。

床面等の清掃後、動力噴霧器を用いて、家きん舎内外に適切な消毒薬を散布する。家きん舎の上から下、すなわち、天井、壁面、床面の順で隅々まで消毒し、さらに、家きん舎外壁も同様に消毒する。なお、一坪(3.3m²)当たり4～6ℓの薬液が必要となる。

(ウ) 最後に、重機等を用いて、家きん舎内の床面等や鶏舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を散布するが、重機等が使用できない場合には、消石灰20kg入りの袋を持ち、0.5～1.0kg/m²の割合(1袋当たり20～40m²)で散布した後、ホウキ等で均一に広げる。

(エ) 老朽化した家きん舎では床面に亀裂や陥没が見られることがあるため、そのような場合は除糞・水洗後、床面の排水口を閉じて、10%消石灰を十分に散布し、そのまま乾かす。(床面の亀裂や陥没に10%消石灰液が浸透し、乾燥後も各種病原体を抑え込む。)

なお、防疫措置完了時の消毒を1回目とし、動力噴霧器等による家きん舎内外の消毒を少なくとも1週間間隔で3回以上実施する。

(2) 埋却地等における消毒

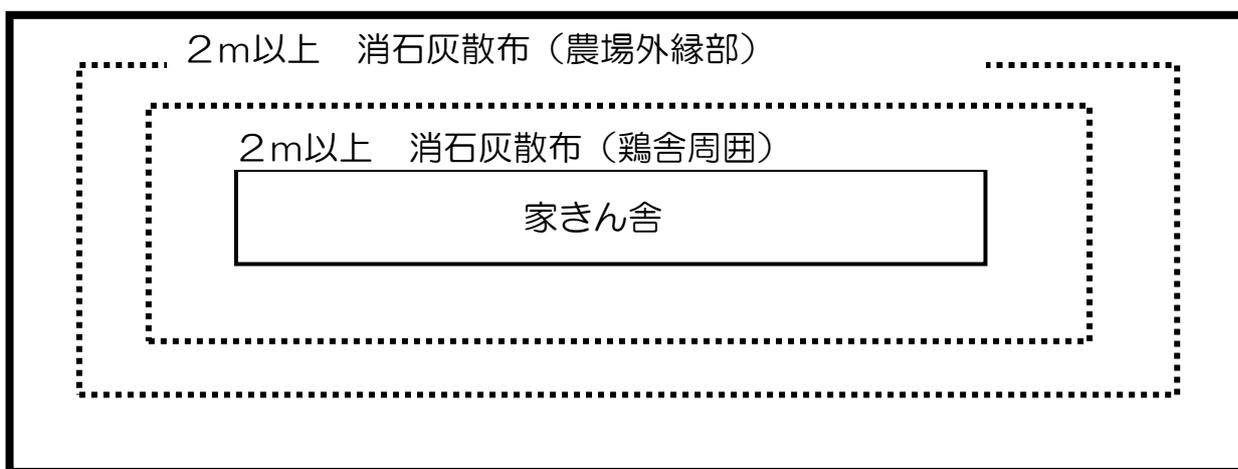
ア 埋却地

- 埋却溝底面、ブルーシート底面、埋却物品上面、被覆ブルーシート上面、埋め戻し後について消石灰を散布。

イ 搬出、運搬

- 殺処分家きん等の密閉容器、積載トラック（積載前、荷下ろし後、汚染区域及び埋却地等から出発時）について逆性石けん液を噴霧。

(参考) 家きん舎周囲及び農場外縁部への消石灰散布のイメージ



注) 0.5~1.0kg/m²の割合 (1袋当たり20~40m²) で散布

消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は、比較的安全な物質ですが、強アルカリであること、水や汗に触れると発熱して火傷を引き起こすことがあるため、その取扱いには注意が必要です。

注意点

1. 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
2. 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
3. 皮膚に付いた消石灰が水や汗に触れて発熱し、火傷を引き起こすことがあります。
4. 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
5. 子供の手の届かない所に保管してください。

使用する際には

1. 保護メガネ（目に入らないようにします。）
2. 保護手袋（ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。）
3. 保護マスク（吸い込んだり、飲み込まないようにします。）
4. 保護衣服（防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。）

万が一の際には

目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。

吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気のある場所へ移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。

飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。

皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。

(3) 周辺農場における消毒

- ア 農場の出入口を1カ所に制限した上で、踏込消毒槽、消毒薬を染み込ませたマット等の設置、消毒薬散布等により、靴底等を消毒する。
- イ 農場に入る全ての車両や器具等は、噴霧消毒器を用いて消毒する。
- ウ 家きん舎周囲には消石灰を散布(0.5~1.0kg/m²)し、ホウキ等で均一に広げる。消石灰は一度濡れた後、乾燥すると除々にpHが下がり効果が弱まるので、こまめに散布する。
- エ 家きん舎出入口には、靴底などに付いた泥や排せつ物を洗い落とす洗浄槽と消毒薬を添加した消毒槽を設置する。「(参考)踏込消毒槽の作り方と使い方」参照。
- オ 家きん舎内(各種機材を含む)では、金属への影響が比較的小さい(腐食性が弱い)消毒薬を噴霧することが望ましい。塩素系消毒薬や高濃度逆性石けん液を使用する場合は、皮膚や粘膜を刺激するおそれがあるので、家きんや飼料に直接かからないよう注意する。

※ 移動制限区域外の農場についても周辺農場と同様に、人、車両等の出入りを厳格に制限するとともに、家きん舎周囲及び農場内の消石灰の散布、家きん舎へ出入りする際の消毒、人や車両が農場へ出入りする際の消毒等、日頃の飼養衛生管理を徹底する。

(4) 日頃の予防的消毒

鳥インフルエンザウイルスに限らず、病原体の家きんへの接触を防ぐためには、農場への人や車両の出入りを必要最小限に制限し、病原体が農場に持ち込まれる可能性をできるだけ低くする。その上で、人や物、車両が農場内へ立ち入る際には、踏込消毒槽や噴霧器などを用いて予防的消毒を徹底する。また、日頃から家きん舎内外や農場周囲を消毒しておく。

【留意事項】

- ① 通路、家きん舎周りに消石灰を反復散布し、さらに、天地返しを行うことにより、土壌をアルカリ化する。
- ② 日常管理に適した消毒資材は消石灰である。粉で散布するよりも10%前後の消石灰液を散布する方が無駄もなく作業も容易である。少なくとも月1回は散布する。
- ③ 温度が低いと消毒薬の効果も下がるので、冬季は希釈濃度を高めにする。(決められた濃度の中で高い方を選ぶ。)

(参考) 踏込消毒槽の作り方と使い方

踏込消毒槽は、高病原性鳥インフルエンザだけでなく、様々な病原体の侵入リスクを下げるために有効。家きん舎や農場の出入口に常備する。

- ア 準備するもの
消毒薬が10ℓ程度入るプラスチック容器と消毒薬。

イ 消毒薬は用法及び用量に従い調製する。

ウ 使用方法

- 家きん舎出入口は、まず靴底などに付いた泥や排せつ物等を洗い落とすために水だけ入れた洗浄槽と消毒薬を添加した消毒槽の2つを置く。
- まず、洗浄槽で長靴に付着している泥や排せつ物を洗い落としした後、長靴を消毒槽に浸漬する。洗浄槽がない場合でも、消毒槽に浸漬する前に長靴を洗浄して泥などを取り除く。
- なお、消毒槽に中蓋（直径5センチくらいの穴を7～8個くらい空けた発泡スチロール）を浮かべて、その上から踏み込むと、中蓋の穴から強い水流が出てきて消毒効果が増す。
- 泥や排せつ物などの有機物が含まれると、消毒薬の効果が落ちるため、洗浄用の水や消毒薬が汚れたらすぐに交換する。



①消毒前



②洗い水槽



③踏込消毒層



④消毒後

4 消毒薬の使用、保管、廃棄に当たっての注意事項

(1) 使用上の注意事項

消毒薬の使用上の一般的な注意事項を以下に示す。

- ア 消毒薬の原液（原末）や高濃度溶液が、皮膚、眼、飲食物、飼料、被服等にかからないように注意し、万が一、皮膚や眼に付いた場合には、すぐに水でよく洗い、医師の診察を受けること。
- イ 子供などが消毒薬を誤飲しないよう、手の届かない場所に置くとともに、食品用の容器に小分けして使用しないこと。
- ウ 消毒薬の散布作業中には、マスクなどを付けて消毒薬を吸い込まないように注意すること。
- エ アレルギー体質などで、皮膚の発赤、掻痒（そうよう）感などの過敏症状が現れた場合には、消毒薬を用いた作業をすぐに中止すること。
- オ 有機物（泥、排せつ物、血液等）は、消毒薬の効果を弱めるため、水で十分に清拭・洗浄するなど、有機物を除去してから使用すること。

(2) 消毒薬の調製に当たっての注意事項

希釈液を調製する場合の一般的な注意事項を以下に示す。

- ア 使用の都度に希釈、調製すること。
- イ 殺虫剤や他の消毒薬と混ぜて使わないこと。
- ウ 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗しておくこと。
- エ 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属を腐食させることがあるため、プラスチック製又はステンレス製の容器で調製すること。

(3) 消毒薬の保管

消毒薬の製品又は添付文書に記載された方法に従って保管する。保管上の一般的な注意事項を以下に示す。

- ア 子供などの手の届かないところに保管すること。
- イ 他の容器に入れ替えないこと。
- ウ 開封後は、液体の場合はしっかりと栓をして、粉末の場合は密閉して保管すること。
- エ 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に保管すること。
- オ 希釈液は保管せず、速やかに使い切ること。
- カ 液状の消毒薬を低温で保存したため、液体中に結晶が現れた場合には、加温して結晶を溶解してから使用すること。
- キ 「劇薬」と表示された製品は、他のものと区別して保管すること。

(4) 消毒薬の廃棄

製品又は添付文書に記載された廃棄方法をよく読み、市町村が定めるルールに従って廃棄する。廃棄に関する一般的な注意事項を以下に示す。

- ア 活性汚泥法による污水处理施設が農場内にある場合、この施設へ多量の消毒薬が流入することがないように注意すること。

イ 河川、湖沼等に消毒薬が直接流入することがないように注意すること。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認（防疫指針P.60）

1 疫学調査（疫学調査班）

（1）調査の実施方法

家保は、第4の2の（8）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（2）疫学関連家きん

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

（1）の調査の結果、次の（ア）から（ウ）に該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

（ア）病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

（イ）病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

（ウ）防疫指針第5の2の（1）の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

（1）の調査の結果、次の（ア）から（ウ）に該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

（ア）病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

（イ）防疫指針病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん

(ウ) 第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

※アの(ア)から(ウ)又はイの(ア)から(ウ)の家きんが、病性判定日に出荷済みであった場合は、動物衛生課と協議し、疫学関連家きんを飼養していた飼養農場に十分な消毒を指導したうえで、疫学関連家きんから除外できる。

※病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きんは、防疫指針第5の2の②の力に基づき、疑似患畜となる。

(3) 疫学調査に関する留意事項

ア 家保は、家きん、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への訪問者（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

イ 畜産課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。

【追跡調査表（報告書）（様式46）】

【家族行動調査表（様式47）】

【発生場所へ出入りした人の行動表（様式48）】

【発生場所からの家きん等及び物品の移動状況調べ（様式49）】

【追跡班編成表（様式50）】

ウ 農場等への立入調査及び報告徴求は、法第51条及び第52条の規定に基づき、実施する。

【死亡家きん確認報告（様式51）】

エ 簡易検査及び血清抗体検査における検体数は、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

2 制限区域内の周辺農場の検査（検診班）（防疫指針P.59）

(1) 発生状況確認検査

家保は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に次の農場（家きんを100羽以上飼養する農場、だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に立入等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認められた場合には簡易検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。

- ア 高病原性鳥インフルエンザの場合、移動制限区域内の家きん飼養施設
- イ 低病原性鳥インフルエンザの場合、移動制限区域内及び搬出制限区域内の家きん飼養施設

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザにあっては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の農家戸数に応じて国指針に基づき抽出し、立入等により臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認められた場合には簡易検査を行う。

(4) 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農家戸数に応じて国指針に基づき抽出し、(3)と同様の検査を行う。

(5) 立入検査実施要領

ア 班編制

原則として家畜防疫員(検診、情報収集、指導)1名、補助員(案内、記録)1名、計2名1組とする

イ 立入検査計画の作成

2の立入対象となる養鶏場等について1日の検診戸数を算出し、班編成する。

ウ 家畜防疫員は立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、臨床症状を示す家きん及び死亡家きんを対象に病性鑑定を実施する。ただし、一定以上の死亡率が確認された農場については、移動の自粛を要請した上で病性鑑定を実施する。

エ 検診台帳の整理

検診にあたっては、立入検査台帳(様式52)を使用し、毎日業務終了時に検診リーダーに報告する。

【鳥インフルエンザ立入検査集計表(様式53)】

発生状況確認検査、清浄性確認検査及び監視強化区域解除検査等にあたっては、【鳥インフルエンザ(発生状況・清浄性確認・監視強化区域解除・制限の例外規定による検査)検査採材野帳(様式54)】を使用する。

オ 中央家保との連携

検査の実施にあたっては、遺伝子検出検査等の準備が必要となるため、畜産課を通じ事前に検査時期及び採材検体数等について連絡し調整を行う。

カ 情報の収集

異状を認めない場合も、各地域の検診終了時に検診リーダーに報告し、常に行動と情報の把握に努める。

キ 情報収集に努めるとともに、鶏肉・鶏卵等の安全性を啓発し、風評被害の防止に努める。

(6) 検査の方法

ア 対象農場に対して、電話、オンライン会議又は立入等により臨床検査を実施する。家きんについて異状を認めた場合には、必要に応じて簡易検査を行う。

イ 簡易検査を行う場合は、第4の2の(2)と同様に検査を行う。

(7) 1の(2)又は2の(1)、(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

1の(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合、第4の2に準じた検査を実施し、第5により病性の判定を行う。さらに、2の(1)、(2)の検査について陽性が確認された場合、第5により病性の判定を行う。

(8) 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

ア 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の(1)、(2)の検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。

イ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

ウ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

エ 立ち入った農場の家きんについて1の(2)又は2の(1)、(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場の調査に立ち入らないこと。

第13 ワクチン（法第31条）（防疫指針P.62）

ワクチンの使用は、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に限り、農林水産省がまん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。

なお、ワクチンの使用については、資料5のとおり農林水産省の指示のもと実施するものとする。

【ワクチンの使用について（資料5）】

第14 家きんの再導入（防疫指針P.68）

経営を再開するに当たっては、家きん舎等の消毒を行った後、家保は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議の上、次の検査を行う。

1 家きん舎の床、壁、天井等の環境検査（環境モニタリング検査）

（1）環境検査の実施方法

ア 検査材料の採取場所

- （ア）家きん舎（壁、床、飼槽、換気扇、外部への出入口付近等）
- （イ）堆肥舎
- （ウ）飼料置き場、飼料
- （エ）死亡家きん等保管場所
- （オ）長靴、作業用手袋、家きんの飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

イ 検体数

各家きん舎10 か所（発生家きん舎については、重点的に採材する必要があるため50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

ウ 検査方法

抗生物質（ペニシリン（1,000 単位/mL）、ストレプトマイシン（1,000 μ グラム/mL）を加えたPBSで濡らした滅菌綿棒等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施する。

エ 遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

オ 個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、ウイルス分離検査を実施する。

（2）環境検査で陽性となった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

2 清浄性確認のため導入したモニター家きんの臨床検査（以下「モニター家きん」という。）

（1）モニター家きんの搬入は、第14、3（2）の後に実施する。

（2）モニター家きんは、1家きん舎当たり30羽以上とし、家きん舎内での偏りがないように動物衛生課と協議の上、配置する。

（3）毎日、モニター家きんの臨床観察を行うとともに、家きん舎へ導入後に、高病原性鳥インフルエンザの場合は臨床検査及び簡易検査、低病原性鳥インフルエンザの場合は臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を行う。高病原性鳥インフルエンザの場合は、導入した日から3日を経過した後に、臨床検査（全羽）及び簡易検査（家きん舎ごとに5羽）を行う。低病原性鳥インフルエンザの場合は、導入した日から14日を経過した後に、

臨床検査（全羽）、簡易検査及び血清抗体検査（家きん舎ごとに5羽）を行う。

なお、（3）の検査の結果が仮に陽性となったとしても、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、1の検査から再度実施する。

3 家きんの再導入に関する留意事項

（1）再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。

（2）確認する内容は、次のとおりとする。

ア 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。又は、農場内の消毒を、と殺終了後1回、及び家きん排せつ物等が農場外に搬出されてから1週間間隔で2回、計3回以上実施していること。

イ 農場内に、家きん排せつ物が残っている場合は、排せつ物の表面をシート等で十分に覆い、静置した上で1ヶ月間以上発酵させる。その後十分に発酵温度が上昇していることを確認したうえで、堆肥化した排せつ物のウイルス検査（ウイルス分離）を行い、陰性を確認したうえで農場外に搬出されていること。

ウ 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了したうえで、農場外に搬出されていること。

（3）家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。

（4）家きんの再導入に当たっては、県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な埋却予定地又は焼却施設を確保しておくものとする。

（5）原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでは、農場内の飼料、家きん排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

（6）農場に対し、家きんの再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者

に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに県に報告する。

第15 農場監視プログラム（防疫指針P.71）

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は5の（2）に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、家保は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において防疫指針第9の1の（5）の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きん所有者に求める。
- (4) 県は、5の（2）のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究所に送付する。

2 モニター家きん検査開始前の検査

家保は、最初のモニター家きん検査が実施されるまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

3 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
 - ア 生きた家きん
 - イ 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ウ 家きんの死体
 - エ 家きんの排せつ物等
 - オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）
- (2) 制限の対象外
 - ア 敷料等の移動
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを埋却し、焼却し、又は消毒することを目的に処理施設に移動す

ることができる。この場合、移動時に防疫指針第9の5の(7)の②の
アからクまでの措置を講ずる。

イ 家きん卵（種卵を含む。）の出荷

家きん卵は、動物衛生課と協議の上、GPセンター、ふ卵場及び検査
等施設に出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵について
は、次の要件のいずれにも該当すること。

(ア) ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理される
こと

(イ) 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵
や死亡初生ひなを対象に簡易検査を実施すること

ウ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする5の(2)の検査で全て陰性を確認して
いる場合には、飼養家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。
この場合、移動時に防疫指針第9の5の(1)の②のアからクまでに規
定する措置を講ずる。

4 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5 kmの区域内にある農場について、1の
(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検出検査及び
血清抗体検査を実施する。

5 清浄性の確認のための検査

(1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを全て
の家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家
きん舎内での偏りが無いよう配置する。

(2) 家保は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に適用
農場における全ての家きん舎に立入、モニター家きんを対象とした臨床検
査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

6 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における
家きんの再導入は、次の要件をいずれも満たしている場合に行うことが可
能。

(1) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする5の
(2)の検査で全て陰性を確認していること。

(2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等の環境検査を行い、陰性
を確認すること。

7 疫学調査

(1) 調査の実施方法

家保は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の(1)の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人(獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等)の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

家保は、(1)の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明（防疫指針P.73）

- 1 家畜防疫員は国が設置する「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム（調査チーム）」に加わり、発生農場及びその周辺で実施される現地調査に同行する。
- 2 家保は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時まで、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、「高病原性鳥インフルエンザ発生農場における環境サンプル採取マニュアル」に基づき、発生家きん舎及び非発生家きん舎から検査材料の採材を行なう。採材は、防疫作業開始に先立ち農場入りした家畜防疫員（5名程度）で行い、原則として、採材終了後は農場防疫補佐となる。
- 3 家保は、防疫措置・消毒が実施される前及び疫学調査チームの到着までに疫学調査における環境サンプル等を採取する。なお、環境サンプルの採材については、国の定める環境サンプル採取マニュアルに基づき実施する。

第17 その他（防疫指針P.74）

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 県は、終息後も家きんの所有者や防疫作業従事者が精神的ストレスを継続している事例があることに鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を努めるものとする。
- 3 県は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 4 県は、農林水産省が進める防疫措置の改善に寄与する研究・開発の成果が出た場合や、防疫指針が改正された場合は、本マニュアルを速やかに見直すものとする。

第18 防疫服の着方・脱ぎ方マニュアル

支援センターで装着する防疫服は、次の手順で着用する。

なお、長靴以外は1クール作業毎に廃棄し、長靴は農場での全作業が終了後廃棄する。

1 防疫服（2枚）を受け取ります。

2 防疫服の中は、作業用私服のみとし、できるだけ軽装とします。

※ 腕時計、携帯電話、財布等すべて現地への持ち込み禁止です（ウイルス拡散防止のため持ち込んだ物品はすべて廃棄となります）。

※ 貴重品がある場合は、別の袋に名前を書いて、支援センターの荷物置き場に置いてください。

3 装着手順

(1) 防疫服2枚のうち、1枚の防疫服の背中と胸にマジックでクール番号及び名前を記入し、それを外側に着用します。



(2) キャップ、マスク、ゴーグル、インナー手袋、アウター手袋を受け取り、手順どおりに装着し、ガムテープで目張りをします。その後、スリッパを履き、バスに乗りこみます（ただし、支援センターの配置や広さ、天候などを考慮し、現場事務所でゴーグルの着用等や目張りを行うこともあります）。必要に応じてバス車内でスリッパの上から使い捨てシューズカバーを装着して、現場事務所到着後、スリッパを脱ぐ際にカバーは廃棄します。



(3) 現場事務所で長靴を受け取り、ガムテープで目張りをします。以下の⑥以降は、原則、現場事務所で着用します。



①髪の毛が出ないようにキャップをかぶる。



②隙間ができないようにマスクをつける。



③防疫服（外側）のフードをかぶる。



④フードの上からゴーグルをつける。ゴーグルには、曇り止めを使用する。



⑤インナー手袋を1枚目の防疫服の袖の上に被せてつけ、その上から2枚目防疫服の袖を被せる。



⑥内側の防疫服の裾を長靴の中に入れ、外側防疫服の裾を長靴の外側に出す。



⑦隙間ができないようにガムテープで目張りする。



⑧アウター手袋をつけて、隙間ができないようにガムテープで目張りする。



⑨喉元に隙間ができないようにガムテープで目張りする。

※ 防疫服着用の際の注意点

- (1) ⑦・⑧で目張りをするときには、脱衣時に剥がしやすくするため、ガムテープの端を折り返しておく。
- (2) 目張りするときには作業がしやすいように防疫服に少し余裕を持たせて目張りする。



⑩装着完了。隙間ができていないかよく確認する。
現場責任者等と作業従事者は、それぞれ異なる色の防疫服を装着する。

<防疫服の識別>

現場責任者：青色の防疫服、赤のベスト
防疫補佐：青色の防疫服、黄色のベスト
作業班リーダー：青色の防疫服
作業従事者：白

【農場での作業終了後、現場事務所での着替え】＜現場事務所手前＞



①全身消毒後、喉元の目張りをはがす。



②アウター手袋の目張りをはがす。



③長靴の目張りをはがす。



④アウター手袋をはずす。



⑤インナー手袋を消毒する。



⑥ゴーグルをはずす。



⑦インナー手袋を消毒する。



⑧外側の防疫服を脱ぐ。



⑨インナー手袋を消毒する。



⑩マスクとキャップをとる。

<現場事務所内>



⑪インナー手袋を消毒する。



⑫長靴を脱ぐ。



⑬インナー手袋をとる。



⑭手洗い、洗顔、うがい。



⑮内側の防疫服を脱ぎ、新しい防疫服(1枚)を装着し、サンダルを履く。

